

【施策11】地域保健

～いきいきと健康に安心して暮らせるまち～

◆展開方向01:ライフステージに応じた健康づくりを支援します。

1	健康づくり事業費	331
2	がん検診事業費	333
3	難病対策事業費	335
4	ぜん息児童水泳訓練事業費	337
5	乳幼児健康診査等事業費	339
6	幼児精密健康診査事業費	341
7	母子保健相談指導事業費	343
8	妊婦健診事業費	345
9	特定不妊治療費助成事業費	347
10	母子健康手帳作成事業費	349
11	健康サポート事業費	351
12	リハビリテーション事業費	353
13	小児慢性特定疾病対策事業費	355
14	健康相談事業費	357
15	健康診査等事業費	359
16	ねたきり者等歯科保健対策事業費	361
17	歯周疾患検診事業費	363
18	口腔衛生事業費	365
19	2歳児親子歯科健診事業費	367
20	大気汚染公害認定研究会負担金	369
21	施設維持管理事業費(保健所)	371
22	保健所等事業費	373
23	食育推進事業費	375
24	精神保健事業費	377
25	養育医療給付事業費	379
26	公害病補償事業費	380
27	健康の家管理運営事業費	381
28	リハビリテーション事業費	382
29	在宅酸素助成事業費	383
30	転地保養事業費	384
31	健康の家利用補助事業費	385
32	呼吸器教室事業費	386
33	リフレッシュ事業費	387
34	水泳鍛錬奨励事業費	388

◆展開方向02:適切な医療体制の確保に努めます。

1	優良看護表彰事業費	389
2	精神科救急病床確保委託事業費	391
3	医務業務事業費	393
4	在宅当番医制運営補助金	395
5	第2次救急医療補助金	397
6	認知症確定診断体制整備事業費	399
7	尼崎健康医療財団補助金	401
8	初期救急医療対策事業費	402
9	尼崎口腔衛生センター補助金	403
10	保健関係等事務協力負担金	404
11	兵庫県救急医療情報システム運営費分担金	405

◆展開方向03:健康危機管理体制の確立に取り組みます。

1	医薬品備蓄事業費	407
2	食品衛生対策事業費	409
3	食の安全・安心コミュニケーション事業費	411
4	尼崎市食品衛生協会委託料	413
5	動物愛護対策事業費	415
6	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	417
7	動物愛護推進強化事業費	419
8	保健所等検体検査委託事業費	421
9	全国政令市衛生部局長会負担金	423
10	感染症対策事業費	425
11	エイズ予防対策等事業費	427
12	予防接種事業費	429
13	住民結核予防事業費	431
14	結核対策特別促進事業費	433
15	肝炎ウイルス検診事業費	435
16	環境衛生対策事業費	437
17	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	439
18	尼崎市環境衛生協会委託料	441
19	公衆浴場施設整備資金利子補給金	443
20	全国市場食品衛生検査所協議会等負担金	445
21	狂犬病予防対策事業費	447
22	施設維持管理事業費(動物愛護センター)	449
23	全国動物管理関係事業所協議会等負担金	451
24	そ族昆虫駆除事業費	453
25	結核管理検診事業費	455
26	近畿公衆衛生協会連合会等会費	457
27	施設維持管理事業費(衛生研究所)	459
28	衛生研究所事業費	461
29	地方衛生研究所全国協議会等負担金	463
30	結核医療事業費	465
31	動物愛護基金積立金	466
32	斎場整備事業費	467
33	予防接種事故医療費負担金	468
34	結核入院医療事業費	469
35	インフルエンザ予防接種助成事業費	470

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	がん検診事業費	4431	事業分類	ソフト事業
根拠法令	健康増進法 第19条の2、がん対策基本法 第13条		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	-		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課
所属長名	鈴木啓史、森田幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	がんは、わが国の死亡原因の第1位であり、本市においても年間1,400人以上が悪性新生物(がん)で死亡しており全死亡者の30%を超える。がんを早期に発見し早期治療に繋げるためにがん検診を実施する。また、市民にがん検診の受診を啓発・促進するとともに、がん予防に対する意識啓発を図る。																																																	
対象(誰を・何を)	市民																																																	
求める成果(どのような状態にしたいか)	がん検診の受診率を上げ、がんを早期に発見し早期治療に繋げることで、がんによる死亡者数を減少させ、健康寿命の延伸を図る。																																																	
事業概要	市内医療機関及びハーティ21等において、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく方法で、がん検診を実施する。また、がん検診の重要性などの意識啓発に努め、市民の健康管理意識の向上と健康の保持増進を図る。																																																	
実施内容	【胃がん検診事業】 昭和57年度 <対象者> 40歳以上の市民 <検診方法> 問診、胃部エックス線検査 <実施回数> 1年に1回 <実施機関> 保健所、市内医療機関、ハーティ21等																																																	
	【子宮頸がん事業】 昭和56年度 <対象者> 20歳以上の市民 <検診方法> 問診、子宮頸部の細胞診検査 <実施回数> 2年に1回 <実施機関> 市内医療機関、ハーティ21等																																																	
実施内容	【乳がん検診事業】 平成17年度 <対象者> 40歳以上の市民 <検診方法> 問診、視触診、マンモグラフィ検査 <実施回数> 2年に1回 <実施機関> 市内医療機関、ハーティ21等																																																	
	【大腸がん検診事業】 平成3年度 <対象者> 40歳以上の市民 <検診方法> 問診、便潜血反応検査 <実施回数> 1年に1回 <実施機関> 保健所、市内医療機関、ハーティ21等																																																	
実施内容	【肺がん検診(胸部検診)事業】 平成17年度 <対象者> 40歳以上の市民 <検診方法> 問診、胸部エックス線検査 <実施回数> 1年に1回 <実施機関> 保健所(巡回検診を含む)																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>受診者数 3,560</td> <td>3,635</td> <td>4,137</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 2.6%</td> <td>2.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td> <td>受診者数 5,470</td> <td>6,349</td> <td>3,482</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 10.1%</td> <td>10.8%</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>受診者数 5,250</td> <td>5,439</td> <td>4,395</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 12.1%</td> <td>12.4%</td> <td>11.5%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>受診者数 17,663</td> <td>17,196</td> <td>18,704</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 12.8%</td> <td>12.5%</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>受診者数 10,911</td> <td>10,827</td> <td>11,555</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受診率 7.9%</td> <td>7.9%</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>受診者数の合計(延べ数)</td> <td>42,854</td> <td>43,446</td> <td>42,273</td> </tr> </tbody> </table>				25年度	26年度	27年度	胃がん検診	受診者数 3,560	3,635	4,137		受診率 2.6%	2.6%	3.0%	子宮頸がん検診	受診者数 5,470	6,349	3,482		受診率 10.1%	10.8%	9.0%	乳がん検診	受診者数 5,250	5,439	4,395		受診率 12.1%	12.4%	11.5%	大腸がん検診	受診者数 17,663	17,196	18,704		受診率 12.8%	12.5%	13.6%	肺がん検診	受診者数 10,911	10,827	11,555		受診率 7.9%	7.9%	8.4%	受診者数の合計(延べ数)	42,854	43,446
	25年度	26年度	27年度																																															
胃がん検診	受診者数 3,560	3,635	4,137																																															
	受診率 2.6%	2.6%	3.0%																																															
子宮頸がん検診	受診者数 5,470	6,349	3,482																																															
	受診率 10.1%	10.8%	9.0%																																															
乳がん検診	受診者数 5,250	5,439	4,395																																															
	受診率 12.1%	12.4%	11.5%																																															
大腸がん検診	受診者数 17,663	17,196	18,704																																															
	受診率 12.8%	12.5%	13.6%																																															
肺がん検診	受診者数 10,911	10,827	11,555																																															
	受診率 7.9%	7.9%	8.4%																																															
受診者数の合計(延べ数)	42,854	43,446	42,273																																															

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	177,193	154,521	138,402	
報償費	4,383	4,675	6,004	医師等報償
需用費	7,270	5,679	5,611	クーポン券等消耗品
委託料	165,503	144,136	126,725	医師会等委託料
負担金補助金及び交付金	37	31	62	償還払い返還金
人件費 B	55,763	56,470	59,194	
職員人工数	6.75	6.80	7.14	
職員人件費	51,977	52,596	55,267	
嘱託等人件費	3,786	3,874	3,927	
合計 C(A+B)	232,956	210,991	197,596	
C 国庫支出金	29,274	6,062	1,743	国庫補助
市債				(新たなステージに入ったがん検診総合支援事業)
市債				補助率 1/2
その他				※補助対象の減による大幅な減額
一般財源	203,682	204,929	195,853	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人		
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	42,854	26年度	43,446	27年度	42,273
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成27年度のがん検診の受診者数は前年度より下回った。これは国のがん検診推進事業に基づく無料クーポン券の送付対象者が過去の未受診者と変更になったことが原因と考えられる。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	がん検診は、国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づいてがんの死亡者数を減少することができることとされている方法で実施している。各がん検診での管理事業評価指標のがん発見率許容値をやや下回っており精密検査受診状況など確認し確定診断の把握に努める。今後も検診でがんを発見し早期治療に繋げることで、がん死亡者数を減少させることを目標として実施していく。	
---------	--	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	自己負担額は、平成10年度まで実施されていた国の補助基準額に準拠しており、現在は診療報酬点数を根拠としており妥当であるとする。生活保護受給者及び非課税世帯に属する者は、申請により無料とする。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本市のがん検診の受診率は兵庫県内でも低い。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	がん検診の受診機会をより多く提供するために尼崎市医師会とハーティ21等へ委託している。市内医療機関では土曜日や夜間などを含めた診療時間に実施しており、ハーティ21等では土、日曜日にもがん検診を実施している。																					
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																						
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="4">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> <th rowspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>現状</th> <th>将来像</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域				内容	現状	将来像	A	B	C	D	E							○	検診については専門性が必要であるため協働には馴染まないが、がん検診の普及啓発を地域で実践していく人材の育成に取り組んでおり、これからも市民と協働で啓発に努めていく。
		市民の領域 ⇄ 行政の領域				内容																	
現状	将来像	A	B	C	D		E																
						○																	

⑧総合評価

総合評価	維持	がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させることを目的としている。そのため、がん及びがん検診の正しい知識を普及啓発し、検診の受診に繋がることが重要となる。他都市での受診機関や検診機関との契約により市民の受診機会の拡大を図り、今後も、健康教育などの受診動員も含めたがん検診事業を継続して推進していく。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	国のがん検診推進事業に基づく補助対象の見直しにより無料クーポン券の送付は補助経費から除かれたが、無料クーポン券はがん検診の受診の動機付けに一定の効果があることから、市の一般財源により40歳に達した市民に対してがん検診(胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診(20歳))の無料クーポン券を継続して受診動員を実施していく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	難病対策事業費	4441	事業分類	ソフト事業
根拠法令	難病特別対策推進事業実施要綱		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成5年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	疾病対策担当
所属長名	針谷 健二		

① 事業概要

事業実施趣旨	原因不明で治療方法が確立されていない病気は、一般に難病と言われ治療も長期にわたり、かつ後遺症を残すことも少なくない。難病患者やその家族は日々身体的、精神的不安を抱えている。相談会や講演会の実施により、難病患者及びその家族の不安を軽減することを目的とする。																												
対象 (誰を・何を)	難病患者及びその家族																												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	不安を抱える難病患者の身体的・精神的負担の軽減を図る。																												
事業概要	難病患者の抱える不安や療養及び日常生活相談等に対し、教室や相談、交流会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図り、難病患者やその家族の支援を行う。																												
実施内容	<p>難病患者教室、相談会、交流会、講演会の開催、難病啓発資料の作成 平成27年度実績 難病相談会・交流会活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>場所</th> <th>疾病名</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月13日</td> <td>すこやかプラザ 尼崎市保健所</td> <td>腎臓病・稀少難病</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>10月4日</td> <td>すこやかプラザ 尼崎市保健所</td> <td>リウマチ・心臓病・腎炎ネフローゼ・ヘモフィリア</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>11月1日</td> <td>すこやかプラザ</td> <td>防災関連シンポジウム</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>11月15日</td> <td>すこやかプラザ 尼崎市保健所</td> <td>パーキンソン病・潰瘍性大腸炎・クローン病・網膜色素変性症</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>12月13日</td> <td>すこやかプラザ 尼崎市保健所</td> <td>ペーチェット病・ウイルス性肝炎・自己免疫性肝炎・膠原病</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>2月21日</td> <td>すこやかプラザ</td> <td>講演会</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	開催日	場所	疾病名	参加者数	9月13日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	腎臓病・稀少難病	28	10月4日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	リウマチ・心臓病・腎炎ネフローゼ・ヘモフィリア	39	11月1日	すこやかプラザ	防災関連シンポジウム	62	11月15日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	パーキンソン病・潰瘍性大腸炎・クローン病・網膜色素変性症	110	12月13日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	ペーチェット病・ウイルス性肝炎・自己免疫性肝炎・膠原病	55	2月21日	すこやかプラザ	講演会	60
開催日	場所	疾病名	参加者数																										
9月13日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	腎臓病・稀少難病	28																										
10月4日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	リウマチ・心臓病・腎炎ネフローゼ・ヘモフィリア	39																										
11月1日	すこやかプラザ	防災関連シンポジウム	62																										
11月15日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	パーキンソン病・潰瘍性大腸炎・クローン病・網膜色素変性症	110																										
12月13日	すこやかプラザ 尼崎市保健所	ペーチェット病・ウイルス性肝炎・自己免疫性肝炎・膠原病	55																										
2月21日	すこやかプラザ	講演会	60																										

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	973	1,397	1,484	
報償費	95	119	119	
需用費	78	283	289	封筒等購入費及び浄書代
委託料	895	1,015	1,015	相談会等の事業実施委託
使用料及び賃借料		4	30	(尼崎市難病団体連絡協議会へ委託)
その他			31	
人件費 B	11,622	29,339	22,419	
職員人工数	1.47	3.20	2.23	
職員人件費	11,622	24,987	17,836	
嘱託等人件費		4,352	4,583	
合計 C (A+B)	12,595	30,736	23,903	
C 国庫支出金	532	566	643	難病特別対策推進事業費補助金
市債				(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	12,063	30,170	23,260	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	難病相談会・交流会活動参加者等実績 (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	380	達成年度	29年度	25年度	258	26年度	310	27年度	394
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 委託先と連携し、ポスターの掲示や、相談会の案内を特定医療費(指定難病)更新書類に同封するなど、広報に努めた。また、新たに防災関連のシンポジウムや、当事者による電話相談も実施したことなどにより、参加者は増加傾向にある。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	原因不明で治療方法が確立されていない難病を抱える患者及び家族の身体的、精神的負担軽減を図るための支援の一つとして、病気への理解を深め、相互に励まし合うための相談会や交流会の開催は必要である。相談会や交流会を通じて難病を抱える患者及び家族の疾病や療養上の注意点等への理解を深め、参加者相互の交流により身体的、精神的負担軽減に貢献している。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市が関与して難病患者等の不安や負担感を軽減するものであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	難病相談会の実施については、県下中核市(西宮市・姫路市)と比較したところ、概ね同水準である。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	難病医療相談会及び交流会の実施等については、尼崎市難病団体連絡協議会に委託済みである。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状		●				将来像		○				内容	関連団体等が主体となって事業は実施するが、難病対策を推進するためには行政のかかわりは欠かせない。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状		●																									
将来像		○																									

⑧ 総合評価

総合評価	維持	難病患者及びその家族の身体的・精神的負担軽減は必要であり、今後も関係団体と行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携して取り組まなければならない重要な課題である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	平成27年1月に、難病の患者に対する医療等に関する法律が実施され、対象疾病が306疾病に拡大された。また、総合支援法に定められる対象疾病も332疾病に拡大されている。今後も対象疾病が増加が見込まれており、今後も難病対策事業について、より一層の周知を図っていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	ぜん息児童水泳訓練事業費	4461	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成5年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として気管支ぜん息から回復を目的に実施する。																		
対象（誰を・何を）	市内の気管支ぜん息患児のうち、3歳から小学6年生を対象																		
求める成果（どのような状態にしたいか）	気管支ぜん息患児を対象として、当該疾患に関する療養上有効な水泳訓練を行うことにより、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図ることを目的とする。																		
事業概要	市内の気管支ぜん息患児のうち、3歳から小学6年生を対象として当該疾病に関して療養上有効な水泳訓練を行い、当該児童の健康の回復、保持及び増進を図る。																		
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 第1期(4月～7月) 第2期(8月～11月) 第3期(12月～3月) ・定員 未就学児 各期(20人 4クラス) 年間240人 就学児 各期(30人 3クラス) 年間270人 混合クラス各期(30人1クラス) 年間90人 ・回数 各期 16回を基準 未就学児クラス 年間186回 延 3,720人 就学児クラス 年間139回 延 4,170人 混合クラス 年間47回 延1,410人 ・実施場所 市民健康開発センター・ハーティ21 屋内プール ・スタッフ 医師・看護師・水泳指導員・事務 ・実績 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>延 参加予定数</td> <td>8,880人</td> <td>8,850人</td> <td>9,300人</td> </tr> <tr> <td>延 参加人数</td> <td>5,707人</td> <td>5,224人</td> <td>5,293人</td> </tr> <tr> <td>参加率</td> <td>64.3%</td> <td>59.0%</td> <td>56.9%</td> </tr> </table> 				平成25年度	平成26年度	平成27年度	延 参加予定数	8,880人	8,850人	9,300人	延 参加人数	5,707人	5,224人	5,293人	参加率	64.3%	59.0%	56.9%
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																
延 参加予定数	8,880人	8,850人	9,300人																
延 参加人数	5,707人	5,224人	5,293人																
参加率	64.3%	59.0%	56.9%																

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	33,950	32,396	35,288	
需用費	201	220	190	ピンクプロミネーター等
役員費	889	847	1,685	主治医意見書料等
委託料	32,849	31,317	33,403	水泳訓練事業業務委託
使用料及び賃借料	11	12	10	複写機使用料等
人件費 B	3,596	3,663	2,240	
職員人工数	0.45	0.49	0.20	
職員人件費	3,596	3,663	1,586	
嘱託等人件費	0	0	654	
合計 C (A+B)	37,546	36,059	37,528	
C 国庫支出金				
・ 県支出金				
・ 市債				
・ その他	33,950	32,396	35,288	公害健康被害補償給付費等収入
内訳 一般財源	3,596	3,663	2,240	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	参加人数（成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定）		単位	人
目標・実績	目標値	7,000	達成年度	毎年度
			25年度	5,707
			26年度	5,224
			27年度	5,293
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 気管支ぜん息患児を対象とした事業であり、参加率は70%程度であるが、健康リスクを考慮し、おおむね目標は達成している。また、参加者から好評を得ている。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	気管支ぜん息患児の健康の回復・保持及び増進のために当該疾患に関する療養上有効な水泳訓練を行うことは対象者の健康に必要かつ有効である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	募集、参加決定は市で行い、水泳教室運営は(財)尼崎健康・医療事業財団(健康開発センターハーティ21)に委託しており、これ以上の委託の余地はないものである。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	行政主催の事業に市民が参加する。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧ 総合評価

総合評価	維持	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息患児の健康の回復、保持及び増進のため、継続実施が必要と考える。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後とも継続実施をする。実施方法等については、今後も水泳教室運営委託先(財)尼崎健康・医療事業財団(健康開発センターハーティ21)と協議し、水泳教室の充実を図る。また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	乳幼児健康診査等事業費	4515	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	母子保健法 第9条 第10条 第12条 第13条		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)、尼崎市次世代育成支援対策推進計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和23年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課
所属長名	鈴木 啓史、森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、乳幼児健康診査や妊婦歯科健診を実施している。										
対象(誰を・何を)	市内に居住する乳幼児とその保護者、妊婦										
求める成果(どのような状態にしたいか)	妊娠期に進みやすい口腔疾患を早期に予防し、妊婦自身の口腔機能の維持を図るほか、歯周疾患に誘発される早産及び低体重児出産を防ぎ胎児の健全な発育を図る。また、乳幼児期の身体発育、運動発達、精神発達上重要な時期に健康診査を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行い、乳幼児の健全な育成を図る。										
事業概要	3か月児健康診査、9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児育児相談、未受診児健診、妊婦歯科健診を実施し、その結果に基づき適切な指導及び支援を行う。										
実施内容	【法定外】3か月児・9～10か月児健康診査は問診、計測、診察、集団・個別指導を実施。9～10か月児健康診査は乳幼児育児相談を併設して実施。妊婦歯科健診は問診、集団指導、歯科健診を実施。										
	【法定】1歳6か月児健康診査は上記乳児健診の内容に歯科健診を追加、3歳児健康診査は歯科健診、視聴覚健診、尿検査を追加して実施。										
	【実績】										
		平成25年度		平成26年度	平成27年度						
		回数(回)	受診数(人)	受診率(%)	回数(回)	受診数(人)	受診率(%)	回数(回)	受診数(人)	受診率(%)	
	1	3か月児健康診査	114	3,968	96.7	114	3,738	95.5	114	3,848	97.2
	2	9～10か月児健康診査	102	3,755	94.0	102	3,761	93.9	102	3,615	93.6
	3	1歳6か月児健康診査	72	3,786	93.8	72	3,671	94.4	72	3,540	93.8
4	3歳児健康診査	72	3,601	91.4	72	3,612	92.2	72	3,509	92.6	
5	乳幼児育児相談	-	819	-	-	877	-	-	896	-	
6	未受診児健診	2	54	-	2	61	-	2	51	-	
7	妊婦歯科健診	18	401	9.6	18	456	10.2	18	377	9.3	
※1～5の健康診査には未受診児健診の受診者を含めて計上している。											

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	31,400	30,582	31,309	
報償費	24,430	23,545	23,757	
委託料	6,350	6,336	6,849	歯科医師会等委託料
需用費	620	701	703	浄書・薬資材等
繰出金				
その他				
人件費 B	67,472	69,888	69,547	
職員人工数	7.46	7.53	7.47	
職員人件費	58,756	59,426	59,025	
嘱託人件費	8,716	10,462	10,522	臨時的任用職員賃金を含む
合計 C(A+B)	98,872	100,470	100,856	
C 国庫支出金				「妊婦歯科健診」は「国民健康保険調整交付金特別調整交付金」の対象事業
市債				
その他				
一般財源	98,872	100,470	100,856	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	3か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査の受診率(※実績は3か月児健康診査の受診率、その他の受診率については「実績内容」の項参照)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	25年度	96.7	26年度	95.5	27年度	97.2
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 未受診者への再通知、電話、訪問等により受診率はおおむね目標を達成している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	乳幼児健康診査:乳幼児期の心身の発達は著しく個人差も大きいので、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの健やかな成長・発達を促進する必要がある。また、少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化等より子どもとの関わりや育児体験の少ない保護者の育児不安の軽減に寄与している。 妊婦歯科健診:妊娠中はむし歯や歯周病が進みやすく、特に歯周病は早産及び低体重児出産を誘発する要因の一つとなるため、歯科健診により早期に治療を促すことは、妊婦自身のみならず胎児の健全な育成にもつながる。	
---------	---	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子保健法第21条で、1歳6か月児及び3歳児健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とすることが定められている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間他市の全てが、3か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査を市が直営で実施している。9～10か月児健康診査については6市のうち3市が直営で実施している。 兵庫県の平成26年度の平均受診率は、3か月児健康診査97.7%、1歳6か月児97.2%、3歳児健康診査96.4%であった。 平成27年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議での情報によると、妊婦を対象とした歯科健康診査を実施している自治体は14自治体中12市であった。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	妊婦歯科健診は医療機関への委託の余地はあるが、事業費の確保が困難であるため委託は実施していない。 乳幼児健康診査は、子どもの成長・発達等を経時的に把握し、乳幼児の健全な育成(虐待予防も含め)を図るための事後指導を健診後素早く的確に行うために直営での実施が必要である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	
内容	専門性が必要であり、協働にはなじまないため、市が実施する事務である。	

⑧総合評価

総合評価	維持	発達段階の節目で健康診査を実施し、結果に基づいた適切な指導及び支援を行うことで、子どもの成長、発達を促している。また、同時に保護者の育児不安等を早期に発見し、対応できる機会でもあり、児童虐待の予防にもつながっている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	引き続き妊婦歯科健診及び乳幼児健康診査の受診者の増加に向けて受診勧奨していくとともに、受診勧奨後も未受診の乳幼児については状況確認を行い、状況に応じたきめ細かな指導及び支援を行うことで子どもの健やかな成長・発達を促進する。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	幼児精密健康診査事業費	4518	事業分類	法定事業
根拠法令	母子保健法12条 13条		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成5年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健センター
所属長名	鈴木 啓史		

①事業概要

事業実施趣旨	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる。																																		
対象(誰を・何を)	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精密健康診査が必要とされた幼児。																																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	疾病・障害等を、早期治療・早期療育に繋げることで、子どもの健やかな成長、発達を促す。																																		
事業概要	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の結果、精密検査が必要となった幼児を速やかに委託医療機関で受診させることにより、疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる。																																		
実施内容	<p>対象者：1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で医師の判定が要精密検査となった幼児 方法：精密健康診査受診票を交付 実施場所：市内委託医療機関 利用者負担額：自己負担額無し</p> <p>・1歳6か月児健康診査及び3歳児精密健康診査受診票発行数及び医療機関からの受診結果報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成25年度</th> <th colspan="2">平成26年度</th> <th colspan="2">平成27年度</th> </tr> <tr> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> <th>発行数</th> <th>受診結果報告数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1歳6か月児</td> <td>44</td> <td>39</td> <td>44</td> <td>30</td> <td>54</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>419</td> <td>327</td> <td>419</td> <td>310</td> <td>473</td> <td>383</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>463</td> <td>366</td> <td>463</td> <td>340</td> <td>527</td> <td>426</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年度		平成26年度		平成27年度		発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	1歳6か月児	44	39	44	30	54	43	3歳児	419	327	419	310	473	383	計	463	366	463	340	527	426
	平成25年度		平成26年度		平成27年度																														
	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数	発行数	受診結果報告数																													
1歳6か月児	44	39	44	30	54	43																													
3歳児	419	327	419	310	473	383																													
計	463	366	463	340	527	426																													

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	841	1,008	1,018	
需用費	74	79	80	健康診査受診票・報告書等
委託料	767	929	938	尼崎市医師会委託料
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	395	396	640	
職員人工数	0.05	0.05	0.08	
職員人件費	395	396	640	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,236	1,404	1,658	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,236	1,404	1,658	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	精密健康診査受診票発行数に対する健診結果の確認できた数						単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	25年度	79.0	26年度	73.4	27年度	80.8
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 回った 受診結果が返却されていない場合、受診勧奨を兼ねて状況調査を実施した。当事業は利用しなかったが、市外医療機関受診や乳児医療を使用したケースもみられた。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	1歳6か月児及び3歳児健康診査は法定事務であり、母子保健法第21条で健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とすることが定められている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子保健法第21条で市の支弁とすることが定められており、市民に負担を求めることはできない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	既に尼崎市医師会に委託している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	健康診査の結果に基づき対象者へ精密健康診査受診票を交付し、受診を促す事務であるため、市が実施すべき事務である。

⑧総合評価

総合評価	維持	対象児の健やかな成長・発達を促すため疾病・障害等を早期に発見し、早期治療・早期療育に繋げる必要があるため、現在の事業の継続は必要である。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	本事業は母子保健法上の制度であり、子どもの健やかな成長、発達の促進を目的として、精密健康診査を無料で実施している。今後も対象者・保護者に引き続き医療機関での精密健康診査の必要性について十分説明し、早期の精密検査の受診を奨めるめるとともに、乳幼児医療などの他制度も加え、全数の精密検査受診に努める。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	母子保健相談指導事業費	4521	事業分類	ソフト事業
根拠法令	母子保健法、母体保護法		事業区分	裁量的
個別計画			会計	01 一般会計
事業開始年度	平成11年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨 10代の出産や人工妊娠中絶率が県下より高い傾向にあり、思春期での正しい性の認知割合が低下している。加えて、親になる意識の醸成が十分でない傾向にあり、家庭内での養育力の低下、子育ての孤立化等が虐待の要因となることが懸念されその予防対策が求められている。よって、健康教育や健康相談及び健診等を通じて母性の保護や子どもの健全な育成を目指す。

対象 (誰を・何を) 市民(女性・母と子・思春期の生徒)

求める成果 (どのような状態にしたいか) 女性が自分のライフステージに応じた健康管理ができるように、健康教育や健康相談を通じて、母性の保護及び健康の保持増進に寄与する。また、子どもが健やかに生まれ育つために地域や家庭での子育て基盤の確立を総合的に支援していく。

事業概要 思春期から更年期までの女性(一部男性も含む)を対象とした健康教育、健康相談を実施することで、自身(母と子)の健康管理ができることを目指す。また、子どもの成長発達を促進するとともに、子育て中の親を支援するための健康教室、健康相談を実施する。

区分	母子保健相談指導事業		25年度		26年度		27年度	
	事業名	事業内容	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
女性の健康	赤ちゃんふれあい体験教育	中学生対象の視覚教材を用いた体験型健康教育	0	0	3	99	12	425
	思春期性教育	思春期の子どもとその親や学校関係者を対象にした健康教育	27	1,445	28	1,260	20	727
	教育その他	した健康教育	0	0	0	0	0	0
子どもの健康づくり事業	ママといのまなニヤヒセミナー	妊娠・出産・育児についての健康教育	64	974	68	800	70	996
	マタニティクッキング	妊娠・出産・育児についての健康教育	24	336	24	295	30	387
	専門相談	乳幼児健診等から把握した発達の問題について、専門医等による相談と集団療育教室及び療育教室	86	488	74	445	87	391
	療育教室	療育教室	32	735	32	387	32	728
	家庭療育講座	親子支援のための講座	12	102	13	111	13	129
	ふたごの育児教室	多胎児を持つ親子の教室	5	81	4	75	5	67
	健康キッズクラブ	幼児の肥満予防教室	14	354	14	292	11	161
	プレママ家庭訪問事業	保健師による妊産婦・乳児の家庭訪問	2,636件		3,273件		3,147件	
	子育て支援講座	親と子をつなぐグループワーク	135	1,316	135	1,280	136	1,246
	専門研修	虐待防止の理解と対応のために関係機関との研修	3	99	3	80	3	90
子どもの発達支援連携事業	医師対象に子どもの発達支援について関係機関の連携を図る					6	315	
歯科衛生講習会	妊婦・乳幼児を対象とした、歯科保健指導を実施	205	9,801	237	9,987	197	9,487	
子ども歯ッピーフェア	歯科医師による講話・歯型模型作成・歯みがき指導等	1	27	1	38	1	29	

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	6,121	6,698	6,978	
報償費	5,593	5,814	6,101	各種相談・教室の講師謝礼
旅費	0	33	0	講師旅費
需用費	500	731	767	書籍、印刷、材料費等
委託料	23	97	90	歯科医師会への執務委託
使用料及び賃借料	5	23	20	会場使用料
人件費 B	62,062	74,360	69,797	
職員人工数	7.85	9.43	8.48	
職員人件費	62,062	74,360	66,949	
嘱託等人件費			2,848	
合計 C(A+B)	68,183	81,058	76,775	
C 国庫支出金	274	274	274	母子保健衛生費等国庫補助金(定額)
市債				
市債				
その他				
一般財源	67,909	80,784	76,501	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	子育てに自信が持てない母親の減少							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		平成24年2月に実施した「尼崎市健康づくりアンケート調査」では、「妊娠・出産に満足している人」の割合が、75.1%と前回(平成19年度)66.7%から上昇している。また、「子育てに自信が持てない母親」も31.9%と前回33.1%より低くなっている。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性 母子保健法に基づき、母性並びに乳幼児の健康保持・増進を図るため、本事業では知識の普及を始め、個別的又は集団的に必要な指導及び助言する各種事業を実施している。近年、妊娠期、思春期と早期からのかかりが重要視されている。また、核家族化、価値観の多様化等から個別に相談対応が求められている。各種相談事業をとおり、医療機関や療育機関、教育機関等と連携し、妊娠から切れ目ない子育て支援を行うことで子育て不安の軽減や孤立防止及び健やかな子どもの発育・成長支援につながっている。

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性 有 無
 有 無
 各種相談事業は、母子保健法及び国民運動計画「健やか親子21」の推進に基づき、自治体として事業を展開しているもので、子育て家庭の不安や負担感の軽減や健やかな子どもの育ち支援に、受益者負担を求めることは適正ではない。

⑥ 他自治体比較

他自治体及他自治体との基準比較 母子保健の国民運動計画「健やか親子21」の推進に基づき、国の示す評価指標を基準に目標設定し各自治体で事業を展開している。「健やか親子21」最終報告(平成25年)と本市の「尼崎市健康づくりアンケート」(平成24年)を比較すると、「妊娠・出産についての満足度」について、国は93.5%、本市は75.1%、「子育てに自信が持てない母親の割合」について、国は23%、本市は、31.0%と本市は国の評価値より低い傾向にある。

⑦ 担い手の点検

現状の委託等 全部 一部 無
 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務
 上記以外
 委託等の余地有
 委託等の余地無
 子育てに関する各種教室・相談については、対象者の抱える問題やニーズが幅広いため、多様な対応が必要であり、NPOや民間事業所でも様々な取組みが行われている。本事業は母子の健康の保持増進を総合的に支援することを軸として、様々な内容を連動させて取り組んでおり、その内容の一部を民間と連携して実施することは可能である。

委託等の可能性	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
協働の領域	現状					行政及び各種団体が様々な取り組みを行っており、その一部は連携して実施している。今後もより効果的な対応を図っていくための連携を行っている。
	将来像					

⑧ 総合評価

総合評価 **維持**
 望まない妊娠の防止、子育てにおける孤立からの虐待の発生予防、子どもの発達障害等の早期発見・早期支援、子どもの肥満予防、歯周疾患予防等、思春期から妊娠、出産、子育ての各ライフステージに応じて切れ目のない各種の健康教室・相談事業を実施している。一方、少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化等、子育てを取り巻く環境は変化していることから、各種の母子保健事業をつなげ、きめ細かな支援体制を築き、より良い親子関係の形成、子どもの健全な発達等子育て支援を継続していくことが必要である。

⑨ 改善の方向性

今後の改善策 支所再編、2所化に向けて、各種事業の見直しと、これまでの事業の取り組みを踏まえ、妊娠から子育て期にかかる切れ目のない支援について、子育て世代包括支援センターの平成29年度の設置を目指す。また、平成27年度から取り組んでいる、子どもの発達支援連携事業を基に、連携会議を継続して実施し、5歳児発達相談事業の取り組みについても検討していく。

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	妊婦健診事業費	4522	事業分類	ソフト事業
根拠法令	母子保健法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	妊婦に妊婦健診の確実な受診を促し、その内容に応じた適切なフォローをすることで、異常妊娠・異常分娩を予防する。
対象(誰を・何を)	市内に住民登録のある妊婦及びその他市長が認める者
求める成果(どのような状態にしたいか)	妊婦健診の確実な受診機会の確保により、母体及び胎児の健康管理に必要な支援を早期に行うことで、妊婦がより健康的な妊娠継続及び出産を迎えることができる。
事業概要	産科・婦人科を標ぼうする医療機関や助産所で実施される妊婦健診にかかる費用のうち、市が認める健診内容に対して費用を助成する。さらに、受診結果報告書を医療機関からの連絡票として兼ねることで、ハイリスク妊婦を把握して、必要な支援を行う。
実施内容	本市の実情を踏まえた検査項目を必要な時期に受診できるよう前期及び後期健診、基本健診の計14回を公費負担として実施する(1人あたり上限額85,200円)。 <助成方法> 1 受診券交付による現物給付(委託医療機関を受診した場合) 2 償還払い(委託医療機関以外及び助産所受診の場合等) <内容> 1 前期健診@23,788円×1回 診察・尿検査・血液検査(血液型・不規則抗体・貧血・血糖・梅毒・B型肝炎・C型肝炎・HIV・風疹抗体・トキソプラズマ抗体・HTLV-1抗体)・子宮頸部細胞診・クラミジア・マタス核酸同定検査 2 後期健診@10,495円×1回 診察・尿検査・超音波・血液検査(貧血)・細菌培養同定検査 3 基本(S)健診@8,797円×1回 診察(超音波含む)・尿検査・血液検査(貧血・血糖) 4 基本(A)健診@5,400円×3回 診察(超音波含む)・尿検査 5 基本(B)健診@3,240円×8回 診察・尿検査 <実績> 平成25年度 受診券による受診者延べ件数39,439件、償還払い延べ件数10,746件、計50,185件 平成26年度 受診券による受診者延べ件数39,537件、償還払い延べ件数10,184件、計49,721件 平成27年度 受診券による受診者延べ件数39,536件、償還払い延べ件数9,954件、計49,490件

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	326,070	314,828	320,085	
需用費	822	1,153	1,142	健診受診券兼結果報告書等
委託料	270,138	260,597	264,533	委託医療機関への健診費用
負担金補助及び交付金	55,110	53,078	54,410	上記以外の医療機関で受診した場合の健診費用
人件費 B	34,206	26,304	26,530	
職員人工数	3.66	2.64	2.52	
職員人件費	28,936	20,351	19,546	健康増進課アルバイト(6.647)
嘱託等人件費	5,270	5,953	6,984	保健センター嘱託分(337)
合計 C(A+B)	360,276	341,132	346,615	妊婦健診事業費に充当
C 国庫支出金				(補助率1/2・ただし、6回以上受診したものが対象)
市債				平成25年度から地方財政措置により廃止
その他				
一般財源	360,276	341,132	346,615	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	未受診者の減少及び妊娠・出産に満足している人の割合の増加							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 妊娠11週以内の妊娠届出率が増加し、早期からの妊婦支援につなげることができている。(平成26年度94.6%→平成27年度94.9%)										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	母子保健法第13条より「市町村は、必要に応じ、妊産婦に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。」ことから、本市でも妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付する際、妊婦健診診査費一部助成事業について説明し、受診勧奨を行っている。また、同第17条の「第13条の規定による健康診査を行った市町村の長は、その結果に基づき、当該妊産婦の健康状態に応じ、保健指導を要する者に保健師等にその妊産婦を訪問させて、必要な指導を行う。」に基づき、本市では、健診費用を公費助成するとともに、医療機関から妊婦健診の結果報告を受け、保健指導を要する妊婦に地域保健担当の保健師が保健指導を実施している。今後も継続して安心・安全に出産できるための体制づくりを進めていく必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 原則、保険外診療である妊婦健康診査費用は高額であるため、公費負担により一部助成することで確実な受診を図る。
-----------------	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	阪神間他都市の公費負担回数は、全て14回。 平成27年度の公費負担額は西宮市82,000円、芦屋市70,000円、伊丹市98,000円、塚本86,000円、川西市80,000円、三田市85,000円、猪名川町112,000円であり、概ね同水準である。兵庫県内は金券方式としてかかる費用について公費負担範囲内で助成している市町があるが、本市では医師会と協力し受診券方式とすることで、国が示す望ましい基準を妊婦の自己負担なしで受けることができている。また、「子ども・子育て支援法」の市町村が実施する「地域子ども・子育て支援事業」として、妊婦健診事業が位置づけられている。
--------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 妊婦健診は市医師会と市外の協力医療機関に委託して実施している。
委託等の可能性	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	母子保健法第13条に基づいて実施。ただし、より効果的に実施するために医師会等関連機関との連携は重要である。

⑧総合評価

総合評価	維持	これまでの拡充によって国が示す標準的な検査項目を助成対象としている。妊婦健診費用を助成することで妊娠届出時期が早くなり(妊娠11週以内の届出率が94.9%)、妊娠初期での受診につながっている。また、病院より提出される健診結果を基にハイリスク妊婦の把握、支援へと結び付けており、今後も継続して実施する必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	これまでの事業周知や拡充によって妊娠11週以内の妊娠届出率は増加しており、今後も事業の周知や妊娠に関する相談窓口の周知を継続して実施していく。健診結果によってハイリスク妊婦の把握を行っているが、今後は検査結果のデータ検討などの情報共有など、妊娠期から支援を行うための医療機関等との連携についても継続実施していく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	特定不妊治療費助成事業費	4524	事業分類	法定事業
根拠法令	少子化社会対策基本法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価・有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成21年度(平成16～20年度は県事業)		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	特定不妊治療に要する費用が高額であり、経済的負担が大きいため、十分な治療を受けることができないまま子どもを産むことを諦めざるを得ない夫婦も少なくないため、費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
対象(誰を・何を)	①特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦 ②特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されている ③妻の年齢が43歳未満 ④夫婦合算の前年所得額が730万円未満である ①～④のすべてに当てはまる方。
求める成果(どのような状態にしたいか)	経済的負担が重いことから特定不妊治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方が少なくないことから、治療に要する費用の一部助成を行うことで、経済的負担の軽減を図る。
事業概要	指定医療機関で受けた特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要した費用に対し、初回の治療は30万円まで、その後は1回の治療につき15万円まで(治療区分により7万5千円まで)助成する。申請回数は、治療開始時の妻の年齢が39歳までの方は通算6回、40歳以上43歳未満の方は、通算3回までとする。また、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術「男性不妊治療」を行った場合、1回の治療につき15万円まで助成する。
実施内容	1 対象者からの申請による助成費用の給付 <実績> 申請延べ件数 平成25年度671件 平成26年度692件 平成27年度674件 申請実件数 平成25年度377件 平成26年度390件 平成27年度390件 申請新規件数 平成25年度221件 平成26年度204件 平成27年度194件 男性不妊治療申請件数(平成28年1月20日以降より対象) 平成27年度0件 2 指定医療機関の指定及び再審査 市内指定医療機関1か所 3 事業の周知 ホームページや、指定医療機関での事業案内の配布。 4 不妊治療に関する普及啓発活動 不妊治療を行う夫婦のみならず、その家族や一般の方にも不妊治療に関する理解を深めるために、パンフレットを購入し、普及啓発活動を行う。

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	87,202	85,857	87,199	
需用費	118	123	124	書籍、啓発用パンフレット印刷等
扶助費	87,084	85,734	87,075	特定不妊治療費
人件費 B	3,479	3,804	3,642	
職員人工数	0.44	0.48	0.40	
職員人件費	3,479	3,804	3,200	
嘱託等人件費			442	
合計 C(A+B)	90,681	89,661	90,841	特定不妊治療助成事業費
○ 国庫支出金	0	42,929	43,599	(補助率1/2)
の 県支出金	43,627			
の 市債				平成26年度・安心こども基金
の 財源内訳				平成27年度以降・母子保健衛生補助金
その他				
一般財源	47,054	46,732	47,242	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	申請延件数の増加 (成果指標の設定が適当でないため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	671	26年度	692	27年度	674
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 申請延べ件数は、前年度比較では18件減となっているが、平成24年度～26年度の3か年度平均630件を上回り、34件増となっている。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	新規の申請件数が年々増加していたが、平成26年度に初めて前年度件数を下回り、今年度は18件減となっている。しかし、女性の社会進出や晩婚化、出産の高齢化に伴い、今後も不妊に悩む夫婦への支援の必要性も高くなると考えられる。不妊治療は家計への経済的負担が大きいこと、また少子化を防ぐためにも、今後も継続して特定不妊治療を実施した夫婦へ助成を行い、経済的支援を行っていく必要がある。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	法律で国及び地方公共団体の取り組みが定められており、市民に負担を求めることはできない。
見直し必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国の基準比較	国の実施要綱に基づいて実施。国は、加齢により卵子の老化が進み不妊治療をしても妊娠しにくいことや女性や子どもへの健康影響等のリスクが上昇する医学的見地等を踏まえ、平成28年度から助成対象を妻の年齢が43歳未満とし、合わせて年齢による通算回数差を設けている。また、新たに「男性不妊治療」の助成を開始し、本市でも国要綱に基づいて事業を実施する。
--------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	特定不妊治療の助成決定においては、国の規定する申請条件に該当するか等、厳密な審査が必要であることから委託はなさない。	
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容	対象者の要件からみても、妊娠に関する非常にプライバシーに関与する内容であり、行政において実施する必要がある。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	女性の社会進出や晩婚化に伴い、出産の高齢化が見られる。それに伴い、体外受精などによる出生児の割合は増加し、平成25年には全出生児の4.1%となっている。不妊治療は経済的負担が大きいことから、治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることは、国や県と同様に、本市においても子ども・子育て支援の推進として、また少子化対策の一環としても、継続して実施する必要がある。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	平成28年度より県において不育症治療支援事業が実施され、本市でも県の実施要綱に合わせて平成28年6月1日から不育症治療支援事業を実施していく。また、年齢と妊娠・出産のリスクの関係等について十分な知識をもち、希望する妊娠・出産を実現していただくためにも、市ホームページ等で本事業の周知を図ると共に、啓発用パンフレットなどを活用し、妊娠等に関する知識の普及を図る。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	母子健康手帳作成事業費	4531	事業分類	法定事業
根拠法令	母子保健法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和28年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	妊産婦・乳幼児は健康であっても急激に状態が悪化することがあるため、この時期の健康の保持増進は重要であることから、場所や時期、専門職等が異なっても一貫した母子保健サービスが提供できる母子保健のツールとして母子保健法第16条で定められている。
対象(誰を・何を)	市内に居住する妊産婦及び乳幼児の保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	母子の健康状況の継続管理を推進する。妊娠届出書受理時に、母子健康手帳を交付し、同時に保健師による面接相談を全員に行い、ハイリスク妊婦(若年妊婦・高齢妊婦等)に早期に支援し、育児不安の軽減や虐待予防につなげ、子どもの健やかな成長・親子関係の築きを促進する。
事業概要	妊娠、出産、育児に関する母子の健康状況の継続管理を図るために母子健康手帳を作成し、保健所・各支所内地域保健担当において妊娠の届出をした者に対して交付する。妊娠届出書受理時に、保健師による面接相談を妊婦全員に行い、適切な母子保健サービスにつなげる。
実施内容	1 母子健康手帳の作成 母子保健法第16条に基づき、厚生労働省の規定様式に従うとともに、市の制度や相談窓口、妊婦や子育てに必要な情報を掲載し、母と子の健康管理に役立つ母子健康手帳の作成を行う。 平成24年度母子健康手帳改訂に伴い省令様式に便色カラーカードが追加された 2 母子健康手帳の交付 保健所・各支所内地域保健担当において交付し、保健師による全妊婦を面接相談し、支援が必要な妊婦を早期に発見し、支援につなげる。 平成24年度母子健康手帳改訂に伴い省令様式に追加された便色カードについて、目的や使用方法について周知する。 【参考】母子健康手帳交付者 平成27年度 4,066件 平成26年度4,613件 平成25年度4,297件 3 妊婦にやさしい環境づくりの推進のためマタニティマークの普及 母子健康手帳公布者全員にマタニティマークを配布し、使用方法について周知する。 4 ハイリスク妊婦への支援 多胎妊婦に対しては「ふたごの子育て」、外国人妊婦に対しては「外国語版母子健康手帳」を配布し、妊娠期からの支援につなげていく。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,097	1,049	945	
需用費	1,097	1,049	945	母子健康手帳、外国語版母子健康手帳冊子「ふたごの子育て」等
人件費 B	16,348	11,340	14,783	
職員人工数	2.06	1.41	1.86	
職員人件費	16,286	11,283	14,726	
嘱託等人件費	62	57	57	保健センター嘱託分
合計 C(A+B)	17,445	12,389	15,728	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他一般財源	17,445	12,389	15,728	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	満11週以内での妊娠届出率の増加							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	29年度	25年度	93.2	26年度	94.6	27年度	94.9
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 厚生労働省が推進している国民運動「健やか親子21」では、妊婦の育児不安の軽減や虐待予防の観点から、妊娠11週以内の母子健康手帳の交付を推奨している。妊婦健診事業の拡大に伴い、平成21年度以降、妊娠11週以内の母子健康手帳交付率が年々上昇傾向にある。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務であるので、実施は必須。 母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。」と定められている。 国は、平成23年度3月に今回の母子健康手帳の交付活用の手引きを作成し、交付時には、専門職により妊婦の健康リスクや社会経済的リスクを把握することが明記されている。ハイリスク妊婦の早期発見と早期介入、また、妊娠期からの継続的な支援という観点からも母子健康手帳交付時に保健師が妊婦と面接することは重要である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	母子保健法第16条において、「市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない」と定められており、市民に負担を求めるものではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	母子保健法の施行規則に基づく様式にて作成。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	母子保健法第16条による、法定受託事務である。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	妊娠・出産という大きなライフスタイルの変化を迎える機会を捉え、保健師が全数面接し、市が実施するマタニティセミナーの案内や相談窓口等の情報提供を行うことは、健やかな妊娠・出産・育児を送るために重要である。本市では、市独自の情報や連絡先、防災情報も母子健康手帳に掲載しており、保護者のニーズに応じた情報が提供できていると考えられる。また、妊婦健診費用の助成もあり、妊娠11週以内の母子健康手帳交付も年々早期の交付の割合が増えてきている。また、ハイリスク妊婦(若年妊婦・高齢妊婦等)の早期発見・早期支援につなげるためにも、保健師が全数面接を行う機会を確保することは必要である。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	母子健康手帳交付時に全ての妊婦に対して保健師が面接し早期からのハイリスク者支援につながっている。また、妊婦にやさしい環境づくりの推進のためにマタニティマークの普及促進や、外国人の妊婦家庭へ外国語版母子健康手帳の交付、支援についても継続して実施していく。しかし、妊娠中や出産直後、子育て期は誰もが不安や悩みを抱えていることから、国が示す、妊娠期からの切れ目のない支援を全妊婦につなげていくための支援体制を今後、構築していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	健康サポート事業費	441F	事業分類	ソフト事業
根拠法令	地域保健法、健康増進法第19条の2		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課
所属長名	鈴木啓史、森田幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	保健所で健康相談や健康診断の機会を提供することで、市民の健康の保持増進に努める。			
対象(誰を・何を)	市民及び在勤者等			
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民等が一般健康相談や各種健康診断を利用することにより、健康管理の一助とする。また、保健所は、事業を通じて健康危機に関する情報をモニターし、さらには危機発生時に速やかに対応できる体制を維持する。			
事業概要	健康増進事業健診(生活保護受給者対象)、就職・進学等に必要な公的診断書の発行及び労働安全衛生法に基づく健康診断、特定健診や後期高齢者健診を行う。また、健康危機に関する健康相談に対応する。			
実施内容	1 一般健康相談 市民からの健康に関する相談に対応し、一般の健康問題や健康危機問題に対処する。			
	2 健康診断 ①健康増進事業健診(健康増進法に基づく、生活習慣予防のための健診と事後指導) 対象:生活保護受給者等、制度上医療保険に加入できない40歳以上の市内居住者 自己負担:なし ②公的診断書作成のための健診(就業・就学等に必要な公的診断書の作成) 対象:市内在住、在学、在勤者等 自己負担:あり ③労働者健診(労働安全衛生法に基づく健診) 対象:市内在住、在勤の労働者等 自己負担:あり ④被爆者健康診断(原子弾爆被爆者に対する健康診断:兵庫県委託事業) 対象:被爆者健康手帳または健康診断受診者証の所持者 自己負担:なし ⑤特定健診・後期高齢者健診 (高齢者の医療の確保に関する法律に基づいた健診) 対象:各種医療保険加入の40歳以上の市民、後期高齢者医療加入者			
		(人)		
	健康増進事業健診	25年度 654	26年度 853	27年度 882
	労働者健診	3,015	2,784	2,656
	公的診断書	595	311	198
	被爆者健康診断	5	5	3
	特定健診・後期高齢者健診	1,590	1,563	1,572
	一般健康相談	268	252	178
	計	6,127	5,768	5,489

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	21,997	24,467	22,359	<県支出金>
報償費	6,715	5,781	7,682	健康増進事業費補助金事業(県費補助率2/3)、セーフティネット支援対策等事業(県費補助率10/10:平成27年度は国庫)、被爆者健康診断委託金(兵庫県委託事業)を財源充当。
需用費	1,442	1,276	1,283	
委託料	13,840	17,410	13,394	
人件費 B	54,732	55,763	55,980	<その他>
職員人工数	4.77	4.72	4.69	保健所健診事業収入(特定健診、後期高齢者健診、生活機能評価の所管課からの歳入)を財源充当。
職員人件費	37,439	37,132	37,228	
嘱託等人件費	17,293	18,631	18,752	
合計 C(A+B)	76,729	80,230	78,339	
C 国庫支出金	0	0	0	参考
県支出金	10,621	3,558	4,095	労働者健診等の診断書料(歳入:保健所手数料)、初診料・市外加算(歳入:保健所使用料)は、保健所費(人件費・検体検査)に財源充当。
市債				
その他	7,698	7,088	6,773	
一般財源	58,410	69,584	67,471	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用者数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	人				
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	6,127	26年度	5,768	27年度	5,489
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 健康サポート事業全体の利用者数は減少したが、平成25年度から個別に受診券を発送している健康増進事業健診については、受診者数が853人から882人に増加した。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保健所は、国の地域健康危機管理ガイドラインで地域における健康危機管理の拠点に位置づけられている。保健医療関係の行政機関として、平常時には監視業務を通じて健康危機の発生を未然に防止し、健康危機発生時には関係機関の有機的連携の調整役といった様々な役割が期待されている。また市民病院を持たない本市においては、保健所が健康危機発生時には速やかに対応する役割を担う。このため平常時には本事業により住民の各種健康診断や健康相談を実施する中で歳入を確保しつつ、健康危機に関する情報をモニターし、危機発生時に速やかな対応が出来るよう体制の確保が必要である。	
---------	--	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	尼崎市保健所使用料手数料条例に従い、診療報酬点数で算定した額の8割に相当する額の範囲内を受益者負担としている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市では、特定健診・後期高齢者健診は医療保険者である国保担当等が所管し、健康増進事業健診は健康増進法の担当である保健衛生担当が所管している場合が多く、健診業務の実施は保健衛生担当が統一的に委託等の方法で実施していることが一般的である。労働安全衛生法等の健康診断は保健所で実施している自治体はなく、公的な診断が必要な場合は市立病院で対応している。また、保健所設置市では、感染症などを含む一般健康相談を同様に開設している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	実施機関数は限定されるが労働安全衛生法上の健康診断は、医療機関や健診機関がすでに実施している。保健所では公的な証明が必要な診断書の作成には対応する必要がある。また、健康危機及び健康被害への対応は委託には馴染まない。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容	健康診断の実施は、医師法に基づいて実施する必要があり協働とはなじまない。

⑧総合評価

総合評価	維持	事業を実施することで市民等が自らの健康状態を確認でき、疾病を早期に発見し、早期治療につなげることができるため、本事業を継続して実施し、市民へ利用を勧める。また、市民病院を持たない本市で健康危機が生じた時に、本事業の診察機能、検査及び市民の健康不安への健康相談機能を利用し速やかに対応できるように、必要な専門職の確保と技術の維持向上、及び機材の整備に努める必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	健康サポート事業として実施してきた健診・検診事業の実施方法については検討を行っていくが、健康増進事業健診対象者への受診券発送など健診の受診率の向上に努めるとともに、健診結果に基づく生活習慣の改善や医療機関への受診勧奨等の保健指導は保護課と連携して継続して実施していく。また、健康パスを利用した医療機関との連携も強化することで対象者の健康の保持増進を図っていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	リハビリテーション事業費	442A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	健康増進法		事業区分	裁量的
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和58年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	医療によるリハビリを終了しても継続してリハビリを行う必要がある者を対象に機能維持(維持期リハビリ)を目的として健康増進法に基づいて実施する。
対象(誰を・何を)	市に居住する成人で、疾患等により身体機能が低下し、医療終了後も継続して訓練を行う必要がある者。(ただし、介護保険等その他でリハビリテーションサービスを受けている者は除く。)
求める成果(どのような状態にしたいか)	心身機能の維持回復・日常生活動作の自立・社会参加
事業概要	心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、日常生活の自立を助け、介助を要する状態になることを予防する。
実施内容	<p><内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診、血圧測定、医師の診察 ・グループ体操等 日常生活に必要な動作・各関節の運動・ストレッチ・筋力、バランス力の維持、向上。 ・日常生活動作評価及び体力測定 ・健康講座及び相談・指導 <p><回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として週1回(月4回) <p><場所> 尼崎市立身体障害者福祉センター 体育室等 希望者には送迎サービスあり。</p> <p><現状></p> <p>毎回平均11人の参加者あり。 グループ体操に積極的に取り組んでおり、日常生活動作評価の結果を維持できている参加者が多い。</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,943	2,939	2,939	
委託料	2,943	2,939	2,939	リハビリテーション業務委託料 (委託先: 尼崎市立身体障害者福祉センター)
人件費 B	7,827	8,296	6,694	
職員人工数	0.99	1.05	0.84	
職員人件費	7,827	8,296	6,694	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	10,770	11,235	9,633	
C 国庫支出金の財源内訳				健康増進事業費補助金(補助率2/3)
市債	1,370	1,436	1,959	
その他一般財源	9,400	9,799	7,674	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	延べ指導人数 ((実人数)×45回(1年間)×0.7(出席率)) (成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	人	
目標・実績	目標値	1,627	達成年度	29年度	25年度	1,709	26年度	1,715	27年度	1,458
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 参加者の高齢化に伴い、実人数は42人で、昨年(49人)より減少しているが、送迎バスを利用することで天候にかかわらず、出席しやすい環境となっており、出席率は76.0%と昨年度(79.0%)並みを維持している。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	健康増進法によるリハビリ対象者及び介護保険の認定を受けずに日常生活の維持向上を図り、社会参加を希望する者にとって有効である。起居動作、ストレッチ、筋力アップ、バランスアップ等の体操を継続して行うことにより、日常生活動作や、体力を維持できている参加者が多く、介護予防としての役割も大きい。事業内での交流から事業外での交流に広がりが社会参加の一歩となることもある。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	委託先の身体障害者福祉センター講座は全て無料で行っているため、本事業のみが受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	阪神間では本市以外に1市が直営で実施している。
---------------	-------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	平成23年4月から尼崎市社会福祉事業団に委託して、尼崎市立身体障害者福祉センターの体育室などで実施している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	委託した事業の実施がスムーズに行えるように調整、また、内容の充実を図る中で今後の協働の領域についても検討していく。

⑧総合評価

総合評価	維持	送迎サービスの利用により、天候に左右されず出席が可能となっている。委託先施設の特性や参加者に合わせた工夫をし、より充実した内容となっている。また、波及効果として、本事業参加者が尼崎市身体障害者福祉センターが実施している講座に新たに参加するなど、社会参加が広がっているケースもある。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	本市の介護予防・日常生活支援総合事業との関連性など、本事業のあり方についても検討していく必要がある。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	小児慢性特定疾病対策事業費	444F	事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
根拠法令	児童福祉法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	疾病対策担当
所属長名	針谷 健二		

① 事業概要

事業実施趣旨	医療技術の高度化に伴い、早期発見・治療が進んでいる中で、小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費は高額であり、引き続き医療費助成による患者家庭の支援が必要である。
対象（誰を・何を）	厚生労働大臣が定める慢性疾患に罹患している18歳未満の児童（引き続き治療が必要な場合は20歳まで）で、当該疾病の状態の程度が厚生労働大臣が基準告示により定める程度である尼崎市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	小児慢性特定疾病児童に対し、医療費の一部及び日常生活用具を公費負担することで、保護者の経済的負担の軽減を図る。また、相談事業及び自立支援員を設置し、児童の自立を図る。
事業概要	児童福祉法第19条の2の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病（対象疾患は14疾患群、704疾病）の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。
実施内容	<p>1 小児慢性特定疾病医療費支給事業（平成21年度～） 子どもの慢性特定疾病のうち、国が指定した疾病の治療に係る医療費の一部を公費で負担し、保護者の負担軽減を図る。公費負担にあたっては、小児慢性特定疾病審査会を設置し、審査の結果、医療受給者証を交付する。 給付実人数 366人 給付延件数 4,345件</p> <p>2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業（平成27年度～） (1) 相談支援事業 小児慢性特定疾病児童等とその家族について、適切な療養の確保、必要な情報の提供等の便宜を図ることで、児童等の健康の保持増進及び自立の促進を図る。 (2) 自立支援員設置事業 小児慢性特定疾病児童等自立支援員を設置し、各種支援策の利用計画の作成、関係機関との連絡調整等を実施することにより、自立・就労の円滑化を図る。</p> <p>3 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業（平成18年度～） 小児慢性特定疾病児童に対して、特殊寝台など日常生活用具を給付する。</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	120,802	115,498	121,967	
扶助費	118,835	108,857	115,122	医療費及び日常生活用具
需用費	181	486	490	医療受給者証等
委託料	881	5,274	5,350	レセプトデータ入力等
使用料及び賃借料	874	881	911	システムリース料及び会場費
その他	31	0	94	
人件費 B	23,001	22,267	14,485	
職員人工数	2.75	2.82	1.79	
職員人件費	21,741	21,951	14,316	
嘱託等人件費	1,260	316	169	
合計 C (A+B)	143,803	137,765	136,452	
C 国庫支出金	58,311	59,158	61,283	小児慢性特定疾病医療費負担金
市債				小児慢性特定疾病児童等
市債				自立支援事業費負担金
その他				小児慢性特定疾病対策国庫補助金
一般財源	85,492	78,607	75,169	(国1/2)

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	医療の給付実人数 (医療の給付に係る法定事業であり、適切な成果指標の設定は困難)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	332	26年度	328	27年度	366
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 市報やホームページ等による広報に引き続き努めた。平成27年の法改正により、対象疾病が増加したこともあり、給付人数は増加傾向にある。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	小児慢性特定疾病医療費支給事業及び、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業については、法定事務である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 児童福祉法に基づき、市町村民税に応じた自己負担限度額を設定している。
-----------------	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、近隣中核市とも、本市同様、国と同じ基準で実施している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無 医療費の給付請求データ登録作業、診療報酬支払事務については、すでに民間へ委託している。
委託等の可能性	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来 ○ 内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧ 総合評価

総合評価	維持 児童福祉法に基づき、慢性疾患で長期治療に係る高額な医療費の一部を助成することは子育て家庭の経済的、精神的な負担の軽減となっている。今後も児童等の健全な育成を図るため、事業の継続は必要である。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	子育て家庭の経済的な負担軽減を推進するためにも引き続き、適正な給付を行う。平成27年4月1日から自立支援事業を実施しており、児童の自立を図る目的から、事業について一層の周知を図っていく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	健康相談事業費	444K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和63年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域(大気系)の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患)の予防や同疾患からの回復を目的に実施している。一般成人対象は保健所健診事業に併設して実施している。
対象(誰を・何を)	乳幼児・一般成人
求める成果(どのような状態にしたいか)	地域住民を対象としてぜん息等に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上を図る。
事業概要	(乳幼児)3か月児から6歳児の保護者で子供の呼吸器疾患に不安を持つ保護者に対し、集団での医師の講話及び保健師・管理栄養士の個別面談を行う。 (一般成人)呼吸器疾患に不安のある相談者に対し、日常生活での疑問、不安に答える。また、必要により医療機関を紹介し受診を勧奨する。平成27年度からCOPD(慢性閉塞性肺疾患)予防のための相談事業を実施している。
実施内容	(乳幼児) 保健所で実施 6回シリーズ1回 計6回 平成25年度 161人 平成26年度 87人 平成27年度 71人 アレルギー除去食講習会 保健所及び6地域保健担当で実施 計36回 平成25年度 579人 平成26年度 540人 平成27年度 811人 スタッフ 医師・保健師・栄養士 (一般成人) 保健所及び所外で実施 毎週1回及び臨時 計51回 平成25年度 45人 平成26年度 21人 平成27年度 207人(うちCOPD相談者139人) スタッフ 医師・保健師

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,560	3,201	2,943	
報償費	2,144	2,128	2,375	医師報酬等
需用費	409	450	494	材料費等
使用料及び賃借料	7	69	74	
備品購入費		554	0	
人件費 B	2,193	3,426	3,466	
職員人工数	0.28	0.53	0.40	
職員人件費	2,193	3,426	3,186	
嘱託等人件費	0	0	280	
合計 C(A+B)	4,753	6,627	6,409	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,560	3,201	2,943	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	2,193	3,426	3,466	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	事業参加者数(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)								単位	人	
目標・実績	目標値	800	達成年度	—	年度	25年度	785	26年度	648	27年度	1,089
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 毎年一定の事業参加者数を確保できている。慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患)の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識の普及及び意識の向上が図れているといえる。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	地域住民を対象としてぜん息等呼吸器疾患に関する相談及び指導を行うことにより、当該疾患の予防並びに当該疾患に係る患者の健康の回復、保持及び増進に関する知識普及及び意識の向上を図るため必要である。また、呼吸器疾患への不安を解消し、また早期に発見、治療することで健康の回復、保持及び増進が図られ、更に当該疾患の予防に有効である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 本事業は、慢性閉塞性肺疾患の予防や同疾患からの健康の回復を図るため、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償給付費等収入があり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	健康相談は大気汚染による健康被害の予防の観点からも保健所、地域保健担当で実施すべきものである。保健所健診時に併設して実施している。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 行政主催の事業に市民が参加する。

⑧ 総合評価

総合評価	維持 本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点からも実施が必要である。 (乳幼児)ぜん息・アレルギー予防という観点に特化し、既存事業の継続が必要である。 (成人)過去のたばこ消費による長期的な影響と急速な高齢化により近年増加傾向にある、慢性閉塞性肺疾患の予防に関する事業を継続し実施することが必要である。
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	(乳幼児)ぜん息・アレルギー予防並びに子供の健やかな成長を支援するためにも、現行の事業を継続して実施する。 (成人)地域住民を対象とした慢性閉塞性肺疾患(呼吸器疾患)に関する相談及び指導、知識の普及に関する事業を実施する。 また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	健康診査等事業費	445A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和63年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	昭和63年の「公害健康被害補償法」の改正により、第一種指定地域（大気系）の解除に伴い、健康被害予防事業として地域における人口集団を対象として慢性閉塞性肺疾患（呼吸器疾患）の予防を目的とし、アレルギー素因のある者に対して指導を行う。更に3歳児健診において環境省が定める健康調査票を用い、回答を求めデータを集積し環境省へ報告を行っている。
対象（誰を・何を）	1歳6か月児健診、3歳児健診の来所者
求める成果（どのような状態にしたいか）	・乳幼児を対象として問診等を行い、気管支ぜん息の発症の未然防止を図る。 ・環境省が自治体に委託して行う質問票による健康調査を行いそのデータを集積し環境省へ報告する。（環境省において実施自治体のデータを分析し公表）
事業概要	（健康診査事業）地域保健担当において、1歳6か月児健診の来所者に問診を行い、アレルギー素因のある者に対して指導を行い、血液検査を勧奨する。 （環境保健サーベイランス事業）環境省が定める健康調査票を用い、中央・小田・立花地域保健担当において実施する3歳児健診の来所者に回答を求める。現状、健診時に行うため受診率及び調査票回収率は高くなっている。
実施内容	・（健康診査事業） 地域保健担当で実施 12回（月1回） 計72回 平成25年度 平成26年度 平成27年度 受診者数 3,972人 3,735人 3,526人 素因者数 3,191人 2,969人 811人 スタッフ 医師・保健師・栄養士 ・（環境保健サーベイランス事業） 中央・小田・立花地域保健担当で実施 月1回 計36回 平成25年度 平成26年度 平成27年度 対象者数 1,810人 1,841人 1,870人 回収数 1,590人 1,621人 1,608人

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	6,457	4,606	4,536	
報償費	5,173	3,729	3,730	医師報酬等
旅費	62	62	62	会議出席に係る交通費等
需用費	1,195	790	722	栄養指導材料等
使用料及び賃借料	27	25	22	複写機使用料等
人件費 B	380	372	877	
職員人工数	0.11	0.11	0.11	
職員人件費	380	372	877	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C (A+B)	6,837	4,978	5,413	
C 国庫支出金	929	942	911	環境保健サーベイランス調査委託金
市債				(補助率10/10)
市債				
その他	5,528	3,664	3,625	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	380	372	877	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	アレルギー素因率及び環境保健サーベイランス事業健康調査票回収率(成果を検証するための実態の把握が困難なため活動指標を設定)							単位	%		
目標・実績	目標値	90.0%	達成年度	一 年度	25年度	80.3%	26年度	79.5%	27年度	23.0%	86.0%
27年度の目標に対する達成状況	□ (概ね)達成 ■ やや達成できず □ 下回った		健康診査事業では、1歳6か月児の保護者への問診の結果2割の者が何らかのアレルギー素因が認められた。ただし、この全てが呼吸器疾患(アレルギー疾患等)等を発症するものではない。 環境保健サーベイランス事業では8割以上の回収率があり、環境省指定の方法でデータ入力を行い環境省に報告を行った。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	・健康診査事業 1歳6か月児の保護者に問診を行い、気管支ぜん息等発症防止のための適切な指導を行うことにより当該疾患の発症の予防ができることから必要である。 ・環境保健サーベイランス事業 環境省が実施する環境保健サーベイランス・システム構築のための調査に協力することにより地域健康データの健康モニタリングを集積し、環境省において地域人口集団の健康状態と大気汚染の関係を継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずるために協力することは必要である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	□ 有 ■ 無	本事業は、慢性閉塞性肺疾患の予防や、環境省が同疾患と大気汚染との関連を研究することを目的として行うものであり、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき公害健康被害補償給付費等収入、環境保健サーベイランス事業には、環境サーベイランス調査委託金があり、受益者負担を求めることは適正でない。
-----------------	---------	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき実施する公害健康被害予防事業として、同様の事業を他自治体でも実施している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	□ 全部 □ 一部 ■ 無	
委託等の可能性	□ 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 ■ 上記以外 □ 委託等の余地有 □ 委託等の余地無	健康診査等事業は大気汚染による健康被害の予防の観点からも地域保健担当で実施すべきものである。なお、環境保健サーベイランス調査事業は環境省からの受託事業である。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来 ○	内容 行政主催の事業に市民が参加する。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	本事業は、公害健康被害の補償等に関する法律に規定する大気汚染による健康被害の予防の観点から、気管支ぜん息の発症予防を図るための事業であり、事業を継続して実施する。 環境保健サーベイランス調査事業は、環境省からの受託事業であり、今後も環境省指導により事業を継続して実施する。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	気管支ぜん息発症予防の観点から、幼児を対象として問診を行い、発症防止のための適切な指導を行うため、現行の事業を継続して実施する。 また、助成元である独立行政法人環境再生保全機構とも協議・相談を行い歳入の確保に努める。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	わたきり者等歯科保健対策事業費	447K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	健康増進法 歯科口腔保健の推進に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成20年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	在宅わたきり者は専門的助言指導を受ける機会が得られにくく、口腔内状況を悪化させる傾向がある。在宅で療養中の要介護者に対し、歯科衛生士による訪問歯科保健指導を行うことにより、専門的口腔ケアの必要性を普及啓発し、口腔衛生向上と口腔機能の低下の防止に繋げる。
対象(誰を・何を)	在宅で療養中の要介護者のうち、歯科保健指導が必要な者
求める成果(どのような状態にしたいか)	要介護状態になった人が口腔機能の維持及び口腔の清潔を保つことで感染予防・誤えん性肺炎の予防を図る。
事業概要	①在宅で療養している要介護者を対象に3回を限度に歯科衛生士による訪問歯科保健指導を実施する。②歯科・歯科及び在宅介護にかかわる関係者によるネットワークを構築し、要介護者の口腔機能保持の重要性について普及啓発を行う。③歯科衛生士対象の研修会を開催し、訪問歯科保健指導に係る歯科衛生士の資質向上を図り事業を効果的に推進する。
実施内容	①歯科衛生士訪問実績 【平成27年度】5人(延べ16人) 【平成26年度】9人(延べ18人) 【平成25年度】9人(延べ24人) ②わたきり者等歯科保健対策事業ネットワーク会議 【平成27年度】年1回実施 【平成26年度】年1回実施 【平成25年度】年1回実施 出席者：尼崎市歯科医師会、尼崎市医師会、尼崎口腔衛生センター、介護支援専門員協会、訪問看護ステーション連絡協議会、基幹病院等口腔外科の各代表メンバー ③研修会 ※隔年実施 【平成27年度】年1回実施(3月) テーマ：在宅療養者の口腔ケアを考える 【平成25年度】年1回実施(3月) テーマ：要介護者の口腔衛生指導の実践

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	78	98	147	
報償費	63	83	132	訪問歯科衛生士・研修会講師
需用費	15	15	15	指導用消耗品(医療用グローブ・消毒液・口腔ケア用品等)
人件費 B	3,320	3,408	2,080	
職員人工数	0.42	0.43	0.26	
職員人件費	3,320	3,408	2,080	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	3,398	3,506	2,227	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金			98	健康増進事業費補助金
市債	11	33		
その他				
一般財源	3,387	3,473	2,129	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	歯科衛生士訪問実施実人数 (成果指標の設定は困難なため、活動指標を設定)						単位	人		
目標・実績	目標値	16	達成年度	27年度	25年度	9	26年度	9	27年度	5
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 出前講座や介護保険だより等で積極的に事業案内を行ったが、申請の実人数は昨年より少なく、目標達成に至らなかった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	通院困難になった在宅療養者はお口の機能低下と清掃不足を招きやすくなることから、栄養摂取の低下及び誤嚥性肺炎を起こしやすくなるが市民にはその情報が十分周知されていると言えない。また介護及び医療保険制度による歯科医師の往診も可能であるが、それも十分に活用されているとはいえない。これらの課題を解決するため、歯科・歯科・介護のネットワーク会議を開催しながらこの事業を進めており、在宅療養者の口腔ケア及び口腔機能低下が放置されない体制づくりとして必要な事業である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	申請時に必要な主治医の情報提供書は各自の負担となるが、市が実施する3回の歯科衛生士訪問を無料としているのは、できるだけ多くの人が本事業を利用することによって専門的口腔ケアの必要性を普及啓発するためのものである。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<ul style="list-style-type: none"> ●国の健康増進事業補助基準 対象者：40～64歳の市民 ●他都市の状況 65歳以上の在宅わたきり者で口腔衛生指導が必要な人に対し、歯科医師会への委託により、各医院の歯科衛生士が訪問指導を行うという市もあれば、通院困難な要介護者の往診に必要な機器の整備、所要経費の一部を実施主体である歯科医師会へ補助金として交付するという形で実施している市もある。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	歯科衛生士訪問は将来的に尼崎市歯科医師会、口腔衛生センターへ一部委託する余地は有るが、現段階では、高齢介護課等と連携をとって対象者に広く普及啓発するために直営での実施が必要である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	口腔ケアと誤嚥性肺炎・全身状態の悪化は関連性が大きく、その啓発は行政が行うべきである。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	出前講座や介護保険だより等でこの事業の案内を行う時に口腔ケアの大切さを啓発する機会を得られるため、実績が少なくとも、この事業の存在自体が啓発となっている。ネットワーク会議もこの事業の在り方を通して多職種が要介護者の口腔ケアについて意見交換できる唯一の会議であるという位置づけとして貴重である。在宅訪問歯科を標榜する歯科医院も増えているため、直接歯科医院へ往診依頼するケースも増えているが、まだ多くの市民に口腔ケアの意義や具体的方法について周知していく必要がある。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年に病院と在宅の退院調整バスが作られたことから、そのバスの利用実態等の情報を得ながら、より効果的に在宅療養者の口腔機能低下の防止に取り組んでいく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	歯周疾患検診事業費	448A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	健康増進法、歯科口腔保健法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成13年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	健康増進法に基づき、歯周疾患の早期発見と予防を図ることで口腔機能の向上に繋がることを目的として節目健診を行い、定期的な健診の必要性を啓発する。
対象(誰を・何を)	40歳・50歳・60歳・70歳の市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	本事業をきっかけに、かかりつけ歯科医を持ち、定期健診及び予防処置を受ける習慣を定着させる。その結果、歯周疾患による歯の喪失を防ぐとともに、生涯自分の歯で食事ができる人が増加する。
事業概要	市内指定歯科医療機関及び尼崎口腔衛生センターにおいて、歯周疾患に係る問診、口腔内診査、結果説明及び歯科保健指導を実施している。
実施内容	<p>〈平成27年度実施状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歯周疾患検診受診者:合計1,766人(40歳 476人、50歳 386人、60歳 372人、70歳 532人) 受診率:7.1% ●歯周疾患検診受診券に歯周病予防パンフレットを同封し全身疾患と歯周病の関係などを啓発した。(24,887通) ●ポスター作製による啓発「若いうちから始める歯周病予防」(1,600枚) ●歯と口の健康週間(6月)に合わせ市内掲示板及び公民館など若い世代が利用する公共施設に掲示した。 <p>〈平成26年度実施状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歯周疾患検診受診者:合計 91人(40歳 27人、50歳 17人、60歳 18人、70歳 29人) 受診率:7.1% ※平成26年度は対象者の生年月日の捉え方をがん検診の無料クーポンに合わせるための移行期となったため対象者が少なくなっている。 <p>〈平成25年度実施状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●歯周疾患検診受診者:合計 1,760人(40歳 510人、50歳 318人、60歳 380人、70歳 552人) 受診率:6.8%

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	336	6,711	7,120	
需用費	61	508	420	検診用帳票等消耗品
委託料	275	6,203	6,617	検診委託先:尼崎市歯科医師及び尼崎口腔衛生センター
旅費			83	旅費:全国歯科保健推進研修会出席のため
人件費 B	2,135	2,202	2,622	
職員人工数	0.27	0.26	0.31	※平成26年度は対象者の生年月日の捉え方をがん検診に合わせるための移行期間となり、対象者が減ったため予算が減額となっている。
職員人件費	2,135	2,061	2,480	
嘱託等人件費		141	142	
合計 C(A+B)	2,471	8,913	9,742	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債	324	3,719	4,746	
その他一般財源	2,147	5,194	4,996	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合。(80歳で20本の歯を保つための中間評価として60歳で24本の歯があることが目標)						単位	%		
目標・実績	目標値	85.0	達成年度	29年度	25年度	80.9	26年度	88.5	27年度	81.5
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 平成25年度に比べ微増している。(なお、平成26年度歯周疾患検診対象者数は対象期間の調整年となり、対象者数が大幅に減少したため、事業成果の比較は困難)									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	歯周疾患で歯を喪失しないためには、早期に発見し適切な予防処置を受けることが必要である。自覚症状のない人にも歯科受診の機会を作ることで、歯周疾患予防の必要性を知り歯科へ定期受診する人が増えることにつながり、歯周疾患で歯を失う人を減少させることに有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	国の健康増進事業補助金の実施要領には歯周疾患検診の自己負担は1,500円としているが、本市の場合は尼崎市歯科医師会の協力により委託料を上げずに自己負担金なしで実施している。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<ul style="list-style-type: none"> ●国の健康増進事業補助基準に従って実施している。 ●他都市の状況としては、40・50・60・70歳の対象者に、自己負担金500円(70歳、被保護世帯、非課税世帯は無料)で実施している市もあれば、同じ対象者に自己負担金1,300円(被保護世帯、非課税世帯は無料)で実施している市もある。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	既に、尼崎市歯科医師会及び尼崎口腔衛生センターへ委託している。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容
	現状	将来像

⑧総合評価

総合評価	維持	平成27年度は若いうちからの歯周病予防啓発ポスターを作成し啓発に努めた。しかし、平成27年度の本市の歯科健診結果を見ても、進行した歯周病は20~30歳で2.5倍、30~40歳で2倍、40~50歳で2.2倍と10年で倍増しながら増加している。このような状況から平成28年度も継続して、40、50、60、70歳の方への歯周疾患検診の受診券を郵送し受診勧奨する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	歯周疾患は重症化すると歯を失うだけでなく、生活習慣病など全身疾患とかがわっている。歯周疾患の治療を行うことで糖尿病の症状が改善したり、歯周疾患が心筋梗塞や狭心症の原因となる動脈硬化を引き起こすなど全身疾患との関係が報告されている。歯周疾患検診事業の受診率を上げ、早期発見につなげるためにも、若い層に響くキャッチコピーやパンフレット等を工夫し、健診や健康教育などの機会を通じて子育て世代に歯周病について正しい知識を啓発していく必要がある。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	口腔衛生事業費	452K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律(第7条)、厚生労働省事務次官通知		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和37年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	本市の「進行した歯周病罹患率割合」は60歳で約半数で年齢とともに増加する傾向である。又、むし歯については、国際指標である「12歳児一人当のむし歯本数」が1.39本であり、国平均の1.0本と比べ依然として多い状況が続いていることから、口腔衛生の必要性について、更に啓発していく必要がある。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	QOLの維持向上に欠かせない咀嚼能力の維持には歯の喪失防止が欠かせないことから、歯を失う原因であるむし歯及び歯周病を予防し、生涯を通じて健康な自分の歯を保つ人が増加する。具体的には、80歳で20本以上自分の歯を残す人(8020運動達成者)の増加を図る。
事業概要	①歯と口の健康週間事業 「歯と口の健康週間」に合わせた歯科相談及び口腔衛生の普及啓発 ②いい歯の日事業 「いい歯の日(11/8)」に合わせた講演会、歯の健康表彰 ③口腔衛生研修会事業 高齢者及び障害者の介護にかかわる職員対象の研修
実施内容	①歯と口の健康週間事業(6月4日～10日) 歯科相談、フッ素塗布体験、口臭測定、口腔機能チェック(ブラッシング指導、お口うるおいチェック、げんきっ子のお口たんけん、歯の模型展示等)を実施。 平成25年度参加者 1,444名 平成26年度参加者 1,507名 平成27年度参加者 1,850名、チラシ回覧による啓発(約16,000枚) ②いい歯の日事業(11月8日) 市民向け講演、表彰(親子よい歯のコンクール、8020達成者)、食育の啓発等を実施。 平成25年度参加者 347名 平成26年度参加者 525名 平成27年度参加者 684名 ③口腔衛生研修会 介護に係わる職員対象の研修会の開催 平成25年度参加者 147名 平成26年度参加者 142名 平成27年度参加者 156名

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,516	3,212	3,516	
委託料	3,516	3,212	3,516	尼崎市歯科医師会委託料 平成27年度実施場所変更に伴う周知のため委託料を減額し、郵送料(¥304千円)に充当したが、一定周知の効果が得られたとし、平成28年度は郵送料による周知は行わず、委託料額を戻した。
人件費 B	4,348	3,408	1,680	
職員人工数	0.55	0.55	0.21	
職員人件費	4,348	3,408	1,680	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,864	6,620	5,196	
Cの財源内訳				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,864	6,620	5,196	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	60歳で24本以上自分の歯を有する人の割合(80歳で20本の歯を保つための中間評価として60歳で24本の歯があることが目標:歯周疾患検診結果から把握)							単位	%	
目標・実績	目標値	85.0	達成年度	29年度	25年度	80.9	26年度	88.5	27年度	81.5
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 当事業による啓発効果もあり、平成25年度に比べ微増している。(なお、平成26年度歯周疾患検診対象者数は対象期間の調整年となり、対象者数が大幅に減少したため、事業成果の比較は困難)									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	平成23年8月に策定された「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康は基礎的かつ重要な役割を果たしており、歯科疾患の予防に向けた取り組みが必要と明記されており、さらに、歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発や定期的な歯科健診の勧奨等について、自治体の責務を明確にしている。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 「歯科口腔保健の推進に関する法律」では、QOLの維持に欠かせない歯科口腔の健康に関する正しい知識の普及啓発等について、自治体の責務を明確にしていることから、受益者の負担を求めることは適正でない。
-----------------	---

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成27年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議の資料によると、近畿圏の政令市・中核市14自治体すべてで、歯と口腔の健康週間等の時期に歯の健康表彰や啓発事業を実施している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	既に尼崎市歯科医師会に委託済みである。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	将来的に市民一人一人の責任で、自ら歯や口腔の健康づくりに取り組めるように、歯科保健に関する普及啓発を行うのは行政の役割である。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	・屋外で実施していた歯と口の健康週間事業を、天候による集客の増減や炎天下での実施による健康への負担に配慮し、平成27年度から屋内(中小企業センター)での実施に切り替え、実施場所変更による市民への周知不足に対応するため、協働推進員による周知を行ったことで、昨年以上の参加者となった。 ・口腔衛生研修会事業は、受講者のアンケート結果を参考に、参加者から希望の多かった「実践的な相互実習」を充実させるなど、初心者から経験者まで幅広い職員に対応する内容に改善した。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	衛生週間事業等は、歯科口腔保健に関する法律及び厚生労働省の通知により全国的に実施されている啓発事業であり、自治体の責務も明記されている。また、歯と口腔の健康状態は全身の健康状態と密接な関係があるため、今後も全国的に歯や口腔に対する健康意識が高まる時期(6月と11月)に合わせて事業を展開していく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	2歳児親子歯科健診事業費	452R	事業分類	ソフト事業
根拠法令	歯科口腔保健の推進に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市地域保健医療計画(評価:有)、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成19年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	むし歯による歯の欠損は、言葉習得や咀嚼能力を低下させ健全な発育を阻害するにもかかわらず、1歳半時点から3歳に達する間にむし歯有病者率は約10倍(平成27年度:1.36%→13.6%)と急増している。また、歯周疾患は長期にわたり自覚症状なく進行し、全身にも悪影響のある疾患であるが、親世代に当たる30~40歳代が最も有病者の増加率が高い現状が続いている。(30歳代10.2%→40歳代26.3%=約2.6倍)
対象(誰を・何を)	2歳児及びその保護者
求める成果(どのような状態にしたいか)	むし歯が急増する年齢でありながら仕上げ磨きが難しい2歳児の対応に苦慮する保護者に、専門職から効果的な助言を行うとともに親子でかかりつけ歯科を持ち、定期健診及び予防処置を受ける習慣を定着させる。その結果、生涯自分の歯で食事ができ生活習慣病予防にもつながる。
事業概要	・歯科保健集団指導及び個別相談 ・2歳児の歯科健診 ・保護者の歯科健診(歯周病検査を含む) ・2歳児のフッ化物塗布(希望者のみ)
実施内容	<p><平成27年度実施状況> 実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,066人(受診率:54.4%) うちフッ化物塗布者1,925人 保護者 2,002人</p> <p><平成26年度実施状況> 実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,199人(受診率:56.7%) うちフッ化物塗布者2,073人 保護者 2,126人</p> <p><平成25年度実施状況> 実施回数36回/年 受診者数:2歳児 2,177人(受診率:53.8%) うちフッ化物塗布者2,055人 保護者 2,116人</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	4,885	4,861	5,045	
報償費	1,642	1,642	1,642	歯科衛生士報償費
需用費	386	386	378	案内文発送・健診用消耗品
委託料	2,857	2,833	3,025	歯科医師・フッ化物処方委託料
人件費 B	2,285	2,377	2,958	
職員人工数	0.23	0.24	0.31	
職員人件費	1,818	1,902	2,480	
嘱託等人件費	467	475	478	
合計 C(A+B)	7,170	7,238	8,003	
C 国庫支出金				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	7,170	7,238	8,003	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	むし歯のない児の増加(3歳児健康診査結果から)							単位	%	
目標・実績	目標値	90以上	達成年度	29年度	25年度	85.2	26年度	85.0	27年度	86.4
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	歯は萌出直後が最もむし歯になりやすい。そのため、幼児食への移行時期(1~2歳)からのフッ化物や歯質を強化するフッ化物の塗布は最も効果がある。平成27年度下半期に実施した、当事業の検証では、当事業受診児は未受診児に比べ、3歳時点でむし歯有病者率が低く、また「一人平均むし歯数」が少なく重症化の抑制にも有効であった。【むし歯有病者率(当事業受診児:10.5%に対し、未受診:19.2%で約2倍の差)】【一人平均むし歯数(当事業受診児:0.78本に対し、未受診児1.94本と約2.5倍の差)】また、当事業受診児は、フッ素の継続塗布実施率が未受診児に比べ6.4ポイント高く(当事業受診児:46.2%、未受診児:39.8%)、予防行動の習慣化にも効果がある。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	幼児期前半(1~3歳)のむし歯の急増が与える発語、摂食、発育等への悪影響を対象者に認識させ、定期歯科健診やフッ化物塗布等の予防行動に導くために、まずは行政による情報提供や支援が必須であり、受益者に負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成27年度近畿地区府県・政令市歯科保健主管課長会議資料によると、近畿圏政令市・中核市14自治体全てが、幼児期前半(1~3歳)に、母子保健法に定める健康診査以外に歯科健診又はフッ化物塗布等を実施している。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																			
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	歯科健診等歯科医師執務分は既に尼崎市歯科医師会に委託している。																		
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="4">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					現状	A	B	C	D	E	将来像					○	むし歯等口腔の状況は育児内容が強く反映されるため、専門性が求められる。また、保健師と連携して情報交換しながら、母子保健対策の一環として実施しているため、協働にはなじまない。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																			
現状	A	B	C	D	E															
将来像					○															

⑧ 総合評価

総合評価	維持	・当事業により、この時期にむし歯予防に効果的なフッ化物塗布を実施及び啓発できる。結果、むし歯のある児を減らすことができるだけでなく、咀嚼や発語機能に悪影響のあるむし歯の重症化の抑制にもつながっており、食育や発達面でも児の健全な成長が期待できる。 ・また、育児内容が強く反映されるむし歯等の口腔状況を把握することで、保護者に対しても、歯科の立場から育児支援を行える。 ・平成25年度(平成23年度実施分)から、当事業は国民健康保険調整交付金特別調整交付金の対象となっており、受診率に応じた交付が市町国民健康保険特別会計として受けられることから、財政面の負担は軽減されている。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	事業開始以降受診率は緩やかに増加しているが(平成22年度:51.6%→平成27年度:54.9%)、引き続き周知を図り、歯科予防行動の習慣化(かかりつけによる定期歯科健診やフッ化物塗布の継続等)を啓発・検証していきたい。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	大気汚染公害認定研究会負担金	4A21	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	大気汚染公害認定研究会会則		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和48年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	55 公害病補償費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	公害医療及び公害認定に伴う医学的知識の研修並びに向上を図る。
対象 (誰を・何を)	尼崎市公害健康被害認定審査会を含む20県市(公害健康被害認定審査会及び行政担当者)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	公害健康被害の補償等に関する法律旧指定地域(大気系)の公害健康被害認定審査会委員及び行政担当者が参集し、公害病(大気系)に関する医学的知識の研修並びに向上を図り専門的(医学、法律)情報交換を行う。
事業概要	尼崎市公害健康被害認定審査会を含む20県市が輪番で毎年1回研究会を実施する。
実施内容	<p>開催時期 毎年、1月または2月 開催方法 公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体が輪番で行う。 出席者 公害健康被害認定審査会委員(医師・法律家)及び担当行政職員(ただし、尼崎市は平成21年度から医師及び法律家のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 岡山県 ぜん息に及ぼす黄砂の影響について 平成24年度 愛知県 「そらプロジェクト」の結果概要について 平成25年度 豊中市 アンケート結果について 平成26年度 東大阪市 気管支喘息について 平成27年度 大牟田市 「肺がんについて」及び「誤嚥性肺炎について」 平成28年度 吹田市(予定)

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	12	12	12	
負担金補助及び交付金	12	12	12	
人件費 B	877	869	877	
職員人工数	0.11	0.11	0.11	
職員人件費	877	869	877	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	889	881	889	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金	6	6	6	公害健康被害補償事務費負担金
市債				
その他				
一般財源	883	875	883	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	公害健康被害の補償等に関する法律旧指定地域(大気系)の公害健康被害認定審査会委員及び行政担当者が参集し、公害病に関する医学的知識の研修、専門情報交換を行い、尼崎市を含む各地域が専門分野の情報等の共有が図れ、以後の認定審査に活用できている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体の公害健康被害認定審査会委員及び行政担当者が参集し、公害病に関する医学的知識の研修、及び向上を図り専門的(医学、法律)情報交換を行うことで統一的審査が可能となり継続して参加することが必要であり、今後の認定審査に有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	尼崎市公害健康被害認定審査会を含む20県市が輪番で毎年1回研究会を実施する。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																											
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> 行政主催の会議である。		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						●	将来像						○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						●																						
将来像						○																						

⑧総合評価

総合評価	維持 公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体の公害健康被害認定審査会委員及び行政担当者が参集し情報交換ができる唯一の機会であり、統一的で公平な審査を行うため、継続して参加する必要がある。
------	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する旧大気系指定地域自治体間で統一的で公平な審査を行う必要があるため、継続参加をする。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	保健所等事業費	4E1K	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	統計法、健康増進法、地域保健法、感染症法等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	10 保健所費
			目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	保健企画課、感染症対策担当、健康増進課
所属長名	松長 寿枝、堀池 香、森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨	統計法及び健康増進法に基づき、各種統計調査を実施しているほか、地域保健法や感染症法等に基づき、保健所で各種協議会等を開催している。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	国民の生活状況や身体、生活習慣の状況等を明らかにし、各種施策に向けた基礎資料を得る。保健所運営協議会等の各種協議会を開催し、適切な保健医療施策の実施を図る。
事業概要	(統計調査)国民生活基礎調査、国民健康・栄養調査等の実施 (各種協議会)保健所運営協議会、感染症の診査に関する協議会、医療安全推進協議会の開催
実施内容	(統計調査) ○国民生活基礎調査(中核市事務) <対象>251世帯 うち調査協力 176世帯 <内容>世帯状況、生活実態(収入、職業等)、年金加入状況等の調査 ○国民健康・栄養調査 <対象>39世帯106人 うち調査協力 21世帯 53人 <内容>身体状況、栄養摂取状況及び生活習慣の調査 等 (各種協議会) ○保健所運営協議会 全市域の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項を審議する。委員数15人 ○感染症の診査に関する協議会(結核部会) 市内における結核患者の就業制限、入院の勧告等に関して意見を聞く。委員数6人 ○医療安全推進協議会 本市の医療安全の推進について必要な事項を協議する。外部委員数4人

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,261	1,655	3,265	
報償費	219	128	1,378	調査世帯手当等
旅費	106	106	207	調査説明会・研修会旅費
需用費	414	851	620	調査用消耗品、謝礼品
委託料	55	118	559	検査委託料
使用料及び賃借料	467	452	501	結核審査会ビューワシステム賃借料等
人件費 B	9,076	12,431	17,894	
職員人工数	0.90	1.35	1.57	
職員人件費	6,398	9,704	11,556	
嘱託等人件費	2,678	2,727	6,338	委員報酬、調査員報酬等
合計 C(A+B)	10,337	14,086	21,159	
C 国庫支出金	2,502	1,856	3,895	衛生統計調査委託金等
市債	0	0	0	
市債	0	0	0	
その他	13	16	17	保健所実習生受入収入
一般財源	7,822	12,214	17,247	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	国民生活基礎調査における対象世帯の調査票回収率(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	%	
目標・実績	目標値	80.5	達成年度	毎年度	25年度	89.1	26年度	70.3	27年度	70.1
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 目標値に対する達成率は87%であり、概ね達成できている。しかしながら、今回の調査地区は社宅等の単身世帯及び就労世帯が多く、日中の面会が難しいケースが多く、面会ができた場合でも調査拒否があったことから前年同様目標値には届かなかった。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	統計調査及び感染症の診査に関する協議会については法定事務である。保健所運営協議会については、地域保健法に基づき条例で設置された協議会である。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の性質上、上記のとおり受益者負担になじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	統計調査及び感染症の診査に関する協議会については法定事務であり、各自治体で実施されている。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	国民健康・栄養調査における血液検査のみ検査の精度管理の観点から委託を行っている。それ以外の調査等については、法に基づき市がすべて直接実施すべき業務である。	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容	法定事務等であり、市が行うべき事務である。

⑧総合評価

総合評価	維持	統計調査については、適切な事務処理ができており、国の厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料等を得ることにつながっている。各種協議会の開催については、その目的に沿った役割が果たせるよう運営されている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	統計調査については、引き続き法令に従って適切な事務処理に取り組むほか、調査協力を得られるように努めていく。各種協議会の開催については、その設置目的に沿った役割を果たせるよう会議運営を進めていく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	食育推進事業費	4E2W	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食育基本法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市食育推進計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成22年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	10 保健所費
			目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

①事業概要

事業実施趣旨 本市の子どもの朝食の欠食率は全国より高く、孤食の割合は年齢が上がるごとに高くなり、第1次尼崎市食育推進計画の評価においても改善が見られなかった。さらに、幼児保護者は、規則正しい食生活リズムや感謝の気持ちなど、大切に思い伝えたい食育の意識に低下の傾向が見られることから、次世代を担う子どもに食を選択し健全な食生活を実践する力をつけることが緊要の課題である。

対象 (誰を・何を) 市民(特に子どもや子どもを取り巻く保護者)、食育活動を行うボランティア、保育所・幼稚園・学校など子育て支援や教育関係者等

求める成果 (どのような状態にしたいか) 尼崎食育推進計画(以下「計画」という)に基づき、「実践」をコンセプトに、家庭・地域・学校・事業者等の幅広い分野の関係者がそれぞれの立場で連携・協働して食育を推進することで、家庭や地域で人と人が支えあい、生涯にわたり市民の心豊かな生活の実現を目指す。

事業概要 平成27年度から食育推進事業(平成22年度より実施)と乳幼児期からの健康食習慣づくり事業(平成17年度から実施)を一元化して実施。第2次計画に基づき、「食育推進懇話会」及び「食育推進検討会議」を中心とした計画の進行管理や食の体験活動の取組み、食育に携わるボランティアを育成し、地域における食育の推進など、総合的な推進を図る。

実施内容 1 食育推進計画の進行管理・評価
事業の達成状況や成果を図る評価指標を中心に、いかに効果的に計画を推進するのか、食育推進懇話会や食育推進検討会議、連携した取り組みを通じて、情報の共有化、意見交換、ネットワークの充実を図った。
2 食育フォーラム
食習慣が自立する中学、高校の前段階で良好な食習慣の確立を図るため、家庭、地域、学校ではどのような取り組みができるか、市民と一緒に考える食育フォーラムを連携・協働して開催した。
3 地域で支える食育

内容	事業名	実績
食育に携わるボランティアを育成、活動支援を行う	食育ボランティア養成講座	4回、延べ49人参加、養成登録数:13人
	登録数(委嘱数)	42人
	食育サポーター(健康づくり推進員)活動	15回、126人
	活動打ち合わせ	17回、181人
	食育活動	124回、378人活動、対象市民3892人
子どもや保護者に対して、食育の啓発を行う	①あまごこ食育レッスン(幼稚園保護者対象)	23回、749人指導
	②あまごこえいよう教室(保育所・幼稚園対象)	16回、613人指導(食育ボランティア等36人活動)
	③子どものための食育推進講座(子育てサークル等対象)	51回、2323人指導(食育サポーター200人活動)
	④お弁当づくり実習(中・高校生対象)	4回、89人指導(食育サポーター12人活動)
	⑤食育月間等における、関連機関と実施した食育講座	33回、1811人指導(食育サポーター157人活動)

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	509	745	788	
報償費	207	254	327	平成26年度は、計画策定のための経費を除く「食育推進計画策定事業費」と「乳幼児期からの健康食習慣づくり事業」の合計
旅費	40	78	38	
需用費	227	393	362	
役務費	17	14	27	
使用料及び賃借料	18	6	34	
人件費 B	10,436	16,113	17,462	
職員人工数	1.32	1.82	2.09	
職員人件費	10,436	14,754	16,202	
嘱託等人件費		1,359	1,260	
合計 C(A+B)	10,945	16,858	18,250	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
内訳				
一般財源	371	16,858	18,250	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	1. 朝食を毎日食べている人の割合の増加(小学生)							単位	%
	2. 市や地域と連携して食育活動に取り組む組織・団体数の増加								件
目標・実績	目標値	100	達成年度	32年度	25年度	26年度	27年度		
		50		95	42	94	43		
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		1次計画の評価指標「食育に関心のある人の割合」は、達成年度(平成26年度)変化が見られなかった。第2次計画(平成27〜32年度)の評価指標としては、食を通じて地域で子どもの食を支えるという視点で、「朝食」を優先課題としたが、計画初年度は、変化はなかった。						

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性 食べることは生きていくための基礎となるもので、からだをつくりこころを育むもので、生涯にわたって生き生きと暮らすためには、何より重要である。しかし、社会経済構造の変化、ライフスタイル・ニーズの多様化、意識等の変化の中では、健全な食生活を実践することが困難になっている。そこで、家庭を中心とし、学校、保育所、関係機関、地域等、多様な関係者が食育を推進する必要性がある。特に本市は、朝食の欠食や孤食など、家庭での健康や栄養に関する実践状況の課題があることから、課題解決に向けた事業の推進は必要性があり、将来の子どもたちの育成の上でも有効である。

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、第2次計画に基づき、家庭・地域における食育の推進及び総合的な食育の推進を図ることから、受益者負担はない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較 市役所内の関係部署で構成する「食育推進検討会議」及び公募市民、学識経験者等で構成する「食育推進懇話会」を中心に多様な関係者・関係団体が連携し、一体的に食育を推進することは、他自治体も同様である。また、阪神間他市(芦屋市、西宮市)の保健所(保健センター)において、乳幼児期の離乳食・幼児食の講座は実施しているが、食育に携わるボランティアの継続した育成については実施していない。ただし、食育の取組みは、各自自治体の状況に応じて取り組まれていることから、一概に保健所(保健センター)の取組みだけで比較できるものではない。

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	食育基本法第10条に「地方公共団体は、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を実施すべき業務を策定し、実施する責務を有する」とされており委託はなじまない。しかし、食育を市民に浸透させていく担い手として、民間企業・NPO・市民団体・職能団体等が食育活動を行うことは可能である。
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	

協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容
	A	B	C	D	E	
現状						第2次計画に基づき、市民運動として食育の推進を図るため、行政と関連機関等において、それぞれの役割を分担し、情報発信や情報交換を行い連携して取り組む。
将来像						

⑧総合評価

総合評価 **維持** 平成17年度から地域で食育活動を行うボランティアを継続して育成し、自主活動を推進してきた。その結果、市民啓発の場が増え、食育ボランティアは、地域における食育推進運動の中核的役割を果たし、食を通じて地域で子どもの健やかな育ちを支えることに寄与できた。しかし、家族形態や生活様式の多様化等により、若い世代・親の世代で規則正しい食習慣の実践割合が依然、改善されていない実態がわかった。第2次計画では、基本的な生活習慣の確立に向け、朝食を毎日とることを優先的にとりあげ、食育のボランティアだけではなく、これまでの地域のつながりを活用して多様な関係者が連携した取組みが必要である。

⑨改善の方向性

今後の改善策 食は日々の調理や食事等とも深く結びついている体験的なものであるため、子どもに健全な食生活を実践する力をつけるためには、調理実践する経験を増やす必要がある。そのため、地域ボランティアに加え、生産者、事業者等にネットワークを広げ、体験活動に参加する機会を増加させる働きかけを行う。また、子育て世代や働き世代に向けては、事業所内で毎日約20,000人が継続して給食を食べている実態から、その栄養管理を支援し食環境を整備することで、利用者の主体的な健康増進につなげていく。さらにホームページ、フェイスブックなどSNSを通じた働きかけを積極的に行う。

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	精神保健事業費	4E3K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	精神保健福祉法、地域保健法等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	10 保健所費
			目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	疾病対策担当
所属長名	針谷 健二		

① 事業概要

事業実施趣旨
本市では精神保健福祉法に基づく保健所業務及び市町村業務を実施している。また障害者総合支援法、自殺対策基本法、心身喪失者医療観察法等関連業務が増大し、精神障害者保健福祉手帳所持者、精神自立支援医療受給者も年々増加しており、業務は質・量ともに増大している状況である。国においては精神科における社会的入院を減少させ地域での生活を継続できる方向性が明示されており、今後更に行政の役割が求められている。自殺対策事業を平成22年度から県自殺対策強化基金市町村補助事業(補助率10/10)を活用して推進している。

対象(誰を・何を)
市民(精神疾患をもつ者とその家族を含む)

求める成果(どのような状態にしたいか)
精神疾患をもつ者とその家族に対し、各種事業を行い社会復帰を促進するとともに、精神的な健康保持の増進を図る。自殺リスクのある市民が適切な相談窓口や医療につながり危機回避できる支援体制を構築する。

事業概要
各地域保健担当において、医師による精神保健相談及び精神保健福祉相談員・保健師による相談・訪問を行い、精神障害者グループ活動、市民向け講演会や家族教室等啓発活動を実施している。また、各種精神保健福祉制度の申請受付窓口業務・県への進達等(自立支援サービス、自立支援医療精神通院、精神障害者保健福祉手帳、パス券)及び自殺対策における啓発・研修を実施している。

	平成27年度	平成26年度	平成25年度	自殺対策事業	平成27年度	平成26年度	平成25年度
相談	5,704件	6,088件	7,425件	市民向け講演会	60名	85名	80名
訪問	1,829件	1,819件	2,232件				
グループ活動	240回	283回	288回				
家族教室	55回	54回	56回	テーマ	居(集)付付は… 若い人のアルコール問題を考える～	処方箋の集と穴 しっておきたい薬のこと	身近な事例から知るうつ病の早期発見と社会復帰の実態
	416名	423名	432名				
	36名	97名	106名				
市民向け講演会	「このころの不調かな?と感したら」精神疾患への早期の気づきのポイント	「発達障害支援したい工夫したい」	「このころの基礎知識」	医師対象、一般科医師と精神科医師の連携に関する研修会	1回	115名	
自立支援医療(精神通院)	7,022件	6,966件	6,489件	救急車対象、ゲートキーパー養成研修、思春期のこのころの不調への気づきの研修	3回	170名	
精神障害者保健福祉手帳(交付数)	4,101件	3,906件	3,726件	市民向け、ゲートキーパー向け啓発資料作成・配付			
市バス(交付数)	2,466件	2,231件	2,066件				

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,463	917	5,162	
報償費	449	114	1,382	研修・講演会講師謝礼
旅費	141	149	647	医療機関・研修用交通費
需用費	444	287	904	精神保健グループ活動用消耗品
委託料	300	300	2,000	
その他	129	67	229	会場使用料・精神保健活動保険料
人件費 B	15,372	22,628	28,913	
職員人工数	1.55	2.42	3.01	
職員人件費	12,254	19,179	24,074	
嘱託人件費	3,118	3,449	4,839	
合計 C (A+B)	16,835	23,545	34,075	
C 国庫支出金				
県支出金	1,500	620	1,951	自殺対策事業(県1/2他)
市債				
その他				
一般財源	15,335	22,925	32,124	

(単位:千円)

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	精神障害者保健福祉手帳交付数及び自立支援医療精神通院の受給者数(法定事業であり適切な成果指標の設定は困難であり活動指標を設定する。)					単位	人	
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	26年度	27年度
						手帳3,726 医療6,489	手帳3,906 医療6,966	手帳4,101 医療7,122
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		各種福祉保健制度の拡充及び対象者の増加にともない申請・交付窓口業務が増加しているが適切・迅速に交付することができた。自殺対策については県の補助金を活用し、ゲートキーパー育成の他思春期の取り組みとして高校と連携し教員対象の研修の実施するなど取り組みを強化した。					

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性
精神保健業務については、法律上保健所及び市町村業務に位置づけられている。自立支援医療精神通院・精神障害者保健福祉手帳の受給者・取得者は増加している。精神保健福祉法改正の施行(H26.4.1)を受け国において精神障害者の地域生活への移行を促進する施策が進められている。本市においても精神科病院に入院している入院患者(全国32万人、尼崎推計900人)の地域移行(退院促進)を行う必要がある。また退院支援の方向性の観点から市が対応している市長同意の入院患者の状況についても、長期入院経過があるケースの現況の確認、必要に応じて入院形態の変更、退院支援につなげていかなければならない。加えて自殺者の減少を目指す必要があり今後も精神保健対策を保健所、保健センターを中心に関連部局と一体となり対策を進めていかなければならない。

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担
 有 無
 有 無
見直しの必要性
 有 無
 自立支援医療での受診、福祉サービスの利用等で自己負担が発生しているものはあるが、行政の対応として行われている相談対応・当該事業では自己負担はとっていない。措置入院等強制力をともなう入院など公権力の行使にともなう場面もあり、受益者負担になじまないものが多い。

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較
県下(神戸市を除く)においてH25年度末の自立支援医療の受給状況をみると、人口は県内中核市中でも第3位であるが、取得率で県内2位であるものの受給者数は県内1位である。同様に精神保健福祉手帳の取得状況をみると、H25年度末で、取得率、交付数はともに県内1位である。(H23年度では全国の中核市中で人口は11位でありながら、取得率、交付数ともに2位となっている。)自殺対策については本市ではゲートキーパーの役割が重要と考え、その養成のため、スキルアップ研修等対策に取り組んできた。西宮市、伊丹市でも同様にゲートキーパーの要請に取り組んでいる。

⑦ 担い手の点検

現状の委託等
 全部 一部 無
 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務
 上記以外
 委託等の余地有
 委託等の余地無
委託等の可能性
 全部 一部 無
 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務
 上記以外
 委託等の余地有
 委託等の余地無
 相談業務の一部(福祉的な相談)については、障害者総合支援法上の相談支援事業所等に委託している。自殺対策等啓発事業については委託の可能性について検討していきたい。

協働の領域		市民の領域 ↔ 行政の領域					内容
	現状	A	B	C	D	E	
	将来像				●		民間事業所が行っている活動と連携を図ったり、県が進めている障害者相談員活動への支援を通じて、当事者、家族ともつながりながら活動も行う。

⑧ 総合評価

総合評価
改善
国も精神保健福祉の取り組みを「入院中心」の対応から地域生活を中心とした支援の方向に大きく政策転換を図っている。新しい法律が施行される中で、業務や取り組むべき内容は増大している。精神保健分野における企画調整部分の強化を図り更に、長期入院患者の退院促進、地域移行は国の精神保健福祉の課題であると同時に大きな費用効果も見込まれるため積極的に取り組んでいくことが求められている。具体的には市長が医療保護入院に同意した全ての精神障害者に直接する他、病院で行われる医療保護入院者退院支援委員会に積極的に参加する、入院患者の退院意欲を喚起するための働きかけを養成したピアサポーターと協働して行う。また思春期への相談対応についても積極的に啓発を行うとともに、専門相談を設け適切な支援につなげていくこととする。

⑨ 改善の方向性

今後の改善策
今後も精神保健対策にかかる業務量は増大するとともに高い質が求められる。公共施設の再配置の際の業務のあり方も含め、さらに地域精神保健福祉活動における課題を検討し方向性を明確にする。

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	養育医療給付事業費	452A	事業分類	法定事業
根拠法令	母子保健法		事業区分	義務等
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和40年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	30 母子保健対策費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	健康増進課
所属長名	森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	未熟児は正常な新生児に比べて生理的に未熟であり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高く、心身の障害を残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要である。このため、入院を必要とする未熟児に対しては必要な医療の給付を行う。								
対象(誰を・何を)	出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児。								
求める成果(どのような状態にしたいか)	出生体重が2,000g以下の児、若しくは生活力が特に薄弱な児等で、医師が入院養育を必要と認めた児に、必要な医療の給付を行い、保護者の経済的な負担を軽減する。								
事業概要	母子保健法第20条の規定に基づき、出生体重が2,000g以下の者、若しくは生活力が特に薄弱な者等で、医師が入院養育を必要と認めた者に対し、指定養育医療機関にて医療の給付を行い、生後速やかに適切な処置を講ずる。								
実施内容	<p>養育医療給付申請書を受理し、管理医が審査した結果、必要と認められた場合に養育医療券を交付する。養育医療指定医療機関において医療を受けた場合、その医療に要した医療費の自己負担額的全額を公費助成している。</p> <p>1 医療費給付状況</p> <table border="1"> <tr> <td>給付実人員 (うち新規申請者数)</td> <td>給付件数</td> </tr> <tr> <td>平成25年度 111人 (78人)</td> <td>295件</td> </tr> <tr> <td>平成26年度 132人 (108人)</td> <td>327件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度 136人 (108人)</td> <td>319件</td> </tr> </table> <p>実施場所: 指定医療機関</p> <p>2 申請受付について</p> <p>平成25年度99件 平成26年度125件 平成27年度130件</p> <p>申請受付は保健センター各地域保健担当で、未熟児のフォローのため保健師による面接相談を同時に行っている。</p>	給付実人員 (うち新規申請者数)	給付件数	平成25年度 111人 (78人)	295件	平成26年度 132人 (108人)	327件	平成27年度 136人 (108人)	319件
給付実人員 (うち新規申請者数)	給付件数								
平成25年度 111人 (78人)	295件								
平成26年度 132人 (108人)	327件								
平成27年度 136人 (108人)	319件								

② 事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	32,241	31,666	32,360	
委託料	30	27	27	医療支払事務費(国保・社保)
扶助費	32,211	31,639	32,333	医療費及び食事療養費(国保・社保)
人件費 B	6,167	5,255	5,224	
職員人工数	0.78	0.71	0.63	
職員人件費	6,167	5,180	4,688	
嘱託等人件費		75	536	
合計 C(A+B)	38,408	36,921	37,584	
C 国庫支出金	15,551	12,788	14,316	養育医療給付事業費に充当
の 県支出金	6,352	6,665	7,158	平成24年度まで補助率 国1/2
市債				平成25年度から 国1/2 県1/4
その他				
一般財源	16,505	17,468	16,110	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	公害病補償事業費	4A1A	事業分類	法定事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和45年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	55 公害病補償費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という)に基づき、大気汚染の健康被害者の損害を補填するための補償給付を行う。																																
対象(誰を・何を)	公健法に規定する第一種地域(大気汚染)に係る健康被害者																																
求める成果(どのような状態にしたいか)	公健法に規定する第一種地域(大気汚染)に係る健康被害者の迅速かつ公正な保護																																
事業概要	公健法に基づき、相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害について、汚染原因者から徴収される費用を財源として、被害者の損害を補填するための補償給付等を行う。																																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指定 昭和45年12月 1日 ・指定拡大 昭和45年12月 1日 ・指定解除 昭和63年 3月 1日 <ul style="list-style-type: none"> ・認定患者の状況 平成25年度末 1,945人 平成26年度末 1,880人 平成27年度末 1,821人 <table border="1"> <tr> <td>・扶助費</td> <td>療養費</td> <td>36,536件</td> <td>1,132,617,033円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療養手当</td> <td>16,276件</td> <td>378,843,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>障害補償費</td> <td>18,452件</td> <td>1,435,689,380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童補償手当</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遺族補償費</td> <td>677件</td> <td>98,756,250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>遺族補償一時金</td> <td>18件</td> <td>67,554,810円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>葬祭料</td> <td>22件</td> <td>10,227,250円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>71,981件</td> <td>3,123,688,523円</td> </tr> </table>	・扶助費	療養費	36,536件	1,132,617,033円		療養手当	16,276件	378,843,800円		障害補償費	18,452件	1,435,689,380円		児童補償手当	0件	0円		遺族補償費	677件	98,756,250円		遺族補償一時金	18件	67,554,810円		葬祭料	22件	10,227,250円		合計	71,981件	3,123,688,523円
・扶助費	療養費	36,536件	1,132,617,033円																														
	療養手当	16,276件	378,843,800円																														
	障害補償費	18,452件	1,435,689,380円																														
	児童補償手当	0件	0円																														
	遺族補償費	677件	98,756,250円																														
	遺族補償一時金	18件	67,554,810円																														
	葬祭料	22件	10,227,250円																														
	合計	71,981件	3,123,688,523円																														

② 事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,230,900	3,184,492	3,219,672	
需用費	222	158	308	事務用品等
委託料	63,564	60,451	71,775	認定更新(見直し)検査等業務委託
使用料及び賃借料	126	102	160	複写機使用料等
備品購入費	3	93	41	備品購入費及び認定研究会委員旅費
扶助費	3,166,985	3,123,688	3,147,388	障害補償費等
人件費 B	33,598	34,769	33,218	
職員人工数	5.19	5.30	4.24	
職員人件費	33,598	34,769	31,443	
嘱託等人件費			1,775	
合計 C(A+B)	3,264,498	3,219,261	3,252,890	
C 国庫支出金	31,968	30,775	36,139	公害健康被害補償事務費負担金
の 県支出金				(補助率1/2)
市債				
その他	3,166,985	3,123,689	3,147,388	公害健康被害補償給付費等収入
一般財源	65,545	64,797	69,363	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	健康の家管理運営事業費	Q11A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市立健康の家の設置及び管理に関する条例・規則		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	昭和49年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	昭和48年に尼崎商工会議所と市の間(立会人県知事)で協定を結び、拠出金を元に尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る事業を実施することとし、昭和49年に「健康の家」を設置した。利用者は、高齢化、固定化の傾向にある。																
対象(誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者																
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。																
事業概要	猪名川町北田原字屏風岳17に設置する健康の家の管理業務を医療法人晴風園に管理委託する。																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 健康の家概要 鉄筋コンクリート造2階建(敷地面積 993.48㎡(借地) 昭和49年10月18日建物延面積 712.6㎡ 定員28人(3人用4室・4人用4室)計8室 利用方法 利用日の前月初日から利用日の14日前までに申し込む 利用に際しては、マイクロバスで送迎する。 宿泊期間は2泊3日を限度とする。 利用実績 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>認定患者</td> <td>270人</td> <td>239人</td> <td>205人</td> </tr> <tr> <td>付添い者</td> <td>158人</td> <td>120人</td> <td>113人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>428人</td> <td>359人</td> <td>318人</td> </tr> </table> 		平成25年度	平成26年度	平成27年度	認定患者	270人	239人	205人	付添い者	158人	120人	113人	計	428人	359人	318人
	平成25年度	平成26年度	平成27年度														
認定患者	270人	239人	205人														
付添い者	158人	120人	113人														
計	428人	359人	318人														

②事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	26,692	24,803	26,561	
役務費	37	28	85	主治医意見書料等
委託料	26,476	24,596	26,297	健康の家管理業務委託
使用料及び賃借料	179	179	179	土地借上料
人件費 B	1,040	1,529	1,540	
職員人工数	0.17	0.12	0.12	
職員人件費	862	984	993	
嘱託等人件費	176	545	547	
合計 C(A+B)	27,732	26,332	28,101	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	26,870	25,348	27,108	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	862	984	993	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	リハビリテーション事業費	Q11K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する1泊2日のリハビリテーション事業を、尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に事業委託することにより、尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図っている。団体に委託することにより事業内容はより患者のニーズに沿った事業が可能である。																
対象(誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者																
求める成果(どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。																
事業概要	尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体に法で定められているリハビリテーション事業のうち「1泊2日のリハビリテーション事業」を委託し実施している。																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 委託回数 1団体1回(2団体予定) 対象団体 尼崎市公害病認定患者が自主的に組織する団体であり、認定患者相互間で健康回復に係る事業を積極的に行っている団体 事業内容 空気清浄な宿泊施設を利用し、往復貸切りバスで移動。 医師の健康講話、理学療法士のリハビリ訓練その他排たん訓練等 スタッフ 医師、看護師、理学療法士、指導員 <table border="1"> <tr> <td>実績</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>募集回数</td> <td>80人</td> <td>80人</td> <td>80人</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60人</td> <td>40人</td> <td>41人</td> </tr> </table>	実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	募集回数	80人	80人	80人	参加者	1回	1回	1回		60人	40人	41人
実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度														
募集回数	80人	80人	80人														
参加者	1回	1回	1回														
	60人	40人	41人														

②事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,540	1,567	2,386	
需用費	2	2	6	事務用品等
役務費	225	240	411	主治医意見書料等
委託料	1,313	1,325	1,969	リハビリテーション事業委託
人件費 B	665	660	663	
職員人工数	0.02	0.01	0.01	
職員人件費	130	115	116	
嘱託等人件費	535	545	547	
合計 C(A+B)	2,205	2,227	3,049	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,083	2,112	2,933	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	122	115	116	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	在宅酸素助成事業費	Q121	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上 障害等級2級以上）で、医師の管理の下に在宅酸素療法を行っている者に対し酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。酸素濃縮器等の医療機器により、より重篤であった公害病認定患者も自宅での療養が可能となっている。														
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上 障害等級2級以上）														
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者当該患者（市内居住65歳以上 障害等級2級以上）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。														
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内居住65歳以上 障害等級2級以上）で、医師の管理の下に在宅酸素療法を行っている者に対し酸素濃縮器の使用に係る費用の一部を助成する。														
実施内容	<p>対象者 医師の管理の下酸素濃縮器を自宅に設置し在宅酸素療法を施行している者（市内居住65歳以上 障害等級2級以上）</p> <p>助成額 月額 3,000円</p> <p>助成方法 対象者から申請を受け、毎月の診療報酬明細書で在宅酸素療法施行を確認。3か月ごとに助成。ただし、診療報酬明細書で事実が確認できない場合は助成は差し止める。</p> <p>利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請者数</td> <td>93人</td> <td>94人</td> <td>85人</td> </tr> <tr> <td>助成件数</td> <td>1,035件</td> <td>1,051件</td> <td>985件</td> </tr> </tbody> </table>				平成25年度	平成26年度	平成27年度	申請者数	93人	94人	85人	助成件数	1,035件	1,051件	985件
	平成25年度	平成26年度	平成27年度												
申請者数	93人	94人	85人												
助成件数	1,035件	1,051件	985件												

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,153	2,961	3,437	
需用費	0	0	1	封筒等
役務費	0	6	16	事業案内郵送料
負担金補助及び交付金	3,153	2,955	3,420	酸素濃縮器にかかる費用の一部助成金
人件費 B	221	220	221	
職員人工数	0.01	0.00	0.00	
職員人件費	43	38	39	
嘱託等人件費	178	182	182	
合計 C(A+B)	3,374	3,181	3,658	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他	3,331	3,143	3,619	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	43	38	39	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	転地保養事業費	Q12A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	昭和53年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、転地保養事業を実施することにより、尼崎市公害病認定患者（市内居住）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。今後も事業周知を行い、利用者の増を図る必要がある。																		
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）																		
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者（市内居住）の健康回復の促進と福祉の増進を図る。																		
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内居住）に対し、転地保養事業を実施することにより、当該認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。																		
実施内容	<p>市において、空気清浄地にある公共的宿泊施設等を中心に14箇所を指定し、尼崎市公害病認定患者（市内居住）が自身の保養のため当該指定施設を利用した際の必要経費の一部を助成する。また、当該認定患者が10人以上で指定施設以外の施設を利用して当該事業を行うときは事前に市長が承認する。</p> <p>助成金（負担金） 宿泊の場合 1人につき7,500円 日帰りの場合 1人につき5,500円 ※平成27年度から対象者1人につき年1回を年2回までの助成とした。</p> <p>・利用実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日帰り</td> <td>17件</td> <td>15件</td> <td>52件</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>34件</td> <td>33件</td> <td>27件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>51件</td> <td>48件</td> <td>79件</td> </tr> </tbody> </table>				平成25年度	平成26年度	平成27年度	日帰り	17件	15件	52件	宿泊	34件	33件	27件	合計	51件	48件	79件
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																
日帰り	17件	15件	52件																
宿泊	34件	33件	27件																
合計	51件	48件	79件																

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	330	489	840	
負担金補助及び交付金	330	489	840	
人件費 B	411	869	439	
職員人工数	0.06	0.11	0.05	
職員人件費	233	869	439	
嘱託等人件費	178	0	0	
合計 C(A+B)	741	1,358	1,279	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他	508	489	840	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	233	869	439	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	健康の家利用補助事業費	Q12K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	昭和53年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	健康の家を利用する尼崎市公害病認定患者に対し、食事代の半額を補助する。利用者は、固定化、高齢化の傾向にある。																			
対象 (誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者																			
求める成果 (どのような状態にしたいか)	空気清浄地にある健康の家で保養することにより、尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進が図られている。また、食事代の半額を補助することで費用負担の軽減を図っており、利用を促進されている。																			
事業概要	健康の家を利用する尼崎市公害病認定患者に対し、食事代の半額を補助する。																			
実施内容	健康の家食事代(医療法人晴風園管理) 朝食 200円 昼食 500円 夕食 900円の1/2を補助する。 ・利用実績 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝食数</td> <td>541件</td> <td>471件</td> <td>402件</td> </tr> <tr> <td>昼食数</td> <td>541件</td> <td>471件</td> <td>402件</td> </tr> <tr> <td>夕食数</td> <td>541件</td> <td>471件</td> <td>406件</td> </tr> </tbody> </table>					平成25年度	平成26年度	平成27年度	朝食数	541件	471件	402件	昼食数	541件	471件	402件	夕食数	541件	471件	406件
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																	
朝食数	541件	471件	402件																	
昼食数	541件	471件	402件																	
夕食数	541件	471件	406件																	

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	376	323	418	
食糧金補助及び交付金	376	323	418	
人件費 B	190	435	439	
職員人工数	0.06	0.05	0.05	
職員人件費	190	435	439	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)	566	758	857	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	376	323	418	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	190	435	439	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	呼吸器教室事業費	Q13K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	平成12年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	呼吸器疾患に関する知識の普及を図ることを目的に、月3回程度の呼吸器訓練等の教室を行っている。参加者の増を図るため、より公害病認定患者が求める事業内容の工夫が必要である。そのために様々な内容の講師の選定が必要である。															
対象 (誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者とその付添人															
求める成果 (どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。															
事業概要	呼吸器疾患に関する知識の普及により、尼崎市公害病認定患者の健康の回復と療養生活の改善を図る。															
実施内容	月2回、水曜日の午後、尼崎市立すこやかプラザ多目的ホールにおいて医師等の療養指導、音楽療法士による腹式呼吸等の訓練を行っている。 また、不定期であるが、患者団体等と相談し地域保健センター等に出向いて呼吸器教室を開催している。 <<講師>> 医師、理学療法士、音楽療法士、体育指導員、ヨガ講師等 ・実績 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>45回</td> <td>46回</td> <td>40回</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>417人</td> <td>401人</td> <td>348人</td> </tr> </tbody> </table>					平成25年度	平成26年度	平成27年度	実施回数	45回	46回	40回	参加者	417人	401人	348人
	平成25年度	平成26年度	平成27年度													
実施回数	45回	46回	40回													
参加者	417人	401人	348人													

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	688	620	725	
報償費	384	314	392	医師報酬等
需用費	57	116	73	事務用品等
役員費	51	58	118	事業案内郵送料等
使用料及び賃借料	196	132	142	施設使用料
人件費 B	1,638	2,410	2,424	
職員人工数	0.05	0.14	0.14	
職員人件費	390	1,138	1,148	
嘱託等人件費	1,248	1,272	1,276	
合計 C(A+B)	2,326	3,030	3,149	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	1,936	1,892	2,001	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	390	1,138	1,148	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	リフレッシュ事業費	Q13P	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	平成17年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導及び入浴等を実施している。現在、市内又は市周辺施設を利用しているが今後は施設の選定、事業内容等の充実を図る必要がある。															
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）															
求める成果（どのような状態にしたいか）	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）の自主的な健康回復の促進と福祉の増進を図る。															
事業概要	尼崎市公害病認定患者（市内及び阪神間の居住者）が気軽に日帰りで参加し、健康講座・保健指導・音楽療法及び入浴等を実施する。															
実施内容	<p>年3回（5月・10月・1月）に実施 募集数 各80人 実施場所 尼崎市内及び市周辺施設 選定理由 ・市内からの交通の利便が良い ・多人数で実施する健康講座が可能なホールが設置されている等</p> <table border="1"> <tr> <td>参加実績</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>実施回数</td> <td>2回</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>参加者</td> <td>114人</td> <td>99人</td> <td>126人</td> </tr> </table>				参加実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	実施回数	2回	2回	3回	参加者	114人	99人	126人
参加実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度													
実施回数	2回	2回	3回													
参加者	114人	99人	126人													

②事業費

（単位：千円）

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	771	984	1,519	
報償費	40	45	86	医師報酬等
需用費	263	276	496	事務用品、食糧費等
役務費	256	305	261	事業案内郵送料等
使用料及び賃借料	212	358	676	施設使用料
人件費 B	886	2,810	3,080	
職員人工数	0.02	0.25	0.25	
職員人件費	173	1,720	1,986	
嘱託等人件費	713	1,090	1,094	
合計 C(A+B)	1,657	3,794	4,599	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	1,484	2,074	2,613	公害健康福祉事業費収入等
一般財源	173	1,720	1,986	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	水泳鍛錬奨励事業費	Q14A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	尼崎市公害病認定患者の救済に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	平成4年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-1) ライフステージに応じた健康づくりを支援する。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

①事業概要

事業実施趣旨	公害病認定患者にプール利用券（年間20枚）を交付し、プール利用による体力錬成を自主的に行う機会を創造し、健康回復の促進及び保持と福祉の増進を図る。																											
対象（誰を・何を）	尼崎市公害病認定患者																											
求める成果（どのような状態にしたいか）	当該患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。																											
事業概要	尼崎市公害病認定患者にプール利用券を交付し、プール利用による体力錬成を自主的に行うことにより健康回復の促進と福祉の増進を図る。																											
実施内容	<p>交付枚数 年間20枚 使用期間 毎年4月1日～翌年3月20日 利用施設 サンビック尼崎室内プール（尼崎市西御園町） ハーティ21室内プール（尼崎市南塚口町） 尼崎スポーツの森室内プール（尼崎市扇町） ※各プールの一般開放時間に利用</p> <table border="1"> <tr> <td>利用実績</td> <td>平成25年度</td> <td>平成26年度</td> <td>平成27年度</td> </tr> <tr> <td>利用券交付人数</td> <td>43人</td> <td>38人</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>サンビック</td> <td>45件</td> <td>42件</td> <td>39件</td> </tr> <tr> <td>ハーティ21</td> <td>51件</td> <td>72件</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>尼崎スポーツの森</td> <td>43件</td> <td>47件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>139件</td> <td>161件</td> <td>106件</td> </tr> </table>				利用実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度	利用券交付人数	43人	38人	40人	サンビック	45件	42件	39件	ハーティ21	51件	72件	51件	尼崎スポーツの森	43件	47件	16件	計	139件	161件	106件
利用実績	平成25年度	平成26年度	平成27年度																									
利用券交付人数	43人	38人	40人																									
サンビック	45件	42件	39件																									
ハーティ21	51件	72件	51件																									
尼崎スポーツの森	43件	47件	16件																									
計	139件	161件	106件																									

②事業費

（単位：千円）

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	142	94	176	
需用費	7	3	7	事務用品等
役務費	2	3	10	事業案内郵送料
使用料及び賃借料	133	88	159	施設使用料
人件費 B	190	435	439	
職員人工数	0.06	0.05	0.05	
職員人件費	190	435	439	
嘱託等人件費	0	0	0	
合計 C(A+B)	332	529	615	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	142	94	176	公害救済事業基金繰入金等
一般財源	190	435	439	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	優良看護表彰事業費	449A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和54年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	長期勤続優良医療従事者に対して、感謝状及び記念品を贈呈することにより、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図るため実施している。
対象 (誰を・何を)	長期勤続優良医療従事者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	医療従事者全体の勤労意欲の向上を図ることにより、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりを目指す。
事業概要	長期勤続優良医療従事者に対して、感謝状及び記念品を贈呈し、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図り、地域医療の向上に資する。
実施内容	医師会から推薦のあった長期勤続優良医療従事者に対し、医師会設立記念式典における長期勤続優良医療従業員表彰式の場で対象者へ対し、感謝状及び記念品を贈呈する。 (平成27年度) 被贈呈者: 27人 贈呈内容: 感謝状及び記念品(ボールペン)

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	12	17	17	
報償費	12	17	17	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	147	374	379	
職員人工数	0.05	0.11	0.11	
職員人件費	147	374	379	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	159	391	396	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	159	391	396	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	被表彰者数							単位	人		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	18	26年度	19	27年度	27
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 医師会からの推薦に基づいて長期勤続優良医療従事者に対し、感謝状及び記念品を贈呈している。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	長期勤続優良医療従事者の功績を讃えることで、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図るため必要である。また、表彰を受けることにより、本市の地域医療に貢献していると対外的にも認められるため、医療従事者全体の勤労意欲の向上が図られており、医療従事者の資質のさらなる向上につながっている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市として表彰することに意義がある事業であり、受益者負担の考え方は馴染まない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市では、同様の事業を行っていない。
---------------	-----------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市として表彰することに意義があるため。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容	市として表彰することに意義があるため。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状					●																						
将来像					○																						

⑧総合評価

総合評価	維持	特に勤務成績等の優良な長期勤続優良医療従事者の功績を讃えることで、医療従事者全体の勤労意欲の向上が図られており、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりにつながっている。
------	----	---

⑨改善の方向性

今後の改善策	事業の実施方法等の改善を検討しつつ、医療従事者全体の勤労意欲の向上を図り、市民の健康の保持増進とよりよい地域社会づくりにつながるよう努めていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	精神科救急病床確保委託事業費	449K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成5年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	疾病対策担当
所属長名	針谷 健二		

① 事業概要

事業実施趣旨	一般の救急とは異なり、精神科救急は患者、家族が直接救急窓口に行き受診する体制となっていないために、委託先の病院で救急病床を確保している。
対象（誰を・何を）	精神科疾患を持つ者で、精神科救急医療対応を必要とする市民
求める成果（どのような状態にしたいか）	精神科救急医療対応を必要とする患者が適切な医療を受けることができる環境を確保する。
事業概要	休日及び夜間（職員の就業時間外）に発生する精神科疾患緊急対応患者について、医療法人内海慈仁会有馬病院（西宮市山口町）に委託し、診察を依頼、入院が必要な患者についてスムーズに対応ができるように、1床の空床を確保する。
実施内容	「尼崎市精神科救急医療事務」は精神科疾患緊急対応患者に対する休日及び夜間の対応は、消防局救急隊・警察署・市役所警備員室より各地域保健担当の職員宅に直接連絡が入る体制をとっている。相談を受けた職員は、現地訪問等により状況を確認し、対応方針を検討する。必要に応じて委託先医療機関と受診の調整を行い、必要な場合は職員が病院まで同行する。 平成27年度：救急病床利用9件（男4名、女5名） 時間外相談23件（休日及び夜間相談10件 勤務時間内から夜間にかけての対応13件） ・対応内容…電話相談15件、現地訪問32件（病院同行27件） ・相談所要時間79時間21分（一件当たり3時間27分） 平成26年度：救急病床利用11件（男5名、女6名） 時間外相談28件（休日及び夜間相談14件 勤務時間内から夜間にかけての対応14件） ・対応内容…電話相談8件、現地訪問面接2件、電話診察調整6件、病院同行12件、 ・相談所要時間84時間25分（一件当たり3時間51分）

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	7,793	4,457	0	
委託料	7,793	4,457		休日・夜間救急対応委託料
人件費 B	791	1,347	0	
職員人工数	0.10	0.17		
職員人件費	791	1,347		
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	8,584	5,804	0	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	8,584	5,804	0	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	緊急時の迅速な対応（事業の性質上、指標設定は適当でないため）							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 例年消防局救急隊および警察からの緊急依頼が半数以上を占めている。家族やその他の関連機関からの相談も含め迅速に対応し、必要に応じて、入院による対応を行っている。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	精神疾患は、通院継続を行っていても、症状の変化が激しく、休日・夜間においても緊急性が高い。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は休日、夜間における精神科医療を確保するために必要な事業であり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近年、常時緊急入院を受け入れる精神科スーパー救急病棟や兵庫県の精神科救急医療制度の整備が進んだ。26年度で市民の県の救急制度利用件数は236件のうち68件が入院に至っている。兵庫県下の市町は県精神科救急制度を利用した精神科救急対応を行っている。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	救急医療体制の整備は、行政が担う業務であり本事業は、精神科病院に委託していた。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域	内容
	A B C D E	—
	現状	●
	将来像	○

⑧ 総合評価

総合評価	休廃止	精神疾患は、通院継続を行っていても、症状の変化が激しく、休日・夜間においても緊急性が高く、精神科救急制度の必要性は非常に高い。本市においては市内に長らく精神科病床がなく、県の精神科救急制度も整備されていなかったことから本制度が創設された。近年常時、緊急入院を受け入れる精神科スーパー救急病棟や兵庫県の精神科救急医療制度の整備が進み、本市市民も多数兵庫県の精神科救急制度を利用するようになった。市民の精神科救急医療のニーズは非常に高いがH26年度阪神間に新たに精神科スーパー救急病棟が2ヵ所開設されたことから精神科スーパー救急病棟、兵庫県の精神科救急制度で対応が可能であることから本市独自の「精神科救急病床確保委託事業」を廃止した。
------	-----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	—
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	医務業務事業費	44A0	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	医療法及び医薬品医療機器法等		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	適切な医療体制の確保のため、医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器法」という。)、毒物及び劇物取締法に基づく市内医療機関及び施設等の許認可等並びに監視指導を行う。
対象(誰を・何を)	市民、事業者
求める成果(どのような状態にしたいか)	医療法及び医薬品医療機器法等に係る医療機関及び施設等に対し、許認可並びに監視指導を行うことにより、適切な医療体制を整備し、維持する。
事業概要	医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、臨床検査技師等に関する法律、医薬品医療機器法、毒物及び劇物取締法に基づく市内医療機関及び施設等の許認可等並びに監視指導を行う。
実施内容	<p>1 医務関係事業</p> <p>① 医療機関等(病院・診療所・施術所等)の許可及び届出受理</p> <p>② 医療機関等に対する監視指導</p> <p>③ 医師、看護師等の免許申請事務</p> <p>2 薬務関係事業</p> <p>① 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等の許可及び届出受理</p> <p>② 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等に対する監視指導</p> <p>③ 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業・貸与業、毒物劇物販売業等を対象とした講習会の実施</p> <p>3 医務業務システム</p> <p>医務業務及び薬務業務を一元管理するシステムの運営維持</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,383	2,151	2,515	
旅費	125	90	202	
需用費	154	190	447	
委託料	1,301	1,301	1,301	システム開発・保守委託料
使用料及び賃借料	530	528	565	システムリース料等
備品購入費	273	42	0	
人件費 B	36,564	46,326	46,778	
職員人工数	5.85	6.85	6.85	
職員人件費	36,564	46,326	46,778	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	38,947	48,477	49,293	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	268			
一般財源	38,679	48,477	49,293	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	薬局、医薬品販売業者への監視指導実施率							単位	%	
目標・実績	目標値	40	達成年度	毎年度	25年度	42	26年度	42	27年度	64
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 回った 計画的に監視等を行い、施設等の設備基準が一定に確保できている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	医療法及び医薬品医療機器法等に係る医療機関及び施設等に対し、許認可並びに監視指導を行うことにより、適切な医療体制を確保することで、それらの施設の利用者に安全・安心を提供できている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に従い、3年ごとに手数料の見直しを行っている。
-----------------	--

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法及び県条例において保健所設置市にその事務権限が移譲されており、本市と同様に西宮市、神戸市及び姫路市においても事務を行っている。また、手数料についても県及び他市と同額である。
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	許認可及び届出受理や監視指導については法律に基づく事務であるため、委託できない。システムの運用に係る専門的な業務は委託済である。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務であり、計画的に実施できている。
------	----	----------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	医療関係施設は、近年、様々な業容、業態が出てきており、それらに対応することが必要となっている。新たな形態等の把握に努め、法令と個々の事例を照らし合わせ、的確な指導を図っていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	在宅当番医制運営補助金	44A1	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	在宅当番医制(産婦人科)救急医療運営補助要綱		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成4年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	休日及び夜間における産婦人科初期救急医療を確保するため。
対象(誰を・何を)	産婦人科救急患者
求める成果(どのような状態にしたいか)	休日及び夜間において産婦人科治療を必要とする救急患者のための医療体制を構築する。
事業概要	休日及び夜間において、産婦人科治療を必要とする救急患者の医療体制の整備を図るため、その経費の補助を行い、産婦人科初期救急医療の体制の確立を図る。
実施内容	<p>休日及び夜間において、産婦人科救急医療体制を在宅当番医制によって確保するため、その運営費を尼崎市医師会に補助する。</p> <p>【平成27年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加医療機関 13 救急搬送受入件数:平成23年度 318件、平成24年度 283件、平成25年度 273件、平成26年度 263件、平成27年度 297件 実施日 年末年始を除く日曜日、祝日、土曜日の午後及び平日の夜間 平日夜間 24日 土曜 51日 休日 66日 計 360日 平日夜間 22時～翌6時 土曜 18時～翌6時 休日 9時～翌6時 1回あたりの単価 平日 45,138円、土曜 67,707円、休日 90,276円 決算積算 45,138円×243日+67,707円×51日+90,276円×66日=20,379,807円

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	20,199	20,380	20,313	
負担金補助及び交付金	20,199	20,380	20,313	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	428	476	480	
職員人工数	0.05	0.06	0.06	
職員人件費	428	476	480	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	20,627	20,856	20,793	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	20,627	20,856	20,793	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	本市当番病院における応需体制					単位	%			
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	25年度	100	26年度	100	27年度	100
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 在宅当番医制における休日及び夜間における産婦人科治療を必要とする救急患者の医療体制は整備されている。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<ul style="list-style-type: none"> 休日及び夜間において、産婦人科治療を必要とする救急患者の医療を確保するため、産婦人科初期救急医療体制の整備を図り、市民の安全・安心を確保する。 市内の産婦人科数が減少傾向にある中で、産婦人科初期救急医療体制は確保できており、市からの補助が体制確保に寄与している
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市でも同様の事業を行っている。
---------------	---------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○		
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状			●																						
将来像			○																						
内容	在宅当番医制をより効率的に運営するため、医師会の協力のもと実施している。																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	当制度により、一定、産婦人科初期救急患者の医療体制が確保されている。
------	----	------------------------------------

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	市内の産婦人科診療所数が減少傾向にある中、今後も産婦人科初期救急医療体制の確保に努めていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	第2次救急医療補助金	44AA	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市第2次救急医療施設に係る運営費補助要綱等		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和54年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	兵庫県保健医療計画において、休日及び夜間における2次救急患者に対し、1次救急医療機関の後送先ともなる病院を確保するため、圏域内の病院群が輪番制方式(病院群輪番制)により対応することとしている。本市は、阪神南圏域として西宮市・芦屋市とともに第2次救急医療体制を構築している。												
対象(誰を・何を)	市民												
求める成果(どのような状態にしたいか)	休日及び夜間における入院を要する重症者の救急医療体制を整備し、維持する。												
事業概要	休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するために設けられた病院群輪番方式による第2次救急医療施設に対する当該施設の運営に要する経費の補助を行うことにより、救急医療体制の確立を図る。												
実施内容	<p>休日及び夜間において、入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、阪神南圏域(尼崎市・西宮市・芦屋市)において病院群輪番方式をとり、これらの医療機関の運営に要する経費を補助している。平成16年度まで県補助金の対象であったが、平成17年度から税源移譲により市単独事業となっている。</p> <p>25年度より、365日体制で診療科目別の受入体制の確保を行っている。 (診療科目:循環器内科・脳神経外科・一般内科・消化器内科・一般外科・整形外科) 事務費については、27年度より、阪神医療福祉情報ネットワーク連絡会(厚生:阪神6市1町及び県健康福祉事務所等)が2次救急システム(h-Anshinむこねつ)を運営するなかで事務を行うため、一般財団法人阪神医療福祉情報ネットワーク協議会と協定を交わし、支払いを行っている。 【平成27年度実績】夜間:18時~翌朝8時 休日昼:8時~18時 参加医療機関 13(尼崎市) 積算 運営費補助金 @20,000円×1,572回=31,520,000円 事務費 @3,253,433円 平成27年度実績報告</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>件数</th> <th>割合</th> </tr> <tr> <td>①搬送総数</td> <td>23,780件</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>②市内医療機関受入件数</td> <td>21,236件</td> <td>89.3%(②÷①)</td> </tr> <tr> <td>③民間医療機関受入件数</td> <td>10,394件</td> <td>48.9%(③÷②)</td> </tr> </table>	項目	件数	割合	①搬送総数	23,780件	100%	②市内医療機関受入件数	21,236件	89.3%(②÷①)	③民間医療機関受入件数	10,394件	48.9%(③÷②)
項目	件数	割合											
①搬送総数	23,780件	100%											
②市内医療機関受入件数	21,236件	89.3%(②÷①)											
③民間医療機関受入件数	10,394件	48.9%(③÷②)											

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	33,012	34,773	34,794	
負担金補助及び交付金	33,012	34,773	34,794	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	856	476	480	
職人工数	0.11	0.06	0.06	
職員人件費	856	476	480	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	33,868	35,249	35,274	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	33,868	35,249	35,274	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	本市当番病院における応需体制						単位	%			
目標・実績	目標値	100	達成年度	—	年度	25年度	100	26年度	100	27年度	100
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 第2次救急医療体制における本市の応需体制は確保できており、阪神南圏域における休日及び夜間における医療体制は整備されている。										

必要性・有効性	第2次救急医療機関に運営経費を補助することにより、本市における第2次救急医療体制が診療科目別の365日体制で確保でき、阪神南圏域で入院治療を必要とする重症救急患者の安全・安心を提供することができている。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	厚生労働省医政局救急医療対策実施要綱(昭和52年制定)において、地方公共団体が地域の实情に応じて病院群輪番制方式等による入院を要する(第2次)救急医療機関を整備し、休日夜間急患センター等の初期救急医療設備及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するとされている。 兵庫県保健医療計画において第2次救急医療は圏域内の病院群が輪番制方式により対応することとしており、本市は阪神南圏域として西宮市・芦屋市と第2次救急医療体制を構築している。阪神間各市についても、第2次救急医療体制の確保を図るため同様の補助を行っている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状			●			将来像			○		
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状			●																						
将来像			○																						
内容	第2次救急医療体制をより効率的に運営するため、医師会の協力のもと実施している。																								

⑧ 総合評価

総合評価	<p>改善</p> 当制度により、一定、本市において入院治療を必要とする重症救急患者の医療体制が確保されている。 平成25年度より要綱を改正し、診療科目別の365日体制とし、当番医療機関は、当番当日、科目別に専門医師を配置し、あわせて空床を必ず確保するものとした。
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後もより安全・安心な救急医療体制を構築するため、この体制を維持できるよう医師会や医療機関との連携に努めていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	認知症確定診断体制整備事業費	44AN	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成26年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	認知症の早期診断・早期対応の遅れや不適切な対応等は、不必要な施設入所・精神科病院への入院等を招き、本人や家族の不安を増強する。また、近年、高齢者人口の増加が予測されることから、住み慣れた地域で医療・介護サービスの提供体制を整備し、地域包括ケアシステム構築の一助とする。											
対象（誰を・何を）	市民（認知症の疑いがある患者）											
求める成果（どのような状態にしたいか）	認知症の疑いがある者に対して、早期診断確定を行い、早期治療などの対応を行う。											
事業概要	認知症対策の一環として認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域環境で暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の疑いがある者に対して確定診断を行うシステムを構築することで、早期診断・早期対応を目指す。											
実施内容	<p>事業の概要</p> <p>1 確定診断の方法</p> <p>市内かかりつけ医から関西労災病院医療連携総合センターに鑑別診断依頼を行い、老年期外来を受診する。診断では、1回目＝医師の問診、診察、心理テスト、2回目＝SPECT検査、MRI検査などの機器検査、3回目＝結果説明。新規患者については、この3回セットで行い、認知症の鑑別、確定診断を行う。</p> <p>2 実施状況</p> <p>①認知症確定診断体制整備・・・概ね1週間あたり3枠の新規患者を受け入れる体制を確保する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>かかりつけ医からの紹介件数</td> <td>確定診断件数</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>178</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>216</td> <td>99</td> </tr> </table> <p>27年度は、3月末時点の実績のため、受診が年度をまたがり、未確定10件あり。 （「27年度は28年5月末判明分」に修正予定）</p>				かかりつけ医からの紹介件数	確定診断件数	26年度	178	91	27年度	216	99
	かかりつけ医からの紹介件数	確定診断件数										
26年度	178	91										
27年度	216	99										

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	10,635	10,370	10,267	
委託料	10,635	10,370	10,267	医師、看護師、臨床心理士等人員費
人件費 B	80	476	480	
職員人工数	0.01	0.06	0.06	
職員人件費	80	476	480	
嘱託等人員費				
合計 C (A+B)	10,715	10,846	10,747	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	10,715	10,846	10,747	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	鑑別診断受診件数					単位	件			
目標・実績	目標値	156	達成年度	毎年度	25年度	—	26年度	178	27年度	216
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 年間156件(概ね1週間あたり3件)の受け入れ・鑑別診断を行う体制の確保を目標としており、27年度は216件の実績があったことから、認知症確定診断のシステム構築を図ることはできたと考える。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	高齢者人口は、平成30年まで継続して増加し、平成37年に向けて若干の減少傾向に転じると予測されている。また、認知症高齢者は、平成37年には15,000人(高齢者の12.8%)を超えると推測されている。 高齢者等に関する利用意向調査(対象65歳以上)にて、半数の者が認知症に対して「将来的な不安は感じる」と回答している。 これらのことを踏まえ、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステムを構築していく上で、有効な施策の1つであると考ええる。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	本来、県下2次医療圏域単位で行われているものであるが、本市が属する阪神南圏域の兵庫医科大学病院認知症疾患医療センターの稼働状況を踏まえ、市民がより早く認知症確定診断を受けることができるよう、本市独自の体制整備を図っている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																												
委託等の可能性	地域医療支援病院に指定され、認知症確定診断体制を持つ市内医療機関の関西労災病院へ業務を委託している。																												
協働の領域	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>						市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○	
	市民の領域		行政の領域																										
	A	B	C	D	E																								
現状				●																									
将来像				○																									
内容	市内医療機関の認知症確定診断の体制状況を見ながら、事業を展開していく。																												

⑧ 総合評価

総合評価	維持 確定診断の体制整備を機に、地域のかかりつけ医からの紹介、確定診断医療機関からの結果報告、介護予防の観点から必要に応じて、地域包括支援センターへの情報提供(本人や家族の同意のもと)していくなど、支援対象者を中心とした関連機関のネットワークが構築していくため、継続して事業を実施していく必要がある。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	関西労災病院以外に、市内の医療機関にて認知症確定診断体制整備が図られ始めている。また、28年度から尼崎市医師会の地域包括ケア勤務医委員会に認知症対応部会が設置され、認知症医療介護ネットワークの構築や運用についての協議が始まっている。 認知症施策の推進状況を踏まえながら、本事業のあり方について、検討していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	尼崎健康医療財団補助金	401A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和48年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	本市において保健医療関係機関の連携のもと、1次救急医療体制を安定的に確保するとともに、市民のさらなる健康回復、保持増進を図る。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	休日・夜間の救急医療の確保及び看護師の養成を図るとともに、健康の増進、疾病の予防及び医療情報に関する事業を推進し、地域住民の健康増進と医療の充実に寄与する。
事業概要	増加する医療需要に対処するため、休日夜間急病診療所、阪神南圏域小児救急医療電話相談、看護専門学校等の運営及び市民健康開発センター建設費等の償還に対する補助を行う。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> 旧尼崎医療センター運営費補助 <ul style="list-style-type: none"> ① 休日夜間急病診療所 (内科・小児科、耳鼻咽喉科、眼科) 平成27年度決算 121,565千円 ② 建物等管理業務 平成27年度決算 9,247千円 ③ 看護専門学校運営補助 <ul style="list-style-type: none"> 養成事業: 医療専門課程 (看護科) 平成27年度決算 4,101千円 阪神南圏域小児救急医療電話相談運営費補助 阪神南圏域 (尼崎市・西宮市・芦屋市) の小児救急医療電話相談を運営 平成27年度決算 2,257千円 市民健康開発センターハーティ21建設費等補助 建設にかかる償還金等 平成27年度決算 472,858千円 機器購入償還金 平成27年度決算 205,688千円 公益財団法人尼崎健康・医療事業財団役員にかかる人件費補助 平成27年度決算 3,443千円

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	818,749	819,159	791,552	
負担金補助及び交付金	818,749	819,159	791,552	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	2,135	2,298	2,319	
職員人工数	0.27	0.29	0.29	
職員人件費	2,135	2,298	2,319	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	820,884	821,457	793,871	
C 国庫支出金				
の 真支出金	3,688	3,477	3,793	
の 財源				
内 市債				
訳 市債				
その他			150,000	公共施設整備基金
一般財源	817,196	817,980	640,078	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	初期救急医療対策事業費	401C	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	本市における休日・夜間の小児科一次救急医療については、休日夜間急病診療所において午前6時までの診療体制を確保してきたところであるが、安定的な体制を今後も維持していくことを目的に、午前0時以降は、受診ルールに基づき、県立尼崎総合医療センターで受診できる体制を確保する。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	県立尼崎総合医療センターの救急医療体制の円滑な運営に十分配慮しつつ、休日・夜間の救急医療の確保を図るため、かかりつけ医への早めの受診勧奨、受診ルールや電話相談の周知に努め、適正な受診を促す。
事業概要	休日夜間の小児科診療について、平成27年7月から、午前0時以降は、受診ルールに基づき、県立尼崎総合医療センターで受け入れる体制を整備する。また、保護者に対し小児救急医療の適正な受診を促すための啓発を実施する。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> 深夜帯 (午前0時～6時) の小児科一次救急運営費の負担 【平成27年度実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・決算額 32,500千円 ・実施日 平成27年7月16日～平成28年3月31日 260日 ・受診者数 受診ルール及び電話相談の周知の取り組み 【平成27年度取組実績】 <ol style="list-style-type: none"> ① 協働推進員制度による市民周知 ② ポスター、広報カードの作成・配付 ③ 小児科医との連携によるタウンミーティングの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数 つどいの広場 9会場 (平成27年10月11月 計9回) ・参加者数 154人

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	0	32,713	46,359	
報償費			99	タウンミーティング謝礼
需用費		213	270	周知用消耗品等
負担金補助及び交付金		32,500	45,990	運営費負担金
人件費 B	0	2,298	2,319	
職員人工数		0.29	0.29	
職員人件費		2,298	2,319	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	0	35,011	48,678	
C 国庫支出金				
の 真支出金				
の 財源				
内 市債				
訳 市債				
その他				
一般財源	0	35,011	48,678	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	尼崎口腔衛生センター補助金	401K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	—		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和51年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	市民の歯科疾患予防、心身障害者(児)診療、休日急病歯科診療を行うとともに、地域の歯科相談センターとして、市民の健康増進に寄与する。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民の歯科疾患の予防を図り、口腔の健康を維持するとともに、休日の歯科急病診療を確保し、地域の歯科医療の充実に寄与する。
事業概要	公益財団法人尼崎口腔衛生センターに対して、各部門への運営補助を行う。
実施内容	<p>1 法人会計部門 財団職員人件費等管理経費にかかる補助 平成27年度決算 23,345千円</p> <p>2 公益会計部門 検診指導、フッ素塗布、心身障害者(児)歯科診療、休日急病歯科診療等にかかる補助 平成27年度決算 34,038千円</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	58,397	57,383	124,613	
負担金補助及び交付金	58,397	57,383	124,613	口腔衛生センター、歯科医師会館 複合施設建設に係る補助金を含む (建設補助: 68,030)
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	2,135	2,298	2,319	
職員人工数	0.27	0.29	0.29	
職員人件費	2,135	2,298	2,319	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	60,532	59,681	126,932	
C 国庫支出金				
の 真支出金				
の 財源				
内 市債				
訳 市債				
その他				
一般財源	60,532	59,681	126,932	

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	保健関係等事務協力負担金	402I	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	保健関係等事務協力負担金交付要綱等		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成18年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	本市が実施する各種健診等の保健関係等事業については、各医療機関からの検診委託料の請求、問合わせ、各医療機関への連絡調整などの事務が発生するため、これらを迅速に処理する事務協力に対して負担金を交付する。
対象(誰を・何を)	尼崎市医師会、尼崎市歯科医師会
求める成果(どのような状態にしたいか)	市内の各医療機関との連絡調整等の事務処理を迅速かつ正確に行うことにより、本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図る。
事業概要	本市が実施する保健関係等事業の円滑な運営の確保を図るため、各医療機関との連絡調整等の事務処理経費に相当する負担金を医師会・歯科医師会に交付する。
実施内容	<p>1 医師会事務協力負担金 平成27年度決算 45,216千円 (対象事務) ①定期予防接種請求関係事務 ②乳幼児精密検査請求関係事務 ③結核精密検査請求関係事務 ④公害健康補償請求関係事務 ⑤妊婦健診請求関係事務 ⑥乳がん検診二次読影関係事務 ⑦胃がん検診二次読影関係事務 ⑧インフルエンザ請求関係事務 ⑨3歳児健診関係事務 ⑩BCG予防接種関係事務 ⑪公害福祉事業等に係る医師派遣関係事務 ⑫小児肥満対策検診請求関係事務 ⑬学童等腎臓検診関係事務 ⑭教育委員会学校医・その他委員推薦等関係事務</p> <p>2 歯科医師会事務協力負担金 平成27年度決算 1,811千円 (対象事務) ①歯周疾患検診費請求関係事務 ②乳幼児・妊婦・成人健診関係事務 ③子ども歯ツッピーフェア関係事務 ④休日(未受診児)健診関係事務</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	39,657	47,027	47,027	
負担金補助及び交付金	39,657	47,027	47,027	事務協力負担金
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	395	476	480	
職員人工数	0.05	0.06	0.06	
職員人件費	395	476	480	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	40,052	47,503	47,507	
C 国庫支出金				
の 真支出金				
の 財源				
内 市債				
訳 市債				
その他				
一般財源	40,052	47,503	47,507	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	兵庫県救急医療情報システム運営費 分担金	44AK	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	-		事業区分	義務等
個別計画	-		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和56年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-2) 適切な医療体制の確保に努める。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	救急医療活動の円滑な運営を推進するため、必要な情報を収集、提供を迅速かつ的確に行い、救急医療体制の確立の充実を図る。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	救急医療活動の円滑な運営を推進するため、必要な情報を収集、提供を迅速かつ的確に行い、救急医療体制の確立の充実を図ることにより、事故急病に対する市民の不安の解消を図る。
事業概要	救急医療体制の確立と充実を図るため、兵庫県が実施する救急医療情報システムの運営費を人口割で負担する。
実施内容	兵庫県災害救急医療情報指令センターを中心に、県下の消防本部、災害拠点病院、各救急医療機関等に端末を設置し、インターネットを経由し参加機関相互の情報提供を行い、情報の共有と連携を図る。 分担金算出方法＝ [県運営費－(国庫補助金＋情報センター―設備使用料×2/3)]×本市人口／県内人口×設備市分担率

② 事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,654	2,547	3,417	
負担金補助及び交付金	2,654	2,547	3,417	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	395	476	480	
職員人工数	0.05	0.06	0.06	
職員人件費	395	476	480	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	3,049	3,023	3,897	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	3,049	3,023	3,897	

(このページは白紙です)

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	医薬品備蓄事業費	4481	事業分類	ソフト事業
根拠法令	—		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和61年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	25 予防衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市薬剤師会に業務委託し、災害時の救急医薬品等を迅速に供給できるよう管理している。
対象 (誰を・何を)	災害時に市内の各避難所へ配布するための医薬品
求める成果 (どのような状態にしたいか)	北部防災センターに常時備蓄することにより、災害時の避難所における応急処置に迅速に対応する。
事業概要	災害時における救急医薬品の調達を迅速に行うため、北部防災センターに医薬品等を備蓄保管する。
実施内容	尼崎市薬剤師会に業務委託し、災害時の救急医薬品等を迅速に供給できるよう管理する。医薬品等を詰めたリュック100セット(3,000人分)を尼崎市北部防災センターに備蓄保管するとともに、医薬品の期限切れが生じないように定期的な入替えを行う等、適切な管理を実施する。また、医薬品の入替えに当たっては、委託先の薬剤師会に詳細な実績報告書を求め、入替えの状況確認を行う。

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	983	1,066	393	
委託料	983	1,066	393	業務委託料
人件費 B	1,285	1,823	1,840	
職員人工数	0.16	0.23	0.23	
職員人件費	1,285	1,823	1,840	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	2,268	2,889	2,233	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	2,268	2,889	2,233	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	医薬品備蓄数							単位	人分	
目標・実績	目標値	3,000	達成年度	毎年度	25年度	3,000	26年度	3,000	27年度	3,000
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った									
	災害時に緊急対応として最低限必要と想定される医薬品については、継続して確保できている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	本事業は、本市の地域保健衛生上及び防災上必要な業務であり、災害時に医薬品を迅速に供給できるよう継続した取り組みが必要である。ただし、現在の方法では、廃棄する医薬品量が多量であること、医薬品の有効期限がきれることに廃棄・入替を実施する作業が煩雑であることから、事業内容の改善が必要である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市が行うべきであり、受益者負担を求めることは適正ではない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣他都市でも同様の事業を行っている。
---------------	---------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	当業務は、既に尼崎市薬剤師会に業務委託している。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	尼崎市薬剤師会に委託している。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	改善	平成28年3月に尼崎市薬剤師会と災害時医療応援協定を締結したことに伴い、医薬品備蓄量を見直し、(保管量を約3分の1に減少。)平成28年度から実施する。また、医薬品をより衛生的に管理し、また発災時には迅速に避難所に必要な医薬品を提供できるよう医薬品の保管管理方法の見直しを行う。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	平成27年度に尼崎市地域災害救急医療マニュアルを策定し、これに基づき、平成28年3月、尼崎市薬剤師会と災害時における協定書を締結した。今後も、尼崎市薬剤師会等と協議を行い、必要に応じ、備蓄医薬品の在り方についてさらなる検討を重ねる。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	食品衛生対策事業費	4621	事業分類	法定事業
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法 等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課、健康増進課
所属長名	宮永 恵三、森田 幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食の安全の確保に向けた施策を計画的、効率的に実施している。同計画に基づき、重点的な指導内容等を定め、食品関係の営業者に直接指導等を行っている。
対象(誰を・何を)	市民、事業所
求める成果(どのような状態にしたいか)	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、もって市民の健康を保護する。
事業概要	営業許可新規及び継続申請又は給食開始報告により施設の構造設備について書類審査、立入検査を実施し、基準に適合した施設について営業等を許可する。また、食品関係施設の衛生水準の向上を図り、市民の衛生意識の向上を目指す。
実施内容	<p>【食品衛生対策事業】</p> <p>1 許認可事務 食品衛生法に基づく許可業種並びに届出業種の許可申請等について、施設基準適合の確認及び指導を行う。</p> <p>2 監視指導 食品関係営業施設の立入り調査を実施し、施設の改善、不良食品の排除及び食中毒発生の防止を図るため、必要な指導を行う。</p> <p>3 収去検査 食品等の安全を確保するため、食品を収去し、食品中の添加物及び細菌等、野菜果物等の残留農薬、魚介類のPCB及び水銀等の検査を行う。また、違反、不良食品に対し適切な措置を講ずる。</p> <p>4 衛生教育 営業者並びに市民に対し、各種講習会を実施し、食品衛生に関する正しい知識を普及する。</p> <p>5 家庭内の食中毒予防 一般消費者による食品衛生の確保を支援するため、食中毒の発生状況や原因、適切な食中毒予防方法等についての情報を速やかに、わかりやすく、正確に伝えるため、出前講座を開催する。</p> <p>6 放射性物質検査 平成24年に食品中の放射性物質の規格基準が定められ、検査を実施している。また、市民の不安を解消するため、相談を受けるほか依頼による検査を実施している。</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,828	2,843	1,971	
報償費	18	18	18	集団給食講習会の報償費
需用費	2,085	1,255	1,060	許可監視に使用する消耗品費
委託料	39	31	52	放射能検査の委託料
使用料及び賃借料	17	11	12	集団給食講習会の会場費
その他	669	1,528	829	
人件費 B	87,870	82,183	69,343	
職員人工数	11.00	10.37	8.67	
職員人件費	86,100	82,183	69,343	
嘱託等人件費	1,770			
合計 C(A+B)	90,698	85,026	71,314	
C 国庫支出金の財源内訳			361	消費者行政活性化事業費補助金
市債				
その他	1,848	1,121	1,135	営業許可等手数料
一般財源	88,970	83,905	69,818	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	監視指導計画のうち立入検査計画に基づく延監視指導件数の達成率(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	%	
目標・実績	目標値	100	達成年度	毎年度	25年度	93	26年度	100	27年度	105
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 回った 食品衛生の様々な業務を監視指導計画に定めており、食品衛生関係施設の衛生水準の向上を図るため指導等を行っている。計画は年度により監視の対象や件数が大きく異なるため一律に比較することは難しいが、監視指導により一定の衛生水準は確保できている。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	許認可事務、監視指導及び収去検査は、法定事務である。
---------	----------------------------

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に伴い3年ごとに見直しを検討している。
-----------------	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体においても、毎年度、食品衛生法に基づき、監視指導計画を策定したうえで計画的に監視指導を行い、不良食品の排除や食中毒の発生防止に努めている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無 食品衛生法に定められた有資格者を食品衛生監視員として任命し、許認可・監視指導を行うが、これらは法定事務である。
委託等の可能性	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像 内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	引き続き、許認可・監視指導等を実施する。特にカンピロバクターによる食中毒を防止するための食鳥肉を提供する施設に対する一斉監視の実施や生食用食肉(牛肉)の規格基準が設定されたことによる飲食店や食肉販売業等への監視は重要である。また、ノロウイルスによる食中毒を防止するための指導・啓発を行っている。食品中の放射性物質検査については、簡易検査機器を用いて引き続き行っている。なお、平成27年度に尼崎市食品衛生に関する条例を改正し、危害分析・重要管理点方式(HACCP)に基づく衛生管理を実施する場合の基準を制定し、事業者に対して啓発及び立入確認を行った。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	食肉の生食に対する指導等を適切に実施し、食の安全のさらなる確保に努めていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	食の安全・安心コミュニケーション事業費	4626	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	食の安全・安心フォーラムの開催やメール配信を行うことにより、食品の安全性等についての情報収集・提供機能の充実を図るため。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	「食」の安全確保に関する知識と理解を深めるとともに、市民参画による相互理解の促進につながる仕組みを創設することにより、市民が抱く「食」の安全性に対する不安の払拭に寄与する。
事業概要	①食の安全・安心フォーラムの開催 ②「食」の安全・安心情報メール便の配信
実施内容	1 「食」の安全・安心フォーラム 市民が安心できる食生活の実現には、より幅の広い情報の交換と対話が重要であるとの観点から、「食」の安全・安心に関するフォーラムを行う。 平成25年度 平成25年12月5日 参加者数 100名 平成26年度 平成26年12月2日 参加者数 113名 平成27年度 平成28年2月5日 参加者数 53名 2 「食」の安全・安心情報メール便 行政に集まる「食」の安全・安心に関する情報を希望する市民及び市内食品事業者に対し月に一度(急ぐ情報については随時)、電子メールにて配信する。 ・登録者数 196名(平成27年度末時点) ・発行回数 12回(平成27年度) 3 食品安全委員会 in 尼崎市 食品安全委員会の講師を招き、小学校等の食に関する教育関係者を対象とした意見交換会を実施した。 平成27年度 平成27年9月4日 参加者数 37名

② 事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	41	43	44	
報償費	27	27	27	講習会の報償費
需用費	4	5	5	会議資料の作成に係る事務用品等
使用料及び賃借料	10	11	12	講習会の会場使用料
人件費 B	2,925	2,140	2,160	
職員人工数	0.37	0.27	0.27	
職員人件費	2,925	2,140	2,160	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,966	2,183	2,204	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	2,966	2,183	2,204	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市民に食の安全性に対する不安を払拭するために、メール便登録者数(件数)を増やす必要がある。		単位	件
目標・実績	目標値	—	達成年度	—年度
			25年度	179
			26年度	195
			27年度	196
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った			
	登録者の増加に努める。			

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食の安全性に対する不安を払拭するためには、食の安全に関して正確でわかりやすい情報提供が必要である。また、食の安全に関するローカルな最新情報を直接伝えることにより、食への関心をひき、正しい知識の普及に寄与できる。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、市民参画により相互理解の促進を図りながら事業を推進しており、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他の自治体においても、市民を対象にした食の安全・安心に関するフォーラム、講演会、意見交換会等は実施されている。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市民参画により相互理解の促進を図りながら事業を推進しており、行政が主導となって行うことが適切である。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	事業者の自主研修グループと共催でセミナーを開催した。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧ 総合評価

総合評価	維持	最新の情報を提供し、食の安全に対する不安の払拭に寄与するため、今後も本事業を継続する。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	情報メール便やHPによる定期的広報を行うことにより興味や関心をもつ市民を増やし、情報メール便登録者数の増加に努める。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	尼崎市食品衛生協会委託料	4631	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食品衛生法 食品安全基本法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和32年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

①事業概要

事業実施趣旨	衛生教育の充実と法令遵守を徹底するため、食品関係業者への指導、啓発を継続的に行う必要がある。														
対象 (誰を・何を)	食品関係事業所														
求める成果 (どのような状態にしたいか)	食品関係業者が食品衛生法を遵守できており、また、食品業界の衛生水準の向上が図られている。														
事業概要	尼崎市食品衛生協会に以下の事業を委託し、実施する。 1 食品関係業者に対する衛生の講習会や巡回指導等 2 営業許可の更新指導 3 優良施設の育成														
実施内容	<p><平成27年度実績></p> <p>1 業界の衛生教育に関する事業(業種別講習会の開催)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和菓子・洋菓子製造業</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>食肉・食鳥肉販売業、飲食店営業(焼肉店・レストラン)等</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>飲食店営業(惣菜・仕出し・弁当)等</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>魚介類販売業、飲食店営業(寿司店)等</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>集団給食施設</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>496</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 営業許可指導及び施設改善に関する事業 (1) 営業許可更新指導 1,655 件 (2) 施設巡回指導 1,143施設</p>	業 種	受講者数	和菓子・洋菓子製造業	70	食肉・食鳥肉販売業、飲食店営業(焼肉店・レストラン)等	52	飲食店営業(惣菜・仕出し・弁当)等	50	魚介類販売業、飲食店営業(寿司店)等	102	集団給食施設	222	合 計	496
業 種	受講者数														
和菓子・洋菓子製造業	70														
食肉・食鳥肉販売業、飲食店営業(焼肉店・レストラン)等	52														
飲食店営業(惣菜・仕出し・弁当)等	50														
魚介類販売業、飲食店営業(寿司店)等	102														
集団給食施設	222														
合 計	496														

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	688	688	688	
委託料	688	688	688	講習会等の実施等の委託料
人件費 B	1,660	1,268	1,680	
職員人工数	0.21	0.16	0.21	
職員人件費	1,660	1,268	1,680	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	2,348	1,956	2,368	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,348	1,956	2,368	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	食品業界への衛生教育の充実と法令遵守を徹底するために行われている講習会の参加人数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	人			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	478	26年度	510	27年度	496
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	一定の講習会受講者数を保持しており、また徹底した許可指導がなされている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食品関係業者の自主衛生管理のためには、最新の衛生知識の習得と法令遵守精神の醸成が必要であるとともに、それらが食中毒発生の予防に繋がっており、継続することで効果が生まれる。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、食品衛生の啓発指導を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体のように行政全体で行うよりも協働実施の方が、経費削減効果がある。
---------------	--------------------------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	既に尼崎市食品衛生協会により実施されている。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	食品関係業者との協働事業である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	食品関係業者の自主衛生管理を推進するために、対象者や啓発内容について更なる検討を加え、本委託事業を実施しているところである。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	より効果的な実施を目指して、委託先の食品衛生協会と協議しており、講習会の実施方法を変更するなど、改善を図っているところである。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	動物愛護対策事業費	4722	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律			
個別計画	—			
事業開始年度	平成5年度			
施策	11 地域保健			
事業区分	裁量的			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	05 保健衛生費			
目	40 動物愛護センター費			

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	犬や猫等を「家族の一員」として飼育する人が増えるなど、人と動物の関わりはより深いものとなっている。その一方で、飼育の途中放棄、飼育マナーの欠如による近隣への迷惑行為、さらには地域における飼い主のいない猫への対応をめぐる意見の相違など様々な問題が生じている。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	動物愛護思想の高揚、動物の健康及び安全の保持、動物による人への危害防止並びに公衆衛生の向上を図ることにより、人と動物が共に幸せにくらせる社会を目指す。
事業概要	①動物愛護思想の高揚等、②係留義務に違反した飼い犬の収容、③犬・猫の引取り、④負傷動物の収容・治療等、⑤収容動物の返還・処分・譲渡、⑥動物に関する苦情相談の処理、⑦動物取扱業の登録等、⑧特定動物の飼養又は保管の許可等、⑨動物愛護管理推進協議会の開催
実施内容	①動物愛護思想の高揚と適正飼養の啓発を行う。 ・市報あまがさき(年2回)や協働推進員による啓発文書の回覧等 ②係留義務等に違反した犬の収容を行う。 ・犬7頭 ③犬・猫の引取りを行う。 ・成犬25頭、成猫15匹、子猫283匹 ④負傷動物の収容、治療等を行う。 ・犬1頭、猫37匹 ⑤収容動物の返還、処分及び譲渡を行う。 ・返還13頭(犬7頭、猫6匹)、処分276頭(犬1頭、猫275匹)、譲渡83頭(犬24頭、猫59匹) ⑥犬・猫等の飼い方に関する苦情相談の受付及び指導を行う。 ・受付548件(犬226件、猫293件、その他29件) ⑦動物取扱施設の登録等を行う。 ・登録8件(8施設) ⑧特定動物の飼養又は保管に関する許可等を行う。 ・許可4件 ⑨動物愛護管理推進協議会を開催する。 ・全体会議4回

② 事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,351	1,228	1,374	
報償費	75	40	65	協議会の報償費等
需用費	584	666	672	動物の餌、薬資材等
委託料	656	482	587	動物処分業務等の委託料
使用料及び賃借料	18	27	18	コピー使用料等
役務費	18	13	32	麻酔銃所持関係手数料
人件費 B	16,203	16,986	15,436	
職員人工数	1.88	1.98	1.93	
職員人件費	14,863	16,986	15,436	
嘱託人件費	1,340			
合計 C (A+B)	17,554	18,214	16,810	
C 国庫支出金				
市債				
市債				
その他	163	164	177	その他は、狂犬病予防手数料、動物保管実費弁償、動物返送料
一般財源	17,391	18,050	16,633	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	動物に起因する苦情・相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件	
目標・実績	目標値	400	達成年度	29年度	25年度	710	26年度	556	27年度	548
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った 平成29年度の目標値を400件と置いており、目標達成には更なる普及啓発に努めなければならない。平成27年度も漸減してきており目標値に近づいてきている。更に協働の仕組みを活用しながら、より効果的な普及啓発の取り組みを推進していきたい。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	犬猫の引取りや動物取扱業の登録等、業務の多くは法定事業である。また、動物に関する苦情相談の処理等その他の業務についても公共性が高く、市で実施しなければならない事務である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	犬猫の引取り事務、収容動物の返還(保管料を含む)事務、動物取扱業の登録事務及び特定動物の飼養許可事務について、保健衛生関係事務手数料条例に基づき受益者から負担を求めている。また手数料の額については、3年ごとに見直しを行っている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	法令の規定により、全国の都道府県、政令指定都市、中核市及び保健所設置政令市が同様の事務を行っている。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	現在、収容動物の処分業務は兵庫県に、負傷動物の治療等業務は尼崎市開業獣医会に委託している。他の業務については、法令の規定により市が実施しなければならない、若しくは実施すべき事務である。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	動物の適正飼養に関する普及啓発や殺処分ゼロに向けた取り組み等を推進するため、市民、団体及び行政が連携し、一体となった取り組みを必要とする。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	近年の少子高齢化や核家族化などの進展に伴い、人と動物の関わりは、より深いものとなることから、動物の愛護と適正な飼育に関する取り組みは今後、ますます重要となる。そして、その具体的な施策の推進に当たっては、広く市民の参加を求めるとともに、関係者がそれぞれの責務と役割のもと一体となった取り組みを推進していく必要がある。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	平成23年6月に設置した「動物愛護管理推進協議会」において委員から様々な意見をいただいている。それらの意見を参考にしながら動物愛護管理行政のさらなる取り組みを進めている。今後も継続して事業を推進していきたい。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	4725	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成19年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	野良猫による生活環境の悪化について多くの苦情が寄せられるが、地域住民の間でも、「野良猫を何とか排除してほしい」という意見と、「野良猫といえど一つの命であり守ってほしい」という意見に分かれている。
対象 (誰を・何を)	1 野良猫 2 地域住民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	1 野良猫の不妊手術費用の助成をすることにより、市内に生息する野良猫の数を減らす。 2 地域で活動してもらうことにより、地域コミュニケーションの活性化につなげる。
事業概要	野良猫によりもたらされる地域の生活環境の悪化に対し、地域が主体となって不妊手術を行い、次世代の野良猫を増やさないようにすることにより野良猫による被害を減らし、地域の生活環境の改善を図るとともに、地域において人と猫が共生できる環境づくりに取り組むことにより地域のコミュニケーションの活性化を図る。
実施内容	1 講習会の開催 ・野良猫対策活動講習会を開催する。(平成27年度実績:2回、参加者計39名) 2 野良猫対策活動の推進 ・苦情等対応時に、野良猫活動の意義や概要について説明を行う。 ・また、必要に応じて、活動ボランティアと一緒に町内会の会合の場で、上記活動に関する説明を行う。 ・野良猫対策活動承認申請書の受付と同承認書の交付。 ・地域住民と活動ボランティアとの連絡調整。 3 不妊手術に係る助成金の交付 ・野良猫の不妊手術について助成金の交付を行う。(雌上限1万円/件、雄上限5千円/件) (平成27年度実績:雌148件、雄117件※) ※うち100万円は当事業費で執行。残り100万円は動物愛護基金を活用し、【4727】動物愛護推進強化事業費で執行。

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,000	1,000	1,000	
補助金補助及び交付金	1,000	1,000	1,000	不妊手術に係る助成金の交付
人件費 B	1,660	1,664	1,680	
職員人工数	0.21	0.21	0.21	
職員人件費	1,660	1,664	1,680	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	2,660	2,664	2,680	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	2,660	2,664	2,680	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	所有者の判明しない猫の引取り数							単位	匹	
目標・実績	目標値	310	達成年度	28年度	25年度	284	26年度	286	27年度	330
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った									
	既に平成24年度に当初の目標値を達成し、25、26年度と猫の引き取り数についてはほぼ横ばい状態であった。しかし27年度は増加している。今後も地域の理解を得ながら事業を推進していく。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	野良猫に関する問題は、法令が十分に整備されていないことや、野良猫に対する市民の考え方も大きな隔りがあることから、野良猫に関する問題は、地域の問題と捉え、地域での解決に向けた取り組みを推進する必要がある。所有者の判明しない猫の引取り数は増加しているが、減少に向けて引き続き事業を推進していく。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	野良猫の不妊手術費用に対し、市は雌上限1万円/件、雄上限5千円/件を上限に助成金を交付しているが、手術費用が上限を超えた分については自己負担としている。引き続き野良猫の減少を図っていくためには市民の協力が必要不可欠であり、これ以上の負担を求めることはできない。
-----------------	--	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	他自治体の予算額は次のとおりである。 阪神間(芦屋市100万円、西宮市120万円、伊丹市0円、宝塚市130万円、三田市0円、川西市30万円(協議会に委託))
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	助成金の交付等に関する事務以外は、既に活動ボランティアが中心となって行っている。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	内容 事業開始時から、地域住民・活動ボランティア・行政による連携が既に図られている。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	本事業は10年間(平成19年度~28年度)で猫の引き取り数を半減させることを目標としており、その効果は着実に出ています。本市は平成23年度より、「猫の殺処分数ゼロ」に向けた取り組みを進めており、その取り組みを具現化するため、平成24年度から野良猫不妊手術費用一部助成の拡充など、動物の愛護基金への寄付金の受付を開始している。今後も、基金の活用による予算の拡充を図りながら、この活動がより多くの地域に浸透するよう更なる普及啓発の取り組みを推進していく。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	野良猫に関する苦情や所有者の判明しない猫の引取り数の多い地域に対し、取り組みの必要性を説明するなど地域への働きかけを行う。また、助成金の拡充については、基金からの増額を検討する。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	動物愛護推進強化事業費	4727	事業分類	ソフト事業
根拠法令	動物の愛護及び管理に関する法律 尼崎市動物愛護基金条例		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成25年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	協働の理念のもと、動物愛護管理施策に協力したいという個人や団体から広く寄附を募り、これを財源とした事業を実施する。
対象 (誰を・何を)	収容動物 地域住民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	事業を実施することにより、人と動物が共に幸せに暮らすことができる社会の実現を目指すことを目的とする。
事業概要	収容犬のトリミング、動物愛護基金のPR、犬、猫適正飼養パンフレット作成、不妊手術の助成拡充を行う。
実施内容	平成27年度実績 1. 収容犬のトリミング 2頭 2. 動物愛護基金PRに関するポケットティッシュとパンフレットの作成 ポケットティッシュの作成 2,000個 動物愛護基金パンフレットの作成 5,000部 (阪急塚口駅、阪急武庫之荘駅、JR立花駅、動物愛護フェスティバル等で配布。) 3. ペット災害対策啓発パンフレット作成 1,500部 4. 適正飼養啓発物印刷用トナー 5. 野良猫不妊手術の費用助成拡充 200万円

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,009	1,255	2,916	
報償費	4	6	20	収容犬のトリミング
需用費	35	249	764	印刷製本費等
負担金補助及び交付金	970	1,000	2,000	野良猫不妊手術に係る費用助成
備品購入費			132	
人件費 B	395	396	400	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	395	396	400	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,404	1,651	3,316	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	1,009	1,256	2,916	動物愛護基金繰入金
一般財源	395	395	400	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	動物愛護行政の更なる推進のための寄附金を財源とした事業であり、成果をもとめるものではない。							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	通常の予算では難しい事業の実施、拡充を行うことで、動物の愛護及び適正飼養に関する普及啓発を目的としている。適正飼養が周知され犬・猫のふん放置や鳴き声等の苦情が減少し、野良猫の引取りが〇になるまで、助成拡充、啓発の事業は必要である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	動物愛護管理施策推進への寄附金が財源となっている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	野良猫不妊手術の費用助成に関して、助成金の交付事務以外は既にボランティアが中心となって行っている。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	野良猫不妊手術の費用助成に関して捕獲、手術等はボランティアが中心となって行っている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧ 総合評価

総合評価	維持	本事業の内、野良猫不妊手術費用一部助成は猫の引取り数を半減させることを目標とした従来の事業※の拡充に充てられており、その効果は着実に出現している。また、犬のトリミングについても、収容時に毛が伸び放題で汚かった体を洗い、毛を整えることで譲渡されやすくなっている。これらの事業は収容動物の殺処分減少に役立っている。 ※従来の事業＝〔4725〕地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	本市は平成23年度より、殺処分ゼロに向けた取り組みを進めており、具現化するために寄附金を活用した事業を進めている。この活動がより多くの地域に浸透するよう更なる普及啓発の取り組みを推進していく。平成27年度から雄猫の去勢手術に対して助成を行っており、拡充として増額を検討する。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	保健所等検体検査委託事業費	4E21	事業分類	ソフト事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	10 保健所費
			目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	保健センター、健康増進課
所属長名	鈴木啓史、森田幸子		

① 事業概要

事業実施趣旨	市民、食品関係者、水道事業関係者を対象に、伝染病、食中毒予防の細菌学的検査(サルモネラ、赤痢、O157等)を実施する。				
対象(誰を・何を)	市民				
求める成果(どのような状態にしたいか)	検便検査を必要とする市民に対して、検体の受付場所を提供し健康管理意識の向上に努める。				
事業概要	食中毒やO157などの感染症から市民の健康を守るため細菌学的検査を実施する。				
実施内容	<内容> ・感染症、食中毒予防の細菌学的検便検査(赤痢、サルモネラ、O157等)				
	<検体検査実施機関> ハーティ21				
	<実績>				
	検体検査 (件)				
	年度	平成24	平成25	平成26	平成27
検便検査	赤痢・サルモネラ	1,335	1,212	1,048	916
	O157を含む	2,199	1,966	2,158	2,279
	計	3,534	3,178	3,206	3,195

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,601	3,714	3,692	
委託料	3,601	3,714	3,692	
人件費 B	949	1,186	1,021	
職員人工数	0.12	0.15	0.13	
職員人件費	949	1,186	1,021	
嘱託等人件費	0	0		
合計 C(A+B)	4,550	4,900	4,713	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	3,576	3,672	3,692	保健所使用料
一般財源	974	1,228	1,021	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	利用件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	3,178	26年度	3,206	27年度	3,195
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 利用者は昨年度より若干減少しており、市民の利用状況に概ね変化はない。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	食品関係者等の調理に従事する者は食品衛生法に関する衛生管理として月1回以上の検便検査を受けることとした厚生労働省からの通達が出されている。水道事業者は水道法施行規則において、定期的な健康診断及び感染症の原因となる検便検査の実施が義務付けられており検便検査の実施は必要であるため受診機会の提供を行なっている。	
---------	---	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	尼崎市保健所使用料手数料条例に従い、診療報酬点数で算定した額の8割に相当する額の範囲内を受益者負担としている。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保健所設置している西宮市は保健所で感染症に伴う検便検査の受付を実施しており、その他の市は県の健康福祉事務所で実施している。	
---------------	---	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	検便検査は、長年、保健所で受付を行っており市民にも周知されているが、今後はハーティ21や民間検査会社等の利用の可能性も検討していく。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	検査については専門の知識が必要であるため市民との協働には馴染まないが、市民の健康管理のための啓発を協働で進めていきたい。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	食中毒予防などの観点から検便検査の必要性・重要性を啓発する役割を保健所は担っている。検便検査の受付は保健所で行っているが、検査実施機関であるハーティ21で、検査の受付から結果報告までを実施することが可能かを検討していく。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後、ハーティ21等で受付から検査、報告まで実施することで、市民の利便性の向上が図れるかを検討していく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	全国政令市衛生部局長会負担金	402K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	全国政令市衛生部局長会規約		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	—		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	05 保健衛生総務費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	企画管理課
所属長名	北村 幸司		

① 事業概要

事業実施趣旨	政令市の衛生主管者の連絡を密にし、政令市として特質ある衛生行政の調査・研究を推進し、公衆衛生の発展に寄与することを目的としている会である。保健衛生行政を取り巻く環境が日々変化していく中で、政令市間で連携を図るため、会に加入し負担金を支出している。
対象(誰を・何を)	全国政令市衛生部局長会を構成している政令市衛生主管者
求める成果(どのような状態にしたいか)	衛生行政の共通の問題の解決に向けた取り組み及び国への要望等を行うことにより、公衆衛生の発展が図られる。
事業概要	西ブロック会議、総会において、衛生行政における問題等の情報交換、調査研究及び国への要望等を行う。
実施内容	<p>全国政令市衛生部局長会 西ブロック会議（年1回 7月頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会議の議題提案及び提案議題に対する回答 ○ 国への要望事項及び要望事項に対する意見 ○ 施設視察等 <p>全国政令市衛生部局長会 総会（年1回 10月頃）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国への要望事項について、提出後の報告 ○ 会議の議題提案及び提案議題に対する回答 ○ 会長表彰(保健衛生業務に従事し、その業績が顕著であるものを対象とする)

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	40	40	40	
需用費	40	40	40	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	395	395	395	
職員人工数	0.05	0.05	0.05	
職員人件費	395	395	395	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	435	435	435	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	435	435	435	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	平成27年度は西ブロック会議及び総会に出席し、他の政令市衛生主管者との議題協議等を通じて、他の政令市の取組状況等を直接把握することができ、当市の事業実施や今後の事業計画等について、大いに参考にできるものであった。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	<p>社会情勢の変化に応じて、国・県ともに、様々な補助事業を打ち出してきている。有効活用を行うことで当市の公衆衛生を発展させるためにも、当市の特質をふまえて、他市の状況把握も行い、多角的に議論することが必要となり、他市との連携が不可欠である。西ブロック会議及び総会に出席することで、他の政令市衛生主管者と、事業実施に係る意見や情報の交換を直接行うことができるため、他の政令市の取組状況等を直接把握することができ、当市の事業実施や今後の事業計画等において、大いに参考にしうるものである。</p>
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	<p>阪神間他都市においても、保健所設置市である姫路市及び西宮市は、本市同様、加入して負担金を支出している。</p>
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">会議の構成主体が政令市の衛生主管者であるため、協働はなじまない。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						会議の構成主体が政令市の衛生主管者であるため、協働はなじまない。	将来像					
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																					
	A	B	C	D	E																						
現状						会議の構成主体が政令市の衛生主管者であるため、協働はなじまない。																					
将来像																											

⑧ 総合評価

総合評価	<p>改善</p> <p>西ブロック会議及び総会に出席することで、他の政令市の取組状況等を直接把握することができ、当市の事業実施や今後の事業計画等において、大いに参考にできるものであるため、必要性や有効性を鑑み、今後も継続して行う必要があると見える。</p>
------	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	<p>本市の事業実施や今後の事業計画等において大いに参考にできるものであるため、今後も引き続き、負担金を支出する。</p>
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	感染症対策事業費	411A	事業分類	法定事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価・無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成11年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	10 感染症対策費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

①事業概要

事業実施趣旨	医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症を克服してきたが、国際交流の進展や新たな感染症の出現などにより、今なお、本市に脅威を与えている。このような状況を踏まえ、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。
対象(誰を・何を)	市民等
求める成果(どのような状態にしたいか)	感染症の患者等の人權を尊重しつつ感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成11年4月1日施行)に基づき、病原体に汚染された場所の消毒等の防疫活動を行うとともに、発生動向調査に基づく積極的疫学調査及び病原体検査を実施し、感染症の発生を予防及びまん延の防止を図る。
実施内容	<p>1 感染症の発生動向について、市内医療機関からの全数(主に1~4類)及び定点(主に5類)報告により疫学調査を実施するとともに、病原体分離検査等の情報を収集し、国・県へ報告する。 平成27年度定点医療機関数 定点医療機関数: 23医療機関、疑似症定点医療機関: 16医療機関</p> <p>2 健康危機管理における機能強化 ①感染症予防に必要な備品の整備: H27は感染症患者移送用陰圧装置を購入、また、防護服等の備蓄状況の整備も行った。 ②消防局と合同で防護服の着脱及び感染症患者移送用陰圧装置を用いたの搬送訓練を実施: 2回 ③新たな感染症への対応が想定されることから、疫学調査の機能強化を図るための制度の整備 ④人材の養成に必要な研修に参加:「感染症危機管理研修会」等</p> <p>3 感染症情報の発信 尼崎市内における感染症の発生状況を集約し、週に1度、感染症発生動向調査として市のホームページに掲載する。</p> <p>4 感染症に関する正しい知識の普及を目的とした健康教育(感染症教室)の開催: 5回、参加者129名</p> <p>5 患者の治療に要する費用及び患者と接触した者に対する検便等の検査費用の公費負担を行う。</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,148	3,888	13,237	
報償費	1,804	1,820	1,821	感染症発生動向調査事業
需用費	1,322	1,429	1,997	検査用薬資材消耗品等
役員費	10	0	9,193	感染症発生動向調査事業
備品購入費	0	590	117	感染症発生動向調査事業
その他	12	49	109	感染症患者治療費 等
人件費 B	31,247	23,994	33,305	
職員人工数	3.83	3.14	4.05	
職員人件費	30,389	23,740	32,212	
嘱託等人件費	858	254	1,093	
合計 C(A+B)	34,395	27,882	46,542	
C 国庫支出金	1,766	1,939	6,685	保健事業費負担金
市債				(負担率 1/2・3/4)
市債				
その他				
一般財源	32,629	25,943	39,857	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	(発生動向調査)5類感染症(全数把握対象疾患)の発生状況						単位	件			
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	292	26年度	55	27年度	58
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		平成25年度は、関西及び首都圏を中心に風しんが流行していたため、発生件数が増加したが、例年、5類感染症(全数把握対象疾患)は50件前後で推移している。今後は感染予防に係る正しい知識の普及促進等に努めることにより、発生件数の更なる減少を目指す。								

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務のため必須である。
---------	---------------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	受益者に対して負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第64条及び第65条の2の規定により、実施主体は本市と定められている。	
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容	行政の責任において実施する必要がある。
	現状		●
	将来像		○

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務である。今後も感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図る。
------	----	--------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	国内外における感染症の発生動向に注意するとともに、これまで経験のない新たな感染症の発生に迅速かつ的確に対応するため疫学調査機能の強化を図っていく。今年度は、各種マニュアルの整備や感染予防に必要な備品整備計画を作成する。また、季節性インフルエンザ等の病原体サーベイランス検査を行うとともに、ジカ熱等の蚊媒感染症への対策強化を図る。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	エイズ予防対策等事業費	411K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成5年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	10 感染症対策費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

①事業概要

事業実施趣旨	医療の進歩や衛生水準の向上により多くの感染症が克服されてきた一方で、過去に後天性免疫不全症候群(エイズ)等の感染症の患者等に対するいじめや偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かし、特定感染症に適切に対応することが必要である。																																																		
対象(誰を・何を)	市民など(本検査の受検を希望する者など。)																																																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	特定感染症予防指針に定められる感染症の感染者、患者やその不安を持つ者等の人権を尊重しつつ、感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するとともに、医療機関への受診推進を図る。																																																		
事業概要	教育活動、広報活動等を通じた特定感染症に関する正しい知識の普及、特定感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、患者等の権利を尊重しながら、特定感染症の感染者、患者やその不安を持つ者が良質かつ適切な検査を受けられるように必要な措置を講ずる。																																																		
実施内容	<p>1 啓発用リーフレットの配布(平成27年度実績)</p> <p>① エイズ対策:街頭キャンペーン及び講習会開催時に配布/1回、500部配布</p> <p>② 肝炎対策:街頭キャンペーン/1回、500部配布</p> <p>2 エイズの啓発講演会の開催:1回(中高大学養護教諭他)、参加者19名</p> <p>3 エイズ従事者研修の開催:参加者1名、5日間</p> <p>4 肝炎対策協議会の開催:1回、委員9名</p> <p>5 検査、健康相談及び保健指導</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>HIV検査</th> <th>HIV相談</th> <th>肝炎検査</th> <th>肝炎相談</th> <th>梅毒</th> <th>クラミジア</th> <th>淋菌</th> <th>緊急肝炎</th> <th>風しん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>456</td> <td>1438</td> <td>368</td> <td>832</td> <td>157</td> <td>129</td> <td>73</td> <td>14</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>467</td> <td>1669</td> <td>356</td> <td>842</td> <td>168</td> <td>136</td> <td>107</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>429</td> <td>1559</td> <td>372</td> <td>1058</td> <td>196</td> <td>148</td> <td>113</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>357</td> <td>1437</td> <td>243</td> <td>803</td> <td>140</td> <td>114</td> <td>88</td> <td>8</td> <td>226</td> </tr> </tbody> </table> <p>※緊急肝炎ウイルス検査は市内医療機関で実施、他は保健所で実施。 ※風しん抗体検査は平成27年度から実施。</p>		HIV検査	HIV相談	肝炎検査	肝炎相談	梅毒	クラミジア	淋菌	緊急肝炎	風しん	平成24年度	456	1438	368	832	157	129	73	14	—	平成25年度	467	1669	356	842	168	136	107	6	—	平成26年度	429	1559	372	1058	196	148	113	3	—	平成27年度	357	1437	243	803	140	114	88	8	226
	HIV検査	HIV相談	肝炎検査	肝炎相談	梅毒	クラミジア	淋菌	緊急肝炎	風しん																																										
平成24年度	456	1438	368	832	157	129	73	14	—																																										
平成25年度	467	1669	356	842	168	136	107	6	—																																										
平成26年度	429	1559	372	1058	196	148	113	3	—																																										
平成27年度	357	1437	243	803	140	114	88	8	226																																										

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,729	1,338	3,067	
報償費	99	97	329	肝炎対策協議会委員への報償費
需用費	265	49	631	エイズ等啓発用リーフレット等消耗品費
役員費	442	360	467	抗体検査手数料
委託料	856	758	1,521	肝炎抗体検査委託料
その他	67	74	119	国立保健医療科学院への職員派遣等
人件費 B	13,617	21,155	24,002	
職員人工数	1.22	2.06	2.45	
職員人件費	9,645	15,032	19,595	
嘱託等人件費	3,972	6,123	4,407	
合計 C(A+B)	15,346	22,493	27,069	
C 国庫支出金	1,877	1,877	1,428	特定感染症検査等事業費
市債				(補助率1/2)
市債				
その他				
一般財源	13,469	20,616	25,641	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	感染症予防法に基づくHIV検査の受検者数						単位	件		
目標・実績	目標値	500	達成年度	29年度	25年度	467	26年度	429	27年度	357
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った		HIV感染を防ぐには、早期発見・早期治療を目的とした検査、相談等の支援、また予防啓発などの対策が必要であり、引き続き受診勧奨を図る。							

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	エイズなどの特定感染症に関する正しい知識の普及、人材の養成及び資質の向上を図ることによっていじめや偏見をなくすとともに、特定感染症のまん延を防止する。また、特定感染症の性格から匿名性を保ちながら受検できる状況が必須である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は市が関与してエイズ及びウイルス性肝炎等の特定感染症の早期発見を図るものであり、受益者負担を求めることは適当でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	感染症の予防及び感染症の患者に関する法律及び肝炎対策基本法に基づき、都道府県、政令市及び保健所設置市が実施している。
---------------	--

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	特定感染症事業は、ウイルス感染の有無を検査するだけが目的ではなく、検査前の事前相談や検査後の保健指導が主たる事業であることから、これらを一体となして行うことができる保健所で実施することが望ましい。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 保健指導を主とする事業であることから、市が行うべき業務である。

⑧総合評価

総合評価	維持	特定感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図る
------	----	----------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	ウイルス性肝炎については、平成24年度より、健康増進法に基づく肝炎ウイルス健診も当該が担当することで、本市で実施する対策を一元化し、市民が相談等を行えやすい体制を整備したところである。今後はこれら検査の陽性者フォローアップのみならず、その他医療機関や職域からの情報提供等により把握した陽性者のフォローアップも検討していくこととしている。また、エイズ対策及び肝炎対策については専門的な知識と経験を要し、長期的な視点に立ち人材を育成する必要がある。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	予防接種事業費	421A	事業分類	法定事業(一部法定外事業含む)
根拠法令	予防接種法		事業区分	裁量的
個別計画	尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画(評価:有)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和44年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	15 予防接種費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

① 事業概要

事業実施趣旨	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与することを目的とする。																								
対象(誰を・何を)	予防接種対象の市民																								
求める成果(どのような状態にしたいか)	予防接種を行うことにより人から人に伝染する疾病の発生及びまん延を予防するとともに、罹患した場合の症状の軽減を図る。																								
事業概要	A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、都道府県知事の指示を受け、期日又は期間を指定して、予防接種を実施する。 また、予防接種の接種勧奨については、各種乳幼児健診における健康教育などの場において実施している。																								
実施内容	<p>予防接種の接種率</p> <p>○定期予防接種(平成27年度)</p> <table border="1"> <tr> <td>四種混合(三種混合)</td> <td>103.4 %</td> <td>Hib感染症</td> <td>101.3 %</td> </tr> <tr> <td>不活化ポリオ</td> <td>18.5 %</td> <td>小児用肺炎球菌感染症</td> <td>101.8 %</td> </tr> <tr> <td>二種混合</td> <td>46.5 %</td> <td>ヒトパピローマウイルス感染症</td> <td>0.4 %</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>99 %</td> <td>高齢者インフルエンザ</td> <td>45.2 %</td> </tr> <tr> <td>水痘</td> <td>102.6 %</td> <td>高齢者の肺炎球菌感染症</td> <td>32.6 %</td> </tr> <tr> <td>麻しん・風しん混合</td> <td>94.3 % (1期)</td> <td>89.3 % (2期)</td> <td></td> </tr> </table> <p>※BCGは集団接種、他は個別(医療機関)接種により実施</p> <p>○定期予防接種市外接種者への償還払い ※平成27年度から開始 市外の医療機関で定期予防接種を受け、自己負担が発生した場合、その費用の一部又は全額を還付する。 償還払申請件数 319件(申請人数85人)</p>	四種混合(三種混合)	103.4 %	Hib感染症	101.3 %	不活化ポリオ	18.5 %	小児用肺炎球菌感染症	101.8 %	二種混合	46.5 %	ヒトパピローマウイルス感染症	0.4 %	日本脳炎	99 %	高齢者インフルエンザ	45.2 %	水痘	102.6 %	高齢者の肺炎球菌感染症	32.6 %	麻しん・風しん混合	94.3 % (1期)	89.3 % (2期)	
四種混合(三種混合)	103.4 %	Hib感染症	101.3 %																						
不活化ポリオ	18.5 %	小児用肺炎球菌感染症	101.8 %																						
二種混合	46.5 %	ヒトパピローマウイルス感染症	0.4 %																						
日本脳炎	99 %	高齢者インフルエンザ	45.2 %																						
水痘	102.6 %	高齢者の肺炎球菌感染症	32.6 %																						
麻しん・風しん混合	94.3 % (1期)	89.3 % (2期)																							

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	971,134	952,198	987,418	
報償費	0	3,941	3,942	予防接種医師等執務費
需用費	463,027	448,089	457,438	定期予防接種ワクチン代等消耗品費
委託料	505,451	497,324	519,605	定期予防接種等、医師会への委託料
扶助費	1,451	2,844	6,433	定期予防接種市外接種者助成費用
役務費	1,205	0	0	
人件費 B	8,894	22,390	27,755	
職員人工数	0.75	2.40	2.36	
職員人件費	5,930	18,871	18,618	
嘱託等人件費	2,964	3,519	9,137	
合計 C(A+B)	980,028	974,588	1,015,173	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
内訳 一般財源	980,028	974,588	1,015,173	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	「麻しん及び風しんに関する特定感染症予防指針」においての、麻しん及び風しん予防接種の接種率目標の水準を維持する。		単位	%	
目標・実績	目標値	95	達成年度	1年度 25年度	2年度 27年度
				1期 93.7 2期 97.4	1期 95.7 2期 89.6
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input checked="" type="checkbox"/> 下回った				
	1期は1歳に、2期は小学校就学前の一年間に接種するが、例年、2期の接種率が伸び悩むため、平成25年度から未接種者への個別勧奨を実施している。しかしながら、近年のワクチンの自主回収など、予防接種に対する保護者の不安などもあり、平成27年度は、1期2期ともに目標値に達することができなかった。				

必要性・有効性	定期予防接種は法定受託事務のため必須である。
---------	------------------------

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	B類の高齢者のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種について負担を求めている。

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	A類定期予防接種は全国的にほぼ無料で実施している。しかし、B類定期予防接種の高齢者のインフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種については、全国的に自己負担額を求めている。また、その費用についても阪神7市1町間は同一金額となっている。また、兵庫県が進める「広域的予防接種」についても引き続き検討する。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	定期接種は法定受託事務であり、行政が主体的に進めていく事業である。																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持	A類定期予防接種は概ね一定の接種率を確保しているが、今後も、市報・ホームページ、学校園を通じてのパンフレットの配布等により市民に広く周知することで、接種率の更なる向上を図る。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	定期予防接種の接種率向上を図るため、引き続き接種勧奨に努める。また、平成27年度からはA類定期予防接種の償還払いについて実施しており、引き続き制度の周知を図る。平成28年度はB型肝炎ワクチンが定期予防接種に追加される予定であることから、国の動向を注視しながら準備を進めていく。また、近年定期接種の種類が増加し、接種スケジュールが更に過密化していくことから、BCG(結核)予防接種の個別化も検討していく。他の任意予防接種については、国の動向を注視する。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	住民結核予防事業費	431A	事業分類	法定事業
根拠法令	感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和26年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより、克服されつつあるものの、WHOが定める再興感染症という新たな形で、今なお、市民に脅威を与えており、今後も結核への迅速かつ適確な対応が求められている。
対象(誰を・何を)	定期健康診断: 65歳以上の者(感染症法第53条の2第1項の対象者を除く。)&ハイリスク者。 接触者健康診断: 結核患者と接触のあった者のうち、保健所長が必要と認める者。
求める成果(どのような状態にしたいか)	結核の予防啓発及び早期発見、並びに結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核のまん延を防止し、本市の公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	教育活動、広報活動その他の活動を通じた結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集、分析、予防接種を含めた結核の予防に関する施策を、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努める。また、人材の育成及び資質の向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずることによって結核の発生を予防し、又はまん延の予防を図る。
実施内容	1 住民結核定期健康診断 ・65歳以上の者(感染症法第53条の2第1項の対象者(就学者・就労者・施設入所者を除く))に胸部検診(肺がん検診)として胸部X線撮影を実施する。 ・ハイリスク者については、ハーティに委託し、ハイリスク者が集う施設等で胸部X線検査を実施。ホームレス等健診機会が少ない者に対する健診:5会場5回 2 結核患者の接触者に対する健康診断の実施 感染症法第15条に基づき積極的疫学調査後、保健所長が必要と認める者に対し、同法第17条に基づく結核接触者健康診断(胸部X線検査・ツベルクリン反応検査・QFT検査等)を保健所で実施する。 3 結核定期健康診断補助金【中核市】 感染症法第60条第1項に基づき、結核定期健康診断を実施する学校及び施設(国、県及び市が設置するものを除く。)の設置者に対し、その経費の2/3の補助金を交付する。 4 結核予防普及・啓発事業 結核に対する正しい知識の普及を図り、市民の結核に対する関心を高め、早期受診・早期発見に繋げる。(啓発ポスター掲示、啓発用パンフレットの配布等) 【参考】結核患者罹患率(人口10万人対の患者数) 尼崎市23.8(H27) 国15.4(H26) 兵庫県18.7(H26) (単位:千円)

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	20,290	4,207	4,996	
報償費	3,944	0	0	結核検診及び予防接種従事者報償費
需用費	12,328	312	319	健康診断及び予防接種経費
委託料	2,205	1,950	2,523	結核精密検査委託料等
負担金補助金及び交付金	1,813	1,945	2,154	結核定期健康診断費補助金
人件費 B	29,358	26,866	23,580	
職員人工数	3.67	3.39	2.36	
職員人件費	29,358	26,866	18,567	
嘱託等人件費			5,013	
合計 C(A+B)	49,648	31,073	28,576	
C 国庫支出金	2,741	1,559	3,721	保健事業費負担金(補助率1/2)
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	46,907	29,514	24,855	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	平成29年度までに、結核罹患率(人口10万人対の新規登録結核患者の割合)を22に低下させる。							単位	—	
目標・実績	目標値	22	達成年度	29年度	25年度	24.7	26年度	24.8	27年度	23.8
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 結核の発病及びまん延防止のため、住民結核定期健康診断(ハイリスク者含む)及び接触者健康診断の実施とともに、介護サービス事業所及び高齢者施設に対しパンフレット・ポスター等を活用し高齢者結核の早期発見に向けて啓発を実施した。今後も罹患率低下に向けて継続して取り組む必要がある。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	市が支弁する事業のため、受益者に対して負担を求めない。

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	ハイリスク者に対する住民結核定期健康診断は、検診業者へ委託して実施している。結核患者の接触者健康診断についても、医療機関に委託可能である。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 ● 将来像 ○	内容 行政の責任において実施する必要がある。

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務である。
------	----	----------

⑨改善の方向性

今後の改善策	住民結核定期健康診断については、啓発普及及び関係機関との連携等を強化することで65歳以上の市民及びハイリスク者の受診率を向上させ、結核の早期発見・早期治療を図り、将来的な罹患率の低下に努める。結核患者の接触者健康診断については、現在保健所のみで実施しているが、平成29年度に向けて保健所に加えて医療機関への委託についても検討する。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	結核対策特別促進事業費	432K	事業分類	法定事業（一部法定外事業含む）
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律			
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき（評価：無）			
事業開始年度	平成9年度			
施策	11 地域保健			
事業区分	裁量的			
会計	01 一般会計			
款	20 衛生費			
項	05 保健衛生費			
目	20 結核予防費			

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

① 事業概要

事業実施趣旨	感染症法に基づき地域住民の自主的な協力と地域の実情に応じた結核対策事業を実施する。患者を治癒に導くため、個別支援計画に基づき服薬支援を実施し、コホート検討会で評価を行うことで体制の強化を図るとともに効果的に結核予防対策を推進する。
対象（誰を・何を）	結核患者及び結核対策に関わる医療機関従事者等の関係者
求める成果（どのような状態にしたいか）	近年の結核罹患状況の特徴である地域格差、高齢者割合の増加、薬剤耐性菌の出現など結核対策上の様々な課題に対応した適切な事業（対象者の中断リスクや実情に応じた服薬支援事業、市民や医療機関等への啓発事業、人材育成のための派遣研修）を行い結核罹患率を着実に減少させる。
事業概要	患者支援を始めとする本市独自の対策（DOTS事業、医療機関等を対象にした啓発事業）を重点的かつ積極的に推進することにより、結核患者の治療を完済し、多剤耐性菌発生を予防することにより、結核のまん延を防止する。
実施内容	<p>1 DOTS事業の促進 結核患者に対し、治療終了まで継続的な服薬支援を行うことで、治療からの脱落を予防するとともに耐性菌の発生を予防し、確実に治癒に導くことを目的とする。また、市内医療機関、介護事業所等への啓発・指導を目的として研修会を年1回以上実施する。 （平成27年度実績：研修会1回、参加者51名）</p> <p>2 結核研究所等への派遣研修等 結核関係職員を（財）結核予防会結核研究所等に派遣し、新たな知見の習得を図る。 （平成27年度実績：派遣人数1名、日数4日間）</p> <p>3 結核定期病状調査事業の実施 結核登録者の受診勧奨や経過観察者の管理を適正に行い、結核の再発や二次感染の防止を図る。</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,324	1,044	2,293	
報償費	986	762	1,714	DOTS事業報償費及び定期病状調査等
旅費	175	155	222	DOTS事業、医療機関研修会等旅費
需用費	153	106	332	DOTS事業等消耗品費
使用料及び賃借料	10	21	25	DOTS医療機関研修会場借上料
その他	0			
人件費 B	6,562	6,562	6,693	
職員人工数	0.83	0.83	0.84	
職員人件費	6,562	6,562	6,693	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	7,886	7,606	8,986	
C 国庫支出金	2,344	1,354	2,044	感染症対策特別促進事業費補助金
県支出金				(補助率10/10)
市債				
その他				
一般財源	5,542	6,252	6,942	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	平成29年度までに、結核罹患率(人口10万人対の新規登録結核患者数の割合)を22に低下させる。		単位	-						
目標・実績	目標値	22	達成年度	29年度	25年度	24.7	26年度	24.8	27年度	23.8
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input checked="" type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		本市の結核罹患率は、平成27年は23.8で(平成10年67.9、平成15年49.7、平成20年33.6)確実に低下傾向にあるが、高齢化に伴う高齢者の罹患率の増加に伴い近年減少が鈍化している。							

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	家庭訪問指導は感染症法第53条の14に基づく法定事務であり、患者支援(服薬確認)を推進することで、治療からの脱落を予防するとともに耐性菌の発生を防ぎ、確実に治癒に導く必要がある。結核対策を推進するためには、専門知識を持った職員の育成が不可欠となることから、結核研究所等への職員派遣が必要である。また、普及啓発事業によって、市民に対して結核に対する正しい知識の普及を図り、結核に対する理解を深め、発症時の早期受診・早期治療につなげ、まん延を防止し罹患率を低下させる
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	対象者に自己負担を求めることは適正ではない。
-----------------	--	------------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	平成26年新登録罹患率(人口10万人対)は、尼崎市24.8(平成27年23.8)、兵庫県18.7、国15.4で本市は兵庫県の中でも高い。また、平成26年新登録喀痰塗抹陽性肺結核罹患率は、尼崎市10.5 神戸市8.1 姫路市7.7 西宮市 6.2で、近隣都市の中でも本市は、喀痰塗抹陽性肺結核罹患率が高い状況が見受けられる。喀痰塗抹陽性者は、他者への感染を広げることから、発病初期の時期である喀痰塗抹陰性の段階で早期発見し治療に結びつける必要がある。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	服薬支援(DOTS)は、感染症法に基づき行政が主体となって取り組んでいく。退院後・通院中の患者へは医療機関や介護施設等と連携し、訪問・面接により服薬確認を行っている。今後は、医療機関との連携強化の他、薬局等における服薬確認の体制づくり、患者一人一人の背景や環境に応じた服薬支援者へ協力依頼を行うなど、患者の実情に応じた体制づくりが求められており、民間事業者への委託についても検討する。																					
委託等の可能性																							
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th></th> <th colspan="4">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> <tr> <th>現状</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <th>将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					A	B	C	D	現状				●	将来像				○	内容	行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																						
	A	B	C	D																			
現状				●																			
将来像				○																			

⑧ 総合評価

総合評価	維持	本市では、平成14年度から結核患者に対し、治療終了まで継続的なDOTSを行うことで、治療からの脱落を予防するとともに耐性菌の発生を予防し、治癒(治療完了)に導くよう取り組んできた。また、医師会と連携し、結核医療や診断等について研修会を開催し、医療機関への啓発や指導を継続実施する。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	DOTS事業(服薬支援事業)は保健師等によるDOTSに加え、患者の中断リスク、患者の背景や環境に応じて薬局等の服薬支援者と連携しながら服薬支援を、服薬支援者への協力依頼を行えるよう、地域の実情に応じた体制づくりをすすめる。結核対策の推進をはかるため、(財)結核予防会結核研究所への職員の派遣を継続する。市民へ結核の正しい知識の普及啓発を図り、受診の遅れを減少させるとともに、医療機関、高齢者施設等には啓発を強化し、受診や診断の遅れを予防する。適正な患者管理を行うため、結核定期病状調査事業を継続する。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	環境衛生対策事業費	461A	事業分類	法定事業
根拠法令	公衆浴場法、理容師法、クリーニング業法等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

①事業概要

事業実施趣旨	衛生水準確保のため、毎年、監視指導計画を策定し、各種環境衛生関係施設の許認可監視指導等を行っている。
対象 (誰を・何を)	市民、事業者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	環境衛生関係施設の営業の許認可及び監視指導を行い、その施設の衛生水準の確保を図る。家庭用品に起因する健康被害の発生を防止する。浄化槽に関連して生活環境と公共水域の水質を保全する。
事業概要	1 環境衛生営業施設等 許認可業務関係法令に基づき、各営業施設の重要度に応じ、重点的かつ計画的に監視指導業務を実施する。また、浴槽水及び温泉水、水道水、遊泳用プール水等、衛生教育衛生水準の向上のため衛生検査等も適宜実施する。 2 家庭用品対策 市販の家庭用品を年間2回買試し、尼崎市立衛生研究所で検査を行う。 3 浄化槽対策 許認可、監視指導の実施及び法定検査の実施等浄化槽の維持管理の啓発を行う。
実施内容	<平成27年度実績> 1 環境衛生営業施設等 (1) 許可件数 58件 (2) 監視指導件数 691件 (3) 衛生検査件数 78件 2 家庭用品対策 市販の家庭用品買試検査数 22件 3 浄化槽設置許認可件数 11件

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	908	900	915	
需用費	844	836	850	検査・監視等に必要な試薬等
使用料及び賃借料	64	64	65	車両の賃借料
人件費 B	27,265	28,893	29,391	
職員人工数	3.48	3.74	3.80	
職員人件費	27,265	28,893	29,391	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	28,173	29,793	30,306	
C 国庫支出金				
市債				
その他	908	899	915	営業許可等手数料
一般財源	27,265	28,894	29,391	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	監視指導計画に基づく、監視及び指導件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件	
目標・実績	目標値	600	達成年度	毎年度	25年度	775	26年度	770	27年度	691
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 長期計画的に監視等を行い、施設等の衛生水準が一定確保できている。									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担の見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき手数料を規定しており、市の方針に従い、3年ごとに手数料の見直しを検討している。
------------------	--	---

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外	法律に基づく監視指導等の事務である。																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																									
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○	内容 行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状					●																					
将来像					○																					

⑧総合評価

総合評価	維持	法定事務であり、計画的に実施できている。
------	----	----------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	環境衛生関係施設は、近年、様々な業様、業態が出てきており、それらに対応することが必要となっている。新たな形態等の把握に努め、法令と個々の事例を照らし合わせ、的確な指導を図っていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費 462A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	食品衛生法、食品安全基本法	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	生鮮食品等を多く取り扱う公設地方卸売市場内のせり場至近距離に位置し、効率的に監視指導、衛生検査を行うため、検査所の維持管理を行う。																																								
対象 (誰を・何を)	市民、事業所																																								
求める成果 (どのような状態にしたいか)	市民の食生活をあずかる流通拠点の要としての地方卸売市場を監視指導し、また、流通食品を検査することにより、食中毒等食品による危害の発生を未然に防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。																																								
事業概要	1 監視指導 市場内の食品関係営業施設に早朝(月2回)から立ち入り、有毒魚の排除、食品の衛生管理並びに表示内容等について必要な指導を行う。 2 試験検査 市場に流通している生鮮食品、加工食品等を取去し、添加物や細菌の検査を実施することにより、不良食品等の排除を図る。 3 衛生啓発 営業者等に対し、啓発配布物を通し、食品衛生に関する正しい知識の普及を行う。																																								
実施内容	<p>食品関係営業施設の監視<平成27年度実績></p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>監視件数</th> <th>施設数</th> <th>指導件数</th> </tr> <tr> <td>許可を要する施設</td> <td>806</td> <td>41</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>許可を要しない施設</td> <td>785</td> <td>45</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,591</td> <td>86</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>食品等の試験検査<平成27年度実績></p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">検査内訳</th> <th rowspan="2">検体数</th> <th colspan="2">検査内訳</th> <th rowspan="2">不適検体数</th> </tr> <tr> <th>化学検査</th> <th>細菌検査</th> </tr> <tr> <td>取去検査</td> <td>177</td> <td>156</td> <td>21</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>苦情等処理件数<平成27年度実績></p> <table border="1"> <tr> <th>調査</th> <th>照会</th> <th>検査</th> <th>教育</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>		監視件数	施設数	指導件数	許可を要する施設	806	41	5	許可を要しない施設	785	45	5	合計	1,591	86	10	検査内訳	検体数	検査内訳		不適検体数	化学検査	細菌検査	取去検査	177	156	21	1	調査	照会	検査	教育	その他	合計	1	0	0	0	1	2
	監視件数	施設数	指導件数																																						
許可を要する施設	806	41	5																																						
許可を要しない施設	785	45	5																																						
合計	1,591	86	10																																						
検査内訳	検体数	検査内訳		不適検体数																																					
		化学検査	細菌検査																																						
取去検査	177	156	21	1																																					
調査	照会	検査	教育	その他	合計																																				
1	0	0	0	1	2																																				

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	647	864	793	
需用費	437	275	306	光熱水費
役務費	48	44	34	通話料
委託料	162	545	439	清掃、空調保守点検等
負担金補助及び交付金	0	0	14	責任者講習会受講料
人件費 B	8,194	2,695	1,760	
職員人工数	1.24	0.34	0.22	
職員人件費	8,194	2,695	1,760	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	8,841	3,559	2,553	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	694	864	793	営業許可等手数料
内訳 一般財源	8,147	2,695	1,760	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	市場で取去等を行った衛生検査項目数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	5,316	26年度	5,364	27年度	4,259
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 検査を行うことにより、科学的根拠に基づく指導を行うことができ、一定の食の安全を守ることができている。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	卸売市場から、有害、不良食品等を流通させないために、監視指導・検査は不可欠である。計画的に取去検査等を実施することで、効果的な監視指導を行うことができ、また、有毒魚介類等の流通防止のために早朝から監視を行うことは、場内業者の衛生管理に対する意識付けにつながっている。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 取去、監視指導等については、食品衛生法に基づく職権により行っているため、受益者負担の考え方になじまない。
-----------------	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	中央卸売市場における食品検査所においても業務の見直しははかられている。
---------------	-------------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	市民参画により相互理解の促進を図りながら事業を推進しており、行政が主導となって行うことが適切である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像	内容 規制を伴うので行政主体となる。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	公的な流通拠点において監視指導を行い、迅速に対応することで、有害、不良食品等の流通を未然に防ぐことができる。また、平成27年度は、検査体制を見直し、衛生研究所に検査を担ってもらうことで市場流通食品の検査項目を増やした。なお、平成23年度から始めた食品中の放射性物質検査は、引き続き実施している。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	地方卸売市場を介して流通する食品の安全・安心の確保のため、監視指導業務を生活衛生課、検査業務を衛生研究所に区分し、各々の役割を明確にする。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	尼崎市環境衛生協会委託料	462K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	-		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和38年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

①事業概要

事業実施趣旨	「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」に基づく理容業、美容業、クリーニング業の同業組合で構成されている尼崎市環境衛生協会により、自主点検、衛生管理の推進を図る必要がある。
対象(誰を・何を)	事業所
求める成果(どのような状態にしたいか)	関係営業施設における自主管理を推進するとともに、優秀施設の表彰や手指器具消毒強調月間事業等を通じて衛生水準の向上を図る。
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 経営安定のための事業 経営講習会や従業員対策の研究 環境衛生向上のための事業 各種衛生講習会の実施や自主点検制度の推進、自治指導員制度の推進、器具等消毒運動の推進を行う。
実施内容	<ol style="list-style-type: none"> 環境衛生自治指導員研修会 平成27年11月30日に実施し、78人が参加 器具手指消毒強調月間 毎年10月20日から11月20日までステッカーの作成及び配布 自主点検カードの作成、配布及び回収 自主点検カード回収数 2,119枚 「環境衛生自主点検推進の店」等の賞状を授与 環境衛生自主点検推進の店 …… 37施設 環境衛生自主点検優良の店 …… 158施設

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	504	504	504	
委託料	504	504	504	講習会等の実施等に係る委託料
人件費 B	791	793	800	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	791	793	800	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	1,295	1,297	1,304	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	1,295	1,297	1,304	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	環境衛生向上のために行っている自主点検カードの回収枚数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)					単位	件				
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	2,292	26年度	2,342	27年度	2,119
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	一定枚数を確保できており、自主点検制度と衛生管理の推進について、環境衛生関係業種の衛生向上等が図られているといえる。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	尼崎市環境・食品衛生自主点検要綱に基づき、自主点検を推進する必要がある、また、自主点検制度と衛生管理の推進は、環境衛生関係業種の衛生向上に有効である。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、衛生指導の啓発指導を行う事業のため、受益者負担の考え方はなじまない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下で委託実施している市はない。
---------------	------------------

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	既に尼崎市環境衛生協会に委託し、事業を実施している。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	営業者との協働事業である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧総合評価

総合評価	維持	効率的な組織体制のもと各種事業を実施することで、それらに取り組む事業者の衛生水準の向上等に寄与していることから、今後も本事業を継続実施する。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	効率的な組織体制のもと人材を生かし更に発展させることで、事業者の衛生意識を高め、環境衛生の向上に寄与していく。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	公衆浴場施設整備資金利子補給金 463A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	尼崎市公衆浴場施設整備資金利子補給金交付要綱	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和53年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	一般公衆浴場に対して、衛生措置基準を遵守し施設の近代化を促進させる。なお、近年は施設の大規模改修は一段落し、小規模改修が多い傾向にある。							
対象(誰を・何を)	事業所							
求める成果(どのような状態にしたいか)	公衆浴場は自家風呂の普及によって年々減少する傾向にあるが、市民の日常生活に極めて深い関係があるため、施設設備の改善向上及び経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図ることで公衆衛生の向上及び増進に資する。							
事業概要	一般公衆浴場の営業者が施設整備資金を日本政策金融公庫から借り入れた場合、支払った利子のうち年利率4%を限度とする額を7年間に限り補給する制度である。平成18年度までの新規は、年利率4%以内を県と市が1/2ずつ補助している。平成19年度から平成22年度までの新規は、1%までを市が1/2補助、1%～4%を県と市が1/2ずつ補助している。平成23年度以降の新規は、1%までの補助はなく、1%～4%を県と市が1/2ずつ補助している。							
実施内容		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	延融資数	12	10	8	8	7	6	3
	延融資施設数	6	5	4	4	3	3	2
	一般公衆浴場施設数	66	65	59	52	50	47	45

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	386	159	194	施設整備資金利子の負担分
負担金補助及び交付金	386	159	194	
人件費 B	791	793	800	
職員人工数	0.10	0.10	0.10	
職員人件費	791	793	800	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	1,177	952	994	
C 国庫支出金				公衆浴場施設整備資金利子補助金(補助率1/2)
の 県支出金	114	48	84	
の 市債				
の 財源内訳				
の 一般財源	1,063	904	910	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	衛生措置基準等を遵守するために必要な施設改修を行っている件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	件		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	7	26年度	6	27年度	3
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		施設の建て替え等の大規模改修は一段落し、近年小規模改修が当事業利用者のほとんどを占めていることから、公衆衛生の向上が図られているといえる。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	一般公衆浴場は地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設である。公衆浴場の営業は施設の維持管理が不可欠であり、施設の改修は定期的に発生し且つ費用が高額に上る場合もあるため、今後も事業を継続していく必要がある。また、兵庫県下統一事業として、公衆浴場施設整備資金利子補給を行っており、施設改善に有効である。	
---------	---	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	県下統一事業であり、他自治体でも実施している。
---------------	-------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来像
内容	兵庫県健康福祉部補助金交付要綱(公衆浴場施設整備資金利子補給補助事業補助金)にもとづき市が行う事業である。 健全な経営ができるよう、公衆浴場の運営者に補助を行っている。

⑧ 総合評価

総合評価	維持	県下統一事業であることや大規模の改修に迫られた際等に廃業を余儀なくされる施設へのセーフティーネットとしての意義から継続していくことが望ましい。
------	----	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も兵庫県とともに本事業を継続していく。
--------	-----------------------

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	全国市場食品衛生検査所協議会等負担金 463K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	食品衛生法 食品安全基本法	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和46年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	35 公衆衛生費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	他都市と情報交換、情報収集を行い、食品衛生業務の向上を図るものである。
対象 (誰を・何を)	職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	食品衛生について意見交換をすることで、日頃の業務の問題点を改善し、食品衛生行政の向上が図られている。
事業概要	1 全国市場食品衛生検査所協議会に参加し、食品衛生上の諸問題及び最新の検査技術について情報交換等を行う。 2 全国食品衛生主管課長連絡協議会に参加し、食品衛生政策の諸問題について検討協議、また、情報交換等を行う。
実施内容	1 全国市場食品衛生検査所協議会（25千円） 平成27年度協議会（開催地…北海道札幌市） ・厚生労働省 監視安全課長・他 2名 ・都道府県 25名 ・指定市、中核市、政令市 39名 2 全国食品衛生主管課長連絡協議会（13千円） 平成27年度協議会（開催地…東京 明治記念館） ・都道府県 50名 ・指定市、中核市、政令市 62名

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	38	38	38	
負担金補助及び交付金	38	38	38	
人件費 B	79	79	80	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	79	79	80	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	117	117	118	
C 国庫支出金の財源内訳				
真支出金				
市債				
その他				
一般財源	117	117	118	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	全国市場食品衛生検査所協議会については昭和46年度から加入しており、市場流通食品等に係る拠点として、他検査所との意見交換ができた。全国食品衛生主管課長連絡協議会については、中核市となった平成21年度より加入しており、自治体がそれぞれ抱えている問題点等を共有でき、本市においても役立てることができている。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	全国の食品衛生行政機関との意見交換と協議による情報収集が施策策定に必要であり、意見交換することは本市の施策策定にも有効である。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-----------------	--

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	中央卸売市場を所有している自治体が加入しているほか、地方卸売市場を所轄している自治体の一部も参加している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	構成会員は都道府県等である。																											
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																												
協働の領域	<table border="1"> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">現状</th> <th>現状</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>将来像</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			市民の領域 ⇄ 行政の領域							A	B	C	D	E	現状	現状						将来像						内容 協議会運営については会員以外は関与できない。
		市民の領域 ⇄ 行政の領域																											
		A	B	C	D	E																							
現状	現状																												
	将来像																												

⑧ 総合評価

総合評価	維持	平成27年度から、食品検査所の執行体制を見直した。監視指導部門を生活衛生課に、検査部門を衛生研究所に分担し、各々の役割を明確化した上で、検査所協議会に参加することは今後の施策策定に重要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	会議に参加し、情報交換を行うことで、本市の施策の更なる向上に取り組む。
--------	-------------------------------------

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	狂犬病予防対策事業費	471A	事業分類	法定事業
根拠法令	狂犬病予防法		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	犬の登録管理と狂犬病予防接種により、狂犬病の発生を予防し、そのまん延防止を図っている。
対象 (誰を・何を)	市民
求める成果 (どのような状態にしたいか)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
事業概要	犬の登録(原簿管理を含む)と狂犬病予防注射済票の交付
実施内容	<p>1 犬の登録(原簿管理を含む)と狂犬病予防注射済票の交付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規登録申請件数 1,312件 鑑札再交付申請件数 11件 転入転出届出件数 441件 死亡届出件数 822件 注射済票交付申請件数 12,840件 注射済票交付再交付申請件数 4件 <p>2 犬の登録と狂犬病予防注射の接種率向上のための普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度の狂犬病予防注射の個別案内通知の送付 約13,000通 未注射犬の飼い主に対する個別再通知の送付 約1,900通 市報あまがさきによる広報 年2回 協働推進員による啓發文書の回覧 年2回

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	2,543	2,363	2,707	
需用費	653	542	746	犬の登録申請書等
委託料	1,890	1,821	1,957	犬の鑑札等交付事務委託
使用料及び賃借料			4	学校使用料
人件費 B	5,297	5,389	5,439	
職員人工数	0.67	0.68	0.68	
職員人件費	5,297	5,389	5,439	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	7,840	7,752	8,146	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他	2,543	2,363	2,707	狂犬病予防手数料
一般財源	5,297	5,389	5,439	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	狂犬病予防注射継続接種率の向上(犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付に係る法定事業であり、適正な成果指標の設定は困難なため活動指標を設定)							単位	%	
目標・実績	目標値	95	達成年度	34年度	25年度	90	26年度	91	27年度	95
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 活動指標として狂犬病予防注射継続接種率の向上を掲げている。平成27年度は95%であり、目標は達成されたが、今後も獣医師会等と連携を図りながら更なる接種率の向上にむけた取り組みを推進していきたい。									

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担の見直しの必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	尼崎市保健衛生関係事務手数料条例に基づき、犬の登録手数料等を徴収している。
------------------	--	---------------------------------------

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	外部委託が可能である犬の登録と注射済票の交付に関する業務は、既に尼崎市開業獣医師会に業務委託している。																								
委託等の可能性																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容 尼崎市開業獣医師会と行政による連携が既に図られている。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																									
	A	B	C	D	E																					
現状				●																						
将来像				○																						

⑧ 総合評価

総合評価	維持 国内では昭和31年を最後に人による狂犬病の発生がないことから、市民の狂犬病に対する認識は薄れつつあるが、万一の場合に備え、市内の開業獣医師会とも連携を図りながら、現在の取り組みを維持していく。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も未接種者への督促状の送付等、様々な機会を通じて、犬の登録率及び狂犬病予防注射の接種率の更なる向上に向けた取り組みを進めていく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	施設維持管理事業費	471K	事業分類	施設管理運営
根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成10年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

①事業概要

事業実施趣旨	尼崎市動物愛護センターは、兵庫県動物愛護センター内に設置されており、施設の維持管理に係る経費を兵庫県に支払っている。
対象(誰を・何を)	動物愛護センター
求める成果(どのような状態にしたいか)	適正に動物愛護センターの維持管理を行うことで、犬・猫の収容に適した施設環境を保つ。
事業概要	動物の愛護及び管理に関する業務を執行するための活動拠点となる動物愛護センターの維持管理を適正に行う。
実施内容	<p>1 施設概要については、以下のとおりである。</p> <p>場 所 尼崎市西昆陽4丁目1番1号</p> <p>建物概要 市管理棟 267.18㎡、車庫倉庫棟 49.65㎡</p> <p>土 地 県から借用</p> <p>動物の搬送・処分業務(兵庫県に委託)</p> <p>2 協定に基づき、次の経費を兵庫県に支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気使用料、上下水道使用料(2か月に一度) ・共用部分の消耗品費(年に一度) ・施設管理、エレベーター等保守点検、警備保障、電動シャッター保守点検費用(年に一度) ・土地使用料(年に一度) ・動物の搬送・処分費用(年に一度) <p>3 ガス使用料を支払う(月に一度)。</p> <p>4 動物収容室に設置した大型換気脱臭装置の活性炭フィルターを交換する(年に一度)。</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,395	3,290	4,407	
需用費	718	612	793	光熱水費
委託料	589	526	1,369	換気脱臭装置の点検・交換等
使用料及び賃借料	1,377	1,378	1,490	土地建物使用料
負担金補助及び交付金	589	634	639	清掃・警備等の保守点検等の負担金
その他	122	140	116	通話料
人件費 B	2,056	1,506	1,520	
職員人工数	0.26	0.19	0.19	
職員人件費	2,056	1,506	1,520	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	5,451	4,796	5,927	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	5,451	4,796	5,927	

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 犬・猫の収容環境に配慮し、適正に維持管理を行っている。										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律等に基づく犬・猫の収容施設として、動物愛護センターは必要不可欠であり、兵庫県動物愛護センター内に設置されているため、県との連携等を迅速かつ密接に行うことができている。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	動物愛護センターは、法令に基づく犬・猫の収容施設であり、受益者負担にはなじまないものである。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	施設の維持管理業務自体は委託可能であり、既に兵庫県が入札により民間業者に業務委託している。																										
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																											
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> <td rowspan="2">内容</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">施設の維持管理に関する経費の支払事務が業務の大半であり、裁量の余地がない。</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容		A	B	C	D	E	現状						施設の維持管理に関する経費の支払事務が業務の大半であり、裁量の余地がない。	将来像						
	市民の領域 ⇄ 行政の領域					内容																						
	A	B	C	D	E																							
現状						施設の維持管理に関する経費の支払事務が業務の大半であり、裁量の余地がない。																						
将来像																												

⑧総合評価

総合評価	維持	施設の維持管理を適正に行っており、犬・猫の収容環境が整っている状況にある。
------	----	---------------------------------------

⑨改善の方向性

今後の改善策	施設環境に配慮しつつ、光熱水費を削減するため節電節水等を行うなど、経費削減にも努める。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	全国動物管理関係事業所協議会等負担金 472K	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律	事業区分	裁量的
個別計画	—	会計	01 一般会計
事業開始年度	平成27年度	款	20 衛生費
施策	11 地域保健	項	05 保健衛生費
		目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	動物愛護管理関係事業所協議会に参画し、各自治体の考え方や取組内容について情報を収集するとともに意見交換を行う必要がある。
対象 (誰を・何を)	職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	動物愛護管理行政について他の自治体職員と意見を交換し、情報を収集することで、今後の動物行政に役立てる。
事業概要	1 全国動物管理関係事業所協議会に参画し、全国の動物愛護管理関係行政の実施状況等について情報を収集するとともに意見交換を行う。 2 近畿動物管理関係事業所協議会に参画し、近畿圏の動物愛護管理関係行政の実施状況等について情報を収集するとともに意見交換を行う。
実施内容	<p><平成27年度実績></p> <p>1 全国動物管理関係事業所協議会会議 (25千円) 欠席</p> <p>2 近畿動物管理関係事業所協議会会議 (3千円)</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	28	28	28	
負担金補助及び交付金	28	28	28	
人件費 B	79	79	80	
職員人工数	0.01	0.01	0.01	
職員人件費	79	79	80	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	107	107	108	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	107	107	108	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 各自治体がそれぞれ抱えている問題点等を共有することができ、本市における動物愛護管理行政の推進に役立てることができた。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	各自治体の動物行政担当職員が、それぞれの職場で抱える今日的な課題を協議できる貴重な場であり、動物行政に関する情報収集等が行える唯一の協議体として有効である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	全国の都道府県、政令指定都市、中核市及び保健所設置政令市が会員であるが、負担額については一律である。
---------------	--

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> 内容 地方公共団体が構成される協議会に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				

⑧ 総合評価

総合評価	維持 動物愛護管理行政を所掌する全ての都道府県、政令指定都市、中核市及び保健所設置政令市が参画しており、行政間のネットワークの構築や連携を図るためには、必要かつ有効な事業であり、今後も継続する。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後は、災害時における動物救護活動のあり方など、行政間の垣根を越えた広域的な活動の調査研究にも取り組んでいく必要がある。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	そ族昆虫駆除事業費	481A	事業分類	ソフト事業
根拠法令	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和26年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	45 そ族昆虫駆除費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	蚊等の昆虫、ねずみによる感染症の予防を図ること及びユスリ蚊等の不快害虫駆除の対策による快適な生活環境を守る。また、環境への影響を考えた上で、薬剤散布の必要性を考慮しながら、ポウフワ等を駆逐してくれるメダカなどの生息する自然環境の復元を目指す。																																								
対象(誰を・何を)	市民、事業者																																								
求める成果(どのような状態にしたいか)	感染症の媒体となるそ族昆虫(ねずみ、蚊、ハエ)等の衛生動物・衛生害虫及びユスリ蚊等の不快害虫の発生源に薬剤を散布し、感染症の予防並びに生活環境の向上を目的とする。																																								
事業概要	4月～11月の期間は、市内の発生源となる水路、河川等を巡回し、害虫の生息状況調査及び駆除を行う。12月以降は発生源調査や、ねずみ駆除について地区活動として市内の5人以上のグループに殺そ剤の配布を行う。																																								
実施内容	<p>蚊・はえ・ユスリカ幼虫駆除使用薬剤散布量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">薬剤名</th> <th>乳 剤</th> <th>粒 剤</th> <th>液 剤</th> <th>液 剤</th> </tr> <tr> <th>スミチオン10% (ℓ)</th> <th>ハイカブシン (kg)</th> <th>アルトシッド (ℓ)</th> <th>ベクトバック (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度</td> <td>977</td> <td>62</td> <td>1090</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>700</td> <td>78</td> <td>1258</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>635</td> <td>79</td> <td>1560</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>685</td> <td>100</td> <td>1500</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>572</td> <td>70.31</td> <td>1770</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域ぐるみの駆除指導世帯及び薬剤使用量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルファン系薬剤使用量(kg)</td> <td>4.96</td> </tr> <tr> <td>指導世帯数</td> <td>248</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤名	乳 剤	粒 剤	液 剤	液 剤	スミチオン10% (ℓ)	ハイカブシン (kg)	アルトシッド (ℓ)	ベクトバック (ℓ)	平成23年度	977	62	1090	680	平成24年度	700	78	1258	590	平成25年度	635	79	1560	460	平成26年度	685	100	1500	510	平成27年度	572	70.31	1770	480		平成27年度	フルファン系薬剤使用量(kg)	4.96	指導世帯数	248
薬剤名	乳 剤		粒 剤	液 剤	液 剤																																				
	スミチオン10% (ℓ)	ハイカブシン (kg)	アルトシッド (ℓ)	ベクトバック (ℓ)																																					
平成23年度	977	62	1090	680																																					
平成24年度	700	78	1258	590																																					
平成25年度	635	79	1560	460																																					
平成26年度	685	100	1500	510																																					
平成27年度	572	70.31	1770	480																																					
	平成27年度																																								
フルファン系薬剤使用量(kg)	4.96																																								
指導世帯数	248																																								

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	10,622	10,700	10,933	
需用費	302	253	290	殺そ剤の購入費
委託料	10,152	10,280	10,475	そ族昆虫駆除業務の委託料
使用料及び賃借料	168	167	168	車両の賃借料
人件費 B	2,971	2,402	3,359	
職員人工数	0.47	0.46	0.42	
職員人件費	2,971	2,402	3,359	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	13,593	13,102	14,292	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他				
一般財源	13,593	13,102	14,292	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	衛生害虫・不快害虫等の苦情相談件数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)						単位	件			
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	42	26年度	47	27年度	45
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った										
	衛生害虫・不快害虫(蚊・ハエ・ユスリ蚊等)については、市内の発生源となる公共の水路、河川等の巡回調査及び必要箇所への薬剤散布を行っている。ねずみ駆除については、駆除薬を市内の5人以上のグループへの配布を行っている。										

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	蚊、ハエ、ねずみによる感染症予防を図り、ユスリ蚊等の不快害虫の駆除により快適な生活を守るために必要であり、市民の快適な生活を送るために有効な手段である。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現在の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	主に公共域への薬剤散布等による感染症の予防並びに生活環境の向上を図っているため、行政が負担すべきものである。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣市(宝塚市)においても同様に委託事業として実施している。
---------------	--------------------------------

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	薬剤散布については委託済みである。その他については、利便性等を考慮し、委託等の余地はないものである。																									
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無																										
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状				●		将来像				○		内容	業者と協働で行う事業である。
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																										
	A	B	C	D	E																						
現状				●																							
将来像				○																							

⑧ 総合評価

総合評価	維持	年間気温の変動により蚊の発生状況が大きく変わるため、一律に比較することは難しいが、市民が快適な生活を送るため、コストの削減等を取り組みながら持続することが望ましい。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	より環境影響の少ない薬剤への転換を図り、魚等を増やすことにより蚊の発生自体を抑える取組も進めている。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	結核管理検診事業費	4E2A	事業分類	法定事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和26年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	10 保健所費
			目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

① 事業概要

事業実施趣旨	結核患者に対して結核の予防又は、医療上必要があると認めるときは、精密検査(管理検診)を実施し、最近6か月以内の病状に関する診断結果を把握する。本市の管理検診は、保健所と市内医療機関で受診が可能である。																		
対象(誰を・何を)	結核登録者のうち、保健所長が精密検査(管理検診)の必要があると判断した者																		
求める成果(どのような状態にしたいか)	結核標準治療を終了し不活動性(回復者)となった者に対し、再発を早期発見するとともに、治療を中断若しくは放置している者に対し病状悪化の早期発見や受療復帰への指導を行い、その病状の経過を的確に把握し、登録患者等の管理、入院勧奨等の結核予防施策の資となることを目的とする。																		
事業概要	感染症法第53条の13に基づき、結核医療を必要としないと認められてから2年(ただし、結核再発のおそれが著しいと認められる者は、3年)以内の者に対し、精密検査(管理検診)を実施し、最近6か月以内の病状に関する診断結果の把握を確実に実施する。																		
実施内容	<p>1 対象者 結核登録者のうち、保健所長が精密検査(管理検診)の必要があると判断した者</p> <p>2 検査内容 X線・喀痰検査</p> <p>3 実施機関 保健所、市内医療機関(医師会委託)</p> <p>4 実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健所受診</td> <td>57人</td> <td>87人</td> <td>99人</td> <td>47人</td> <td>60人</td> </tr> <tr> <td>医療機関受診</td> <td>33人</td> <td>51人</td> <td>65人</td> <td>36人</td> <td>17人</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】平成27年末の全登録者274人中、不活動性(治療終了者)119人。管理検診対象者91人(未受診者21名)。</p>	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	保健所受診	57人	87人	99人	47人	60人	医療機関受診	33人	51人	65人	36人	17人
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度														
保健所受診	57人	87人	99人	47人	60人														
医療機関受診	33人	51人	65人	36人	17人														

② 事業費

(単位:千円)

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	349	174	591	
委託料	349	174	591	結核登録者の管理検診医師会委託料
人件費 B	4,259	5,299	6,332	
職員人工数	0.57	0.70	0.84	
職員人件費	4,259	5,299	6,332	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,608	5,473	6,923	
C 国庫支出金	175	87	295	保健事業費負担金
県支出金				(負担率1/2)
市債				
その他				
一般財源	4,433	5,386	6,628	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	管理検診受診率							単位	%		
目標・実績	目標値	100	達成年度	—	年度	25年度	84	26年度	83	27年度	85
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 回った		平成27年度の管理検診受診率は85%で、前年度を僅かに上回った。治療開始時から、患者との人間関係を構築し、治療中断防止、治療終了後の管理検診の必要性について指導し、計画的に受診勧奨している。しかし、治療終了後連絡不通・所在不明の患者も存在し、今後も徹底した患者管理が必要である。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	法定事務である。
---------	----------

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	—
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無	感染症法第53条の13において、保健所長が精密検査を行うと規定している。本市保健所で実施するほか、患者の利便性を考慮し医師会と委託契約を結び、市内医療機関で実施しているところである。													
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無														
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">市民の領域</td> <td colspan="3">行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> </table>		市民の領域		行政の領域				A	B	C	D	E	内容	行政の責任において実施する必要がある。
	市民の領域		行政の領域												
	A	B	C	D	E										

⑧ 総合評価

総合評価	維持	従来、対象者に対し年1回の管理検診を実施していたが、平成22年1月28日付けで、厚生労働省から結核登録者の病状把握の適正な実施について通知があり、「保健所長は、登録者に対して結核の予防又は、医療上必要があると認めるときは、精密検査を実施し、最近6か月以内の病状に関する診断結果の把握を確実にすること」が示されており、法に基づき再発の早期発見のため、事業を継続する。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	他の健康診断等で病状等を把握できる場合には感染症法第53条の13の規定による精密検査については、保健所長が精密検査を行う必要はないため、対象者には治療終了時等に服薬手帳等を活用し、管理検診計画を共に作成するなど対象者の状況把握が更に確実にできるよう見直すとともに関係機関との連携をより密にし、他の健康診断等を受ける機会のない対象者が精密検査(管理検診)を確実に受けることができるよう強化していく。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	近畿公衆衛生協会連合会等会費	4E5A	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	近畿公衆衛生協会連合会規約等		事業区分	裁量的
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和23年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	10 保健所費
			目	05 保健所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	保健企画課
所属長名	松長 寿枝		

① 事業概要

事業実施趣旨	保健所活動の進展と保健所相互の連携、情報交換を図ることで、公衆衛生の向上に寄与する。
対象 (誰を・何を)	公衆衛生等関係職員
求める成果 (どのような状態にしたいか)	各会を通じて公衆衛生の最前線である現場の声を構成労働省をはじめとした国の関係機関や組織に届けたり、保健所相互間のネットワークを通じ、情報共有等を図ることで公衆衛生の向上を目指す。
事業概要	全国の保健所の保健所長をもって組織し、保健所活動の進展と保健所相互の連携、情報交換等を図り、公衆衛生の向上に寄与することを目的に活動している全国保健所長会等に参加し、会費を支出する。
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保健所長会会費 15千円 ・近畿保健所長会会費 8千円 ・兵庫県保健所長会会費 24千円 ・近畿公衆衛生連合会会費 27千円 ・兵庫県公衆衛生協会会費 5千円

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	79	79	79	
負担金補助及び交付金	79	79	79	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	395	951	960	
職員人工数	0.05	0.12	0.12	
職員人件費	395	951	960	
嘱託等人件費				
合計 C (A+B)	474	1,030	1,039	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	474	1,030	1,039	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	—							単位	—		
目標・実績	目標値	—	達成年度	—	年度	25年度	—	26年度	—	27年度	—
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		会議等には可能な限り出席し、相互連携、情報収集に努めたほか、各会を通じて国等の動きについて情報を得ることができ、保健所活動の進展に寄与した。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	保健所は、関係機関と適切に連携し、健康危機管理の拠点としての確実な役割を果たすことが求められている。加入している各会が開催する会議や研修会等に参加し、ネットワークのメリットを生かした情報提供や調査・研究事業による提言、課題の解決など、他の保健所の活動を具体的に知ることにより、健康危機管理の拠点としての役割を果たすことができる。各会の活動については、有効かつ活発になるように加入自治体の一員として働きかける余地はある。
---------	---

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	保健所を設置している都道府県、政令指定都市、中核市、保健所政令市いずれも加入しており、会費を負担している。
---------------	---

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無																								
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無																								
協働の領域	<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="5">市民の領域 ⇄ 行政の領域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> <td>D</td> <td>E</td> </tr> <tr> <td>現状</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>将来像</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>		市民の領域 ⇄ 行政の領域						A	B	C	D	E	現状					●	将来像					○
	市民の領域 ⇄ 行政の領域																								
	A	B	C	D	E																				
現状					●																				
将来像					○																				
内容	地方公共団体等で構成されている協会等に一会員として参画しており、市の主体性によって行う事業である。																								

⑧ 総合評価

総合評価	維持 他のネットワークのメリットを生かした情報提供や調査・研究事業による提言、課題の解決など、他の保健所の活動を具体的に知ることが必要であり、今後も加入している各会を通じて保健所相互の連携等を図り、公衆衛生の向上を進めていくために有効な事業であり、今後も継続する。
------	---

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も加入している各会を通じて、保健所相互の連携を図り、公衆衛生の向上を進める必要がある。
--------	---

平成28年度 事務事業シート (平成27年度決算)

事務事業名	施設維持管理事業費	411A	事業分類	施設管理運営
根拠法令	尼崎市立衛生研究所の設置及び監理に関する条例・同条例規則		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和41年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	15 衛生研究所費
			目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	衛生研究所
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	衛生研究所のフロア使用料、及び高度な精密機器を正常に稼働させるための施設維持管理事業設備が20年を経過しており、修繕・更新時期がきている。
対象(誰を・何を)	衛生研究所
求める成果(どのような状態にしたいか)	市民生活の安全のため、通常検査並びに感染症、食中毒事件や環境汚染等の緊急的な検査に迅速に対応できるよう常に万全の体制を整える。
事業概要	衛生研究所の維持・管理のために必要な事務等を実施している。
実施内容	光熱水費 庁舎・検査器具等修繕料 設備保守点検 衛生研究所フロア使用料 ①竣工年 平成5年(南塚口町4丁目4-8 市民健康開発センター ハーティ-21の5階部分) ②構造等 鉄筋コンクリート造地下1階・6階建て 延べ床面積 10,247.54m ² 敷地面積 4,796.89m ² ③管理 直営管理

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	52,501	51,987	53,123	
需用費	6,517	7,001	6,915	光熱水費、修繕料等
委託料	10,267	10,068	10,247	機器保守点検等委託料
工事請負費	0	0	0	
使用料及び賃借料	29,393	29,393	29,394	土地建物使用料
その他	6,324	5,525	6,567	旅費、負担金、役務費等
人件費 B	7,876	7,759	8,175	
職員人工数	1.59	1.58	1.47	
職員人件費	7,124	6,818	7,886	
嘱託等人件費	752	941	289	
合計 C(A+B)	60,377	59,746	61,298	
C 国庫支出金の財源内訳				
国庫支出金				
市債				
その他				
一般財源	60,377	59,746	61,298	

(単位:千円)

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	-							単位	-		
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	-	26年度	-	27年度	-
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 27年度の検査実績は4,756検体 一般有料依頼1,364検体 行政依頼3,392検体										

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民が安心して暮らせるよう新興再興感染症にかかる臨床検体、衣食住にかかる生活環境検体及び大気や河川等の環境保全にかかる検体について検査し、安全指標である科学的根拠を行政に提供するために今後も検査が実施できる体制を整える必要がある。保健所(生活衛生課、感染症対策)や環境保全課等の日常の監視指導検体や緊急検体だけでなく、市内事業者の自主検査の検体も受け入れており、尼崎市の公衆衛生及び環境保全の向上に寄与している。
---------	--

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は市民の安全・安心を確保するため、市として当然に実施しなければならぬ事業であり、受益者負担を求めることは適正でない。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	-
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input checked="" type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input checked="" type="checkbox"/> 委託等の余地無	委託業務内容は以下のとおりである。 産業廃棄物処理業務、排水処理、排気ガス処理装置保守点検、環境化学試験室保守点検、クリーンルーム保守点検、特殊ガス配管保守点検、アスベスト等廃棄物処理業務 行政検査は感染症拡大防止のための検査や生活衛生課、環境保全課などの行政機関が法規上所管している「営業停止」「改善命令」「排水停止命令」などの行政処分の根拠となる検査で「公平かつ公正、迅速、的確」に検査する必要があり、これらの公権力の行使を伴うような検査業務に直接的に関わる部分については民間委託できない。 一般有料検査においても衛生研究所と同等以上の精度を有しているかどうか委託先に対して検査項目ごとの精度管理やその確認が必要である。それには年間同じ検査を並行して行うなどのクロスチェックや同等程度の体制及び一部備品が必要となる。そうしたことから衛生研究所の一般有料依頼検査を民間に委託することは非効率であるため、衛生研究所にて一括で検査業務を行うことが適当である。
委託等の可能性		
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E 現状 将来	内容 公権力の行使を伴う専門性の高い検査業務を行う施設のため、協働はなされない。

⑧総合評価

総合評価	維持	施設が老朽化しており修繕の必要性が生じてはいるものの、安定した施設運営を行う中で適正な検査業務を行っている。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	社会情勢の変化とともに新たな検査項目の追加や検査方法の改正が見込まれるなかで、検査機器の更新を含めた施設整備について今日的な視点から工夫するなど、施設の効率的で適正な維持管理に努め、引き続き適正な検査業務を行う。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	衛生研究所事業費	411K	事業分類	ソフト事業
根拠法令	食品衛生法 水道法 水質汚濁防止法		事業区分	裁量的
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和41年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	15 衛生研究所費
			目	05 衛生研究所費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	衛生研究所
所属長名	西村 邦子		

①事業概要

事業実施趣旨	食品衛生法 水道法 水質汚濁防止法等の法令に基づき、微生物検査、理化学検査及び環境科学検査を行う。
対象(誰を・何を)	市民
求める成果(どのような状態にしたいか)	食品衛生法、環境衛生法、感染症法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関連法令に基づき、行政機関、事業者等の依頼検査を迅速かつ的確に実施し、市内の保健衛生及び環境保全上の安全を科学的に示すことで、市民が安心して生活できるまちづくりに寄与する。
事業概要	各関係法令に基づき、衛生及び環境に関する各種試験・検査・研究などを実施する。
実施内容	衛生研究所検査事業 微生物検査 事業開始年度 昭和41年度 H27年度依頼件数 理化学検査 事業開始年度 昭和41年度 H27年度依頼件数 環境科学 事業開始年度 昭和41年度 H27年度依頼件数 食品の試験検査体制整備事業 事業開始年度 平成10年度 外部精度管理調査の実施

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	8,190	8,261	7,989	
需用費	7,605	7,676	7,714	検査試薬等
役員費	179	179	180	食品の外部精度管理
使用料及び賃借料	406	406	95	位相差偏光顕微鏡賃借料等
その他	0	0		
人件費 B	101,062	102,579	105,564	
職員人工数	16.26	16.20	16.32	
職員人件費	96,083	96,091	100,847	
嘱託等人件費	4,979	6,488	4,717	
合計 C(A+B)	109,252	110,840	113,553	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
財源内訳 一般財源	109,252	110,840	113,553	

(単位:千円)

③事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	検査実施項目数(成果指標の設定が困難であるため、活動指標を設定)							単位	項目	
目標・実績	目標値	34,486	達成年度	—年度	25年度	32,986	26年度	34,486	27年度	37,047
27年度の目標に対する達成状況	<input checked="" type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った 27年度活動指標の目標値34,486項目に対し、実績は37,047項目で107%達成できた。 微生物検査11,472項目、理化学検査10,831項目、環境科学検査14,744項目									

④必要性・有効性の点検

必要性・有効性	市民が安心して暮らせるように新興・再興感染症に係る臨床検体及び衣食住にかかる生活環境検体、大気や河川等の環境保全に係る検体について検査し、感染拡大の防止や科学的根拠による安全性を行政に提供するため、今後も検査を実施する必要がある。
---------	---

⑤受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本事業は、衛生研究所の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、市内事業者等からの一般有料依頼検査においては手数料の負担を求めているが、本事業の軸は市民の安全・安心を確保するための行政検査であり、市として実施しなければならない業務であるため、受益者負担を求めるのは適正ではない。また、市の方針のもと、3年ごとの手数料見直しを検討しているなかで、その必要性がなかったものである。
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

⑥他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	26年度検査項目数(27年度検査項目数は未公表) 東大阪市 72,943項目 姫路市 85,816項目
---------------	---

⑦担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	感染症拡大防止のための検査や生活衛生課、環境保全課などの行政機関が法規上所管している「営業停止」「改善命令」「排水停止命令」などの行政処分となる検査は「公平かつ公正、迅速、的確」に検査する必要があり、これらの公権力の行使を伴うような業務は民間委託できない。また、一般有料検査においても検査精度の高さやデータに対する助言等が求められることから、市が実施することが適当である。
委託等の可能性	<input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容 公権力の行使を伴う専門性の高い検査業務であるため協働はなじまない。
	現状 ● 将来像 ○	

⑧総合評価

総合評価	維持	生活環境監視による事業所指導規制及び食品衛生意識の向上、新たな化学物質問題等への対応、環境問題に関する情報収集、提供を進めるとともに健康危機管理機能の強化に努める。
------	----	--

⑨改善の方向性

今後の改善策	今後は社会情勢の変化による新たな検査項目や検査方法の改正に対応するため、検査技術の向上を図るとともに標準作業書、検査試薬、検査機器等を今日的な視点で効率的に整備していく必要がある。
--------	--

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	地方衛生研究所全国協議会等負担金	4121	事業分類	補助金・負担金
根拠法令	-			
個別計画	地域いきいき健康プランあまがさき(評価:無)			
事業開始年度	昭和41年			
施策	11 地域保健			
事業区分	裁量的	会計	01 一般会計	
款	20 衛生費			
項	15 衛生研究所費			
目	05 衛生研究所費			

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	衛生研究所
所属長名	西村 邦子		

① 事業概要

事業実施趣旨	衛生及び環境に関連した試験研究機関との連絡を密にし、新しい情報の収集や技術の習得等により事業の強化推進を図る。
対象(誰を・何を)	職員
求める成果(どのような状態にしたいか)	社会情勢の変化に伴う新たな検査項目の追加や検査方法の改正に対応するため、新しい情報の収集や技術の習得等により事業の強化推進を図る。
事業概要	全国衛生化学技術協議会、衛生微生物技術協議会及び地方衛生研究所全国協議会への参加負担金
実施内容	<p>全国衛生化学技術協議会(14千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学会、総会、分科会等の開催 ○ 会誌等刊行物の発行 <p>衛生微生物技術協議会(8千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究会の開催 ○ 会誌等刊行物の発刊 ○ 共同研究 <p>地方衛生研究所全国協議会及び近畿支部(53千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究・試験検査等に関すること ○ 地方衛生研究所の強化に関すること ○ 衛生研究所事業の運営に関する協議・連絡 ○ 近畿14衛生研究所事業の運営に関する協議・連絡

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	75	75	76	
負担金補助及び交付金	75	75	76	
委託料				
需用費				
繰出金				
その他				
人件費 B	5,177	4,823	4,974	
職員人工数	0.68	0.69	0.74	
職員人件費	5,177	4,823	4,694	
嘱託等人件費	0	0	280	
合計 C(A+B)	5,252	4,898	5,050	
C 国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	5,252	4,898	5,050	

③ 事業成果の点検 ※ハード事業については進捗管理

評価指標	-							単位	-		
目標・実績	目標値	-	達成年度	-	年度	25年度	-	26年度	-	27年度	-
27年度の目標に対する達成状況	<input type="checkbox"/> (概ね)達成 <input type="checkbox"/> やや達成できず <input type="checkbox"/> 下回った		各研究会・総会に出席し、他の地方自治体と情報交換及び新たな情報の収集ができ、検査技術等の強化につなげた。								

④ 必要性・有効性の点検

必要性・有効性	新たな新興・再興感染症や残留農薬問題など、社会情勢の変化に応じて市民生活の安全・安心のため、健康危機管理上の最新情報を習得する必要がある。 各研究会・総会に出席することで、他の自治体との連携や情報交換及び新たな情報の収集ができ、検査技術等の強化に繋がる。
---------	--

⑤ 受益と負担の適正化の点検

現状の受益者負担	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
見直しの必要性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

⑥ 他自治体比較

他自治体及び国との基準比較	近隣自治体負担金支出状況			
	(単位:千円)			
		兵庫県	姫路市	東大阪市
	全国衛生化学協議会負担金	14	14	14
衛生微生物技術協議会負担金	8	8	8	
地方衛生研究所全国協議会負担金	53	53	53	

⑦ 担い手の点検

現状の委託等	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
委託等の可能性	<input checked="" type="checkbox"/> 法に基づき市が直接全てを実施すべき業務 <input type="checkbox"/> 上記以外 <input type="checkbox"/> 委託等の余地有 <input type="checkbox"/> 委託等の余地無	協議会等の規約で会員は保健所を有する地方自治体の衛生研究所と定めている。
協働の領域	市民の領域 ⇄ 行政の領域 A B C D E	内容
	現状	○
	将来像	

⑧ 総合評価

総合評価	維持	各研究会・総会に参加することで新興・再興感染症や残留農薬問題など社会情勢の変化に伴う新たな健康危機管理上の最新情報の収集や技術の習得ができ、市民生活の安全・安心を確保するためには今後も必要である。
------	----	--

⑨ 改善の方向性

今後の改善策	今後も各研究会・総会に出席することで、国の動向や他の地方自治体との連携や情報交換及び情報収集ができ、検査技術等の強化に繋がる。
--------	---

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	結核医療事業費	4321	事業分類	法定事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和26年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

①事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより、克服されつつあるものの、WHOが定める再興感染症という新たな形で、今なお、市民に脅威を与えており、今後も結核への迅速かつ適確な対応が求められている。
対象 (誰を・何を)	結核通院患者(感染症法第37条の2)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	結核患者の早期治療と患者の医療費負担の軽減を図るとともに結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核のまん延を防止し、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	感染症の診査に関する協議会が適正であると認められた結核患者に対して、本人等から申請に基づき結核に関する通院医療費を公費負担する(感染症法第37条の2)。
実施内容	<p>○感染症法に基づき、結核の医療に要する費用の一部を負担する。</p> <p>1 負担する医療費</p> <p>①抗結核薬の支給</p> <p>②その他必要な検査</p> <p>2 本人等の負担額</p> <p>厚生労働省令で定める治療を受けるために必要な費用を95%を上限に負担する。</p> <p>【参考】</p> <p>結核患者罹患率(人口10万人対の患者数) 尼崎市23.8(H27) 国15.4(H26) 兵庫県18.7(H26)</p>

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,420	2,716	4,330	
需用費	62	54	74	診療報酬診査支払事務費
委託料	3,358	2,662	4,256	結核患者医療費
人件費 B	6,088	6,340	6,538	
職員人工数	0.77	0.80	0.93	
職員人件費	6,088	6,340	6,538	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	9,508	9,056	10,868	
C 国庫支出金	1,679	1,718	2,128	結核予防費負担金(負担率1/2)
市債				
その他				
一般財源	7,829	7,338	8,740	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	動物愛護基金積立金	4726	事業分類	内部管理事業
根拠法令	尼崎市動物愛護基金条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	平成24年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	40 動物愛護センター費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

①事業概要

事業実施趣旨	本市における動物愛護管理施策の更なる推進に要する財源を安定的に確保する必要がある。												
対象 (誰を・何を)	市民/市内で飼育されている家庭動物等												
求める成果 (どのような状態にしたいか)	動物愛護思想の普及啓発と適正管理の推進により、人と動物が共に幸せに暮らすことができる社会を目指す。												
事業概要	動物愛護に係る事業を推進するため、市民等からの寄附金等を尼崎市動物愛護基金に積み立て運用する。												
実施内容	<p>積立金額等(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残額</td> <td>18,583,516</td> </tr> <tr> <td>積立額</td> <td>5,740,736</td> </tr> <tr> <td>運用収入</td> <td>27,952</td> </tr> <tr> <td>取崩し額</td> <td>1,255,480</td> </tr> <tr> <td>基金残高</td> <td>23,096,724</td> </tr> </tbody> </table> <p>※取り崩した1,255,480円は、【4727】動物愛護推進強化事業費に充当</p>	年度	平成27年度	残額	18,583,516	積立額	5,740,736	運用収入	27,952	取崩し額	1,255,480	基金残高	23,096,724
年度	平成27年度												
残額	18,583,516												
積立額	5,740,736												
運用収入	27,952												
取崩し額	1,255,480												
基金残高	23,096,724												

②事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	13,212	5,769	5,711	
積立金	13,212	5,769	5,711	
人件費 B	395	555	560	
職員人工数	0.05	0.07	0.07	
職員人件費	395	555	560	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	13,607	6,324	6,271	
C 国庫支出金				
市債				
その他	13,212	5,768	5,711	寄附金等
一般財源	395	556	560	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	斎場整備事業費	4921	事業分類	ハード事業
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律、尼崎市立弥生ヶ丘斎場の設置及び管理に関する条例		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和25年		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	50 墓地、斎場費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	生活衛生課
所属長名	宮永 恵三		

① 事業概要

事業実施趣旨	弥生ヶ丘斎場の火葬炉は、平成14年9月の供用開始以来、12年が経過しており、各設備が改修の時期を迎えていることから定期的な改修工事等を行う。
対象 (誰を・何を)	弥生ヶ丘斎場
求める成果 (どのような状態にしたいか)	施設の正常な運転を行い、施設使用不能による業務停止を避ける。
事業概要	平成25年度より、11基・6系列ある火葬炉の電気設備を順次更新していく。
実施内容	平成27年度において、胞衣炉、飛灰・残骨・共通設備制御盤の電気設備であるシーケンサの更新を実施した。また、5.6.7.8号炉・3.4系列について火葬炉タッチパネルの交換を実施した。

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	22,585	10,206	20,000	
工事請負費	22,585	10,206	20,000	斎場の改修工事等
人件費 B	6,834	15,115	12,975	
職員人工数	0.99	1.97	1.81	
職員人件費	6,834	15,115	12,975	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	29,419	25,321	32,975	
C 国庫支出金				
の 県支出金				
市債				
その他				
一般財源	29,419	25,321	32,975	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	予防接種事故医療費負担金	421K	事業分類	法定事業
根拠法令	予防接種法		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和51年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	15 予防接種費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

① 事業概要

事業実施趣旨	定期予防接種により健康被害を受けた者を救済する。
対象 (誰を・何を)	定期予防接種により健康被害を受けた者
求める成果 (どのような状態にしたいか)	対象者の通院状況等を的確に把握し、適正な給付に努める。
事業概要	医療費・医療手当・障害年金の支給を行う。
実施内容	<p>予防接種法の規定による定期又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合、それが予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定した時に給付される医療費等の負担金、救済措置の給付の請求(申請)は、本人又は家族が行い、「尼崎市予防接種健康被害調査委員会」を経て、厚生労働大臣が「疾病・障害認定審査会」での意見を聴き、認定される。</p> <p>1 尼崎市予防接種健康被害調査委員会の開催:1回、委員7名</p> <p>2 給付内容</p> <p>(1)【医療費】予防接種による健康被害の治療にかかる費用(健康保険給付分を除く)の実費補償として支給するもの。診察、薬剤又は治療材料の支給、医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、病院又は診療所への収容、看護、移送に要する費用の額を限度とする。</p> <p>(2)【医療手当(月額)】医療費を受けている者に対する入・通院等にかかる諸経費として支給するもの。</p> <p>①通院3日以上…36,300円 ②通院3日未満…34,300円 ③入院8日以上…36,300円 ④入院8日未満…34,300円 同一月入院通院…36,300円</p> <p>(3)【障害年金(月額)】障害の状態にある18歳以上の者に対して、障害の程度に応じて支給するもの。(18歳未満の者の養育者に対しても、別に障害児養育年金がある。)</p> <p>○A類疾病の場合 ①1級…4,962,000円 ②2級…3,969,600円 ③3級…2,976,000円</p>

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	3,296	3,366	3,372	
使用料及び賃借料	0	0	3	健康被害調査委員会会場借上料
負担金補助及び交付金	3,296	3,350	3,369	予防接種健康被害に対する医療費等
役務費		16		
人件費 B	1,423	1,110	2,079	
職員人工数	0.18	0.14	0.26	
職員人件費	1,423	1,110	2,079	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	4,719	4,476	5,451	
C 国庫支出金				
の 県支出金	2,471	2,471	2,518	予防接種費補助金(補助率3/4)
市債				
その他				
一般財源	2,248	2,005	2,933	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	結核入院医療事業費	432A	事業分類	法定事業
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	01 一般会計
事業開始年度	昭和26年度		款	20 衛生費
施策	11 地域保健		項	05 保健衛生費
			目	20 結核予防費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	感染症対策担当
所属長名	堀池 香		

① 事業概要

事業実施趣旨	結核は医療の進歩などにより、克服されつつあるものの、WHOが定める再興感染症という新たな形で、今なお、市民に脅威を与えており、今後も結核への迅速かつ適切な対応が求められている。
対象 (誰を・何を)	結核入院患者(感染症法第37条) 18歳未満で骨関節結核等で医師が長期の入院が必要と認めた児童(児童福祉法第20条)
求める成果 (どのような状態にしたいか)	結核患者の早期治療と患者の医療費負担の軽減を図るとともに結核患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、結核のまん延を防止し、もって本市公衆衛生の向上及び増進を図る。
事業概要	感染症法第19条及び第20条に基づき、結核患者に対する入院措置等について感染症の診査に関する協議会に諮問し、協議会が適正であることを認めた結核患者について、本人等からの申請に基づき結核に関する入院医療費を公費負担する(感染症法第37条)。また、骨関節結核等で医師が長期の入院が必要と認めた児童に対し、療育の給付を行う。
実施内容	○感染症法第19条、第20条又は第46条に基づく入院勧告又は入院措置に係る、医療に要する費用の全額又はその一部を負担する。 1 負担する医療費 ①診察 ②薬剤又は治療材料の支給 ③医学的処置、手術及びその他の治療 ④病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 2 本人等の負担額 所得税額が147万円を超える者については、月額2万円の自己負担額が発生する ○児童福祉法第20条の規定に基く療育の給付 1 対象者: 18歳未満の児童で、骨関節結核等の結核にかかり、長期の入院が必要な者 2 給付内容: 医療費、学習に必要な物品及び療養生活に必要な物品 【参考】 結核患者罹患率(人口10万人対の患者数) 尼崎市23.8(H27) 国15.4(H26) 兵庫県18.7(H26)

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	39,144	27,976	30,713	
委託料	11	8	26	診療報酬診査支払事務費、移送費
扶助費	39,133	27,968	30,687	結核入院医療費、療養費、結核児童療養給付費
人件費 B	6,088	6,340	6,538	
職員人工数	0.77	0.80	0.93	
職員人件費	6,088	6,340	6,538	
嘱託等人件費				
合計 C(A+B)	45,232	34,316	37,251	
C 国庫支出金の財源内訳	29,351	24,730	23,021	結核予防費負担金(負担率3/4)
市債				
その他				
一般財源	15,881	9,586	14,230	

平成28年度 事務事業シート（平成27年度決算）

事務事業名	インフルエンザ予防接種助成事業費	Q148	事業分類	ソフト事業
根拠法令	公害健康被害の補償等に関する法律		事業区分	義務等
個別計画	—		会計	50 公害病認定患者救済事業費
事業開始年度	平成18年度		款	05 公害救済事業費
施策	11 地域保健		項	05 公害救済事業費
			目	10 救済事業費

施策の展開方向	(11-3) 健康危機管理体制の確立に取り組む。		
局	健康福祉局	課	公害健康補償課
所属長名	吉崎 秀幸		

① 事業概要

事業実施趣旨	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、尼崎市公害病認定患者がインフルエンザ予防接種を受ける際に負担となる費用を助成することにより、インフルエンザに罹患したときの認定疾病の増悪を防ぐことにより健康の保持を図る。																
対象 (誰を・何を)	尼崎市公害病認定患者																
求める成果 (どのような状態にしたいか)	尼崎市公害病認定患者の健康回復の促進と福祉の増進を図る。																
事業概要	尼崎市公害病認定患者に対し、インフルエンザ予防接種助成事業を実施することにより、健康回復の促進と福祉の増進を図る。																
実施内容	実施期間 毎年度10月～1月 実施方法 医師会と契約し市内医療機関での接種は自己負担額なし、後に医師会の請求に基づき自己負担額相当分を医師会に支払う(現物給付)。市外在住患者及び64歳以下は償還払いとする。 助成額 自己負担額 事業実績 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ワクチン対象者</th> <th>受診件数</th> <th>受診率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年度季節型</td> <td>1,986人</td> <td>796件</td> <td>40.1%</td> </tr> <tr> <td>平成26年度季節型</td> <td>1,926人</td> <td>780件</td> <td>40.5%</td> </tr> <tr> <td>平成27年度季節型</td> <td>1,861人</td> <td>747件</td> <td>40.1%</td> </tr> </tbody> </table>		ワクチン対象者	受診件数	受診率	平成25年度季節型	1,986人	796件	40.1%	平成26年度季節型	1,926人	780件	40.5%	平成27年度季節型	1,861人	747件	40.1%
	ワクチン対象者	受診件数	受診率														
平成25年度季節型	1,986人	796件	40.1%														
平成26年度季節型	1,926人	780件	40.5%														
平成27年度季節型	1,861人	747件	40.1%														

② 事業費

	26年度決算	27年度決算	(参考)28年度予算	備考
事業費 A	1,572	1,881	2,619	
需用費	127	131	232	予診票、事務用品等
役務費	130	127	137	事業案内郵送料等
使用料及び賃借料	8	8	9	複写機使用料
扶助費	1,307	1,615	2,241	予防接種費自己負担額を助成
人件費 B	877	1,178	2,324	
職員人工数	0.11	0.27	0.28	
職員人件費	877	1,178	2,231	
嘱託等人件費	0	0	93	
合計 C(A+B)	2,449	3,059	4,943	
C 国庫支出金の財源内訳				
市債				
その他	1,572	1,881	2,619	公害保健福祉事業費収入等
一般財源	877	1,178	2,324	